

第 5 次

西之表市長期振興計画

後 期 基 本 計 画

【平成26年度～平成29年度】

～絆で創る、魅力あふれる豊かなまち～



鹿 児 島 県
西之表市

目次

基本構想

市の将来像	1
-------	---

序論

1 後期基本計画策定の趣旨	2
2 第5次長期振興計画の構成及び期間	2
3 計画策定の背景 (本市を取り巻く社会環境変化)	3
4 本市の重点推進項目	6
(1)雇用の創出	
(2)子育て支援	
(3)地域の再生	
5 まちづくりの基本目標	10
6 前期基本計画の進捗状況	11
7 市民意識の状況	13

基本計画

1 共通の視点に関する取り組み	15
(1)市民との協働・連携	
(2)本来の自治の確立を目指す取り組みの推進	
(3)循環と共生による豊かな環境社会の形成	
(4)元気の源となる「人づくり」のための取り組み	
2 後期基本計画体系図	20
3 分野別の施策	21
(1)分野別の施策の方向性の見方	
(2)分野別取り組み方針	
【産業振興】	22
(1)農業の振興	23
(2)林業の振興	28
(3)水産業の振興	31
(4)商工業の振興	34
(5)観光・交流の振興	37

【健康・医療・福祉】	40
------------	----

<6>健康づくりの推進	41
<7>医療保険体制の適正かつ安定的な運営	44
<8>介護保険体制の適正かつ安定的な運営	46
<9>地域福祉・社会保障の充実	48
<10>児童福祉の充実	51
<11>高齢者・障がい者福祉の充実	54

【安心・安全・基盤整備】	57
--------------	----

<12>快適な居住環境の整備	58
<13>市民生活を守る安全対策の充実	61
<14>環境衛生対策の推進	64
<15>防災対策の充実	67
<16>計画的な土地利用の推進	70

【教育・文化・スポーツ】	72
--------------	----

<17>生涯学習社会の実現	73
<18>社会教育の推進	75
<19>義務教育の充実	78
<20>芸術文化・文化財保護の充実	82
<21>社会体育の充実	84

【行政運営】	86
--------	----

<22>健全な財政運営の確立	87
<23>職員の能力向上	90
<24>計画的で効率的な行政運営の推進	92

資料編

資料①諮問書及び答申書	94
資料②後期基本計画の策定体制及び経過	96
資料③振興計画審議会委員名簿	100
資料④長期振興計画策定市民委員会委員 名簿	101
資料⑤施策担当課長・計画策定庁内検討会 委員名簿	102
資料⑥振興計画審議会条例・長期振興計画策定 市民委員会設置要綱	105

【基本構想】

市の将来像

第 5 次西之表市長期振興計画（平成 22 年度～平成 29 年度）の策定に当たっては、「市民参画を重視した計画づくり」、「わかりやすい計画づくり」、「実効性のある計画づくり」を基本として、市民アンケートや中・高校生アンケート、各校区での意見交換会を実施するとともに、長期振興計画策定市民委員会を設置し、議論を重ね、その中で様々な意見や課題があげられました。

これらの解決に向け、本市のまちづくりの方向性と 8 年後の本市の目指す姿を示す将来像を次のように掲げています。

「^{きずな}絆^{つく}で^{みりょく}創る、魅力あふれる^{ゆた}豊かなまち」

この将来像の設定に当たっての考え方は、次のとおりです。

【絆で創る】

最近、あらためて「昔の良さ」が見直されてきていますが、少子高齢化や核家族化等により、地域における人と人や世代間のつながりが希薄になってきているなかで、「結い」という、かつての地域社会を支えてきた助け合いの仕組みを見つめ直し、人と人、人と地域、人と自然との絆やつながりを大切に、市民みんなが支えあい、力を合わせて、まちづくりを進めます。

【魅力あふれるまち】

「にしのおもて」に誇りと愛着を持ち、「にしのおもてに生まれてよかった、住んでよかった、これからも住み続けたい」と思えるまちをつくりたい。そのためには、「まちの魅力づくり」が欠かせません。自然、歴史、文化、産業それぞれの分野で「魅力づくり」に努め、ひとや企業を惹きつける魅力あふれるまちを目指します。

【豊かなまち】

日本は、世界でも有数の経済大国として発展してきましたが、本市においては、市民が生活面での豊かさを実感できないという声も多く聞かれます。魅力あるまちを市民みんなで創っていくための前提として、働く場があり、そこで生活ができる基盤が築け、安心して暮らしていけることが必要です。そのためにも、経済的な豊かさやこころの豊かさを実感でき、幸せを感じられるまちを目指します。

1 後期基本計画策定の趣旨

本市では、「絆で創る、魅力あふれる豊かなまち」を将来像とした第5次長期振興計画（平成22年度～29年度）を策定し、その実現に向け各種施策の推進に努めてまいりました。

この間、少子高齢化に伴う社会保障制度の見直しや消費税増税問題、東日本大震災や政権交代、長引く景気低迷による雇用問題、TPP加入問題、地域主権改革の推進など様々な社会情勢の変化等がみられ、本市を取り巻く環境は厳しさを増し、今後、より一層、計画的な行政運営が求められています。

このたび、計画策定から4年を迎えるに当たり、あらためてこれまでの取り組みを振り返り、現状と課題を整理の上、本市将来像の実現に向け今後4年間の後期基本計画を策定します。

2 第5次長期振興計画の構成及び期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。

基本構想（8年間計画）・・・「にしのおもてし」の将来像を示しています。

基本構想は、本市が目指す将来像を明らかにするとともに、将来像実現のために、特に推進すべき項目を「重点推進項目」として盛り込んでいます。

また、市政の分野別に本市が推進すべきまちづくりの基本目標と取り組みの方向性を示しています。

期間は、平成22年度から平成29年度までの8年間です。

基本計画（後期4年間計画）・・・まちづくりの設計書を示しています。

基本計画は、基本構想を実現するための施策について、前期基本計画の成果を振り返り、市政の分野別にそれぞれの現状と課題を明らかにした上で、施策ごとの具体的な取り組みを示しています。

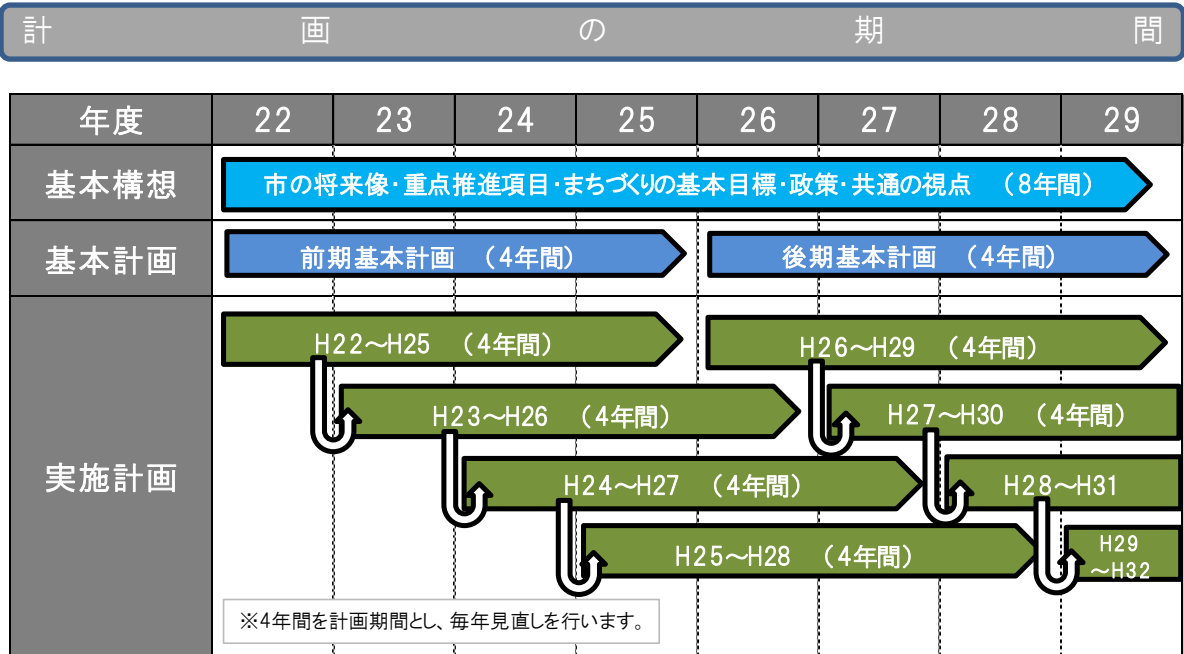
期間は、平成26年度から平成29年度までの4年間です。

実施計画（後期4年間計画）・・・基本計画に応じた具体的な取り組みを示しています。

実施計画は、基本計画の各施策の取り組みを進めるために、行政運営のなかで具体的な事業を実施していくための計画で、毎年度の予算編成の基本的な指針となるものです。

期間は、平成26年度から平成29年度までの4年間としますが、ローリング方式[※]で毎年見直しを行います。

※「ローリング方式」・・・現実と計画のズレを埋めるために、見直しや部分的な修正を、毎年定期的に行っていく手法。



3 計画策定の背景(本市を取り巻く社会環境変化)

(1) 人口減少・少子高齢化の進展

本市の人口は、市制施行当初の33,593人(昭和34年)をピークに現在まで減少傾向が続いており、直近の国勢調査では16,951人(平成22年)と、ピーク時の約半数まで減少しています。

一方で、高齢者の占める割合は増加しており、昭和40年で6.8%だった65歳以上の人口割合(高齢化率)は、直近の国勢調査では31.0%まで上昇しており、国(23.0%)及び鹿児島県(26.5%)と比較すると非常に高くなっています。

生産活動の中心となる15歳以上65歳未満の人口である生産年齢人口の割合は、昭和40年の55.5%と比較すると直近の国勢調査では55.0%とほぼ横ばいとなっていますが、15歳未満の年少人口の割合については昭和40年で38.1%、直近の国勢調査では14.0%と大幅な減少となっています。

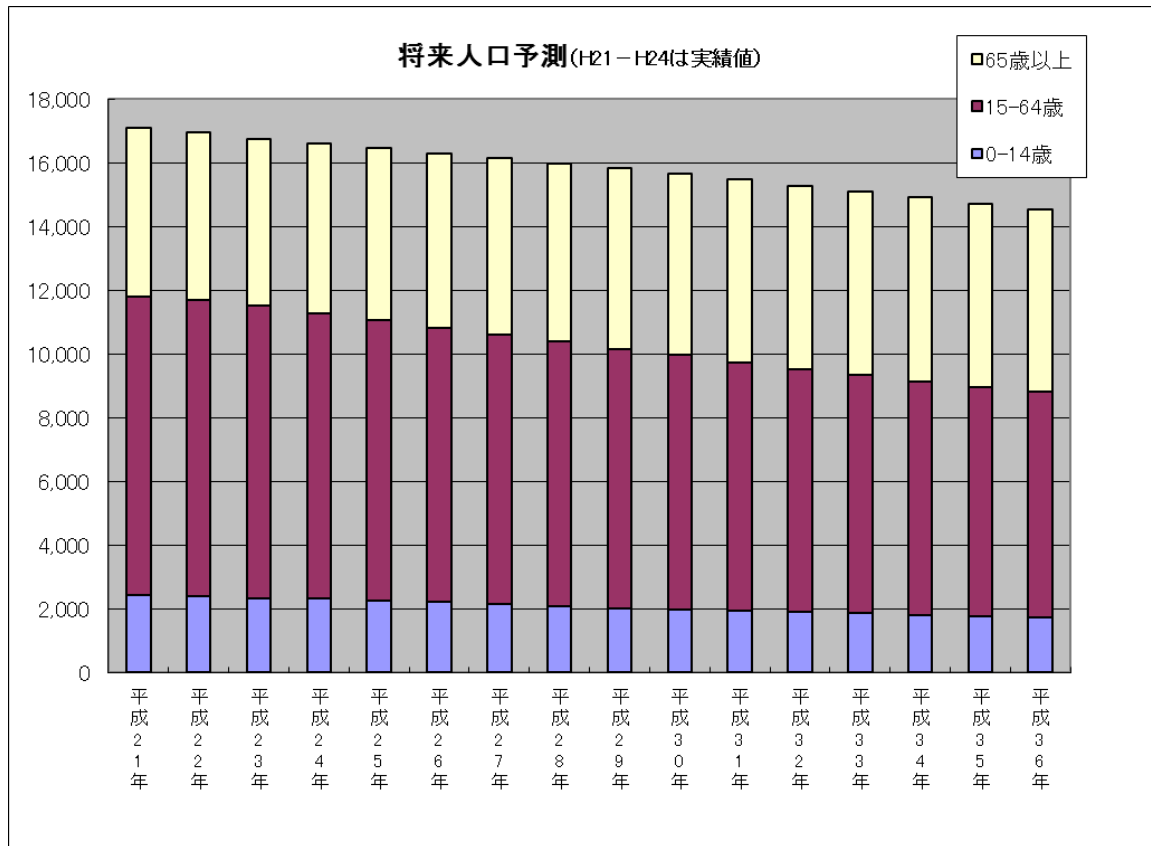
また、人口動態を見ますと、平成15年～平成19年の合計特殊出生率^{*}は1.99と全国13位と高位ではありますが、平成7年以降全ての年で死亡数が出生数を上回るとともに、雇用の受け皿がないなどの理由により人口流出に歯止めがかからない状況にあります。

以下に国勢調査と年齢別推計人口調査の結果をもとに、人口推移を予測する「コーホート法」を用いて、将来人口予測を示しています。

前期基本計画策定時の予測値と比較すると、人口減少は緩やかになってきていますが、平成36年には14,523人と14年間で約14%の減少が見込まれます。

※「合計特殊出生率」…15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。

将来人口予測



(2) 社会保障費の増大

高齢化の進展や経済成長率の低下により、住民福祉を支えるための社会保障制度のあり方についてはわが国の大きな課題となっています。

本市においても^{*}扶助費の増大は、他事業の遂行にも影響を及ぼす深刻な課題となりつつあり、社会情勢の変化や国の動向を見ながら、給付と負担のバランスを考慮の上、必要な改善を加えていくことが必要です。

※「扶助費」…住民福祉を支えるための経費で、「生活保護」など国の法律に基づいて支出するものと、自治体が独自に支出するものがある。

(3) 社会資本の更新時期の到来

本市の公共施設については、昭和30年から50年代にかけて整備されたものが多く更新時期を迎えています。^{*}資産管理の適正化を図りつつ、新公会計制度の適正な運用に努める必要があります。

※「資産管理の適正化」…個別資産の評価を計上することで、市の資産状況を正確に把握すること。

※「新公会計制度」…従来の地方自治体会計(単式簿記、現金主義会計)に複式簿記・発生主義会計の考え方を取り入れた制度。

(4) ^{*} 地方分権の進展と市民主体のまちづくり

行財政改革を推進し、行政のスリム化を図ってきましたが、「義務付け・枠付けの見直し」や「基礎自治体への権限移譲」などの地方分権改革は着実に進み、職員一人当たりの業務量は増加しています。地域の行政は地域の住民が自ら決定し責任を負う枠組みのなか、行政運営体制の仕組みの見直しが必要です。

※「地方分権」・・・政策決定権限と自由な財源を住民に近い地方自治体に移すこと。

(5) 財政の健全化

本市の財政状況は、人件費・経常経費・市債発行額の抑制と積立金の造成により格段に収支改善が図られつつあるものの、他自治体や類似団体との比較では未だ厳しい状況に変わりありません。汚泥再生処理センター整備や消防・防災無線のデジタル化などの大型投資や対応すべき行政課題が山積している状況をふまえ、より一層健全な財政構造の確立に向けた取り組みが求められています。

(6) 災害に強い安心・安全な社会の構築

平成23年3月の東日本大震災を受け、全国的に防災意識の向上がみられます。本市は台風常襲地であり、南海トラフ地震の影響も懸念されるとともに、火災発生率も高く、防災・防火対策は喫緊の課題と言えます。住民の生命、財産を守るための総合的な対策を講じていく必要があります。

4 本市の重点推進項目

重点推進項目の取り組み状況と今後の方向性

(1)	雇用の創出
-----	-------

①取り組みの概要

農業分野の取り組みにおいては、安納いもブランド推進本部の立ち上げによるブランドの確立や販路拡大、新たまねぎ等新品目栽培や安納いもの加工品づくりの支援、施設や機械導入支援による生産基盤体制整備等に力を注いできました。さらに、担い手の育成確保のために種子島営農大学校の運営支援と青年就農給付金事業に取り組み、これまで 7 人の種子島営農大学校卒業生と、16 人の青年就農給付金対象者を育ててきています。(平成 25 年 3 月 31 日現在)

林業分野におきましては、プロセッサやフォワーダー等の高性能機械を導入することでコスト削減や生産性の向上に努めてきていますが、収益を得る体制づくりには至っておらず雇用の創出まで結び付けられない状況にあります。

漁業分野におきましては、漁協青年部の活動支援等を行い新たな従事者の掘り起こしや藻場造成など漁場環境の改善に努めていますが、漁獲高は依然として伸び悩み、高齢化の進行とともに、従事者も減少傾向にあります。

企業誘致推進の一助とするため光ファイバー網の整備(平成 22 年度)を行い、情報通信格差是正に努めました。西之表市企業等立地促進条例に基づき立地協定を行った事業者は 9 事業者(平成 25 年 3 月 31 日現在)で、雇用者は延べ 46 人となります。また、国の雇用基金関連事業の活用による雇用者(短期)は述べ 162 人でした。起業支援に対しては、市単独で企業活動支援事業を開始し、平成 24 年度には 3 事業者が採択されており、中小企業への資金貸付の円滑化策と合わせ、引き続き新規及び安定経営のための支援が必要です。さらに、特産品開発センターきらりにおいて開発した「安納芋グラッセ」は、販路先としては最難関の全日空での機内販売商品に選定され、好評を得ました。

②課題

新規就農者が持続可能な経営体となることは容易ではありません。また、認定農業者の減少傾向に歯止めをかけるため、より一層、担い手の育成・強化が求められています。さらに、地域の農地をどのように利用し、認定農業者等担い手農家にどのように集積していくかが課題となっており、集落における人と農地の問題の解決に向けた 5 年後、10 年後の未来設計図「人・農地プラン」^{*}作成の支援や農業生産法人設立の支援が求められています。本市は生産基盤が脆弱であり、6 次産業の仕組みづくりは難しい面もありますが、産業間の連携を密にし、将来を見据えた新たな可能性を模索する必要があります。

企業誘致につきましては、離島のハンディキャップを抱えてはいるものの、豊かな環境や資源を生かした他地域との差別化を図った取り組みが求められています。

※「6 次産業」…第 1 次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の

製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第2次産業や第3次産業にまで踏み込むこと。

③取り組みの方向性

地域資源と地域特性を活かした新産業や、ITや福祉など新たに拡大していく分野の産業、また、農業や商工業などの主要産業の振興により雇用の拡大を図ります。あわせて、企業誘致と起業支援への取り組みを強化し、新たな雇用の場の創出を図ります。さらには、各産業間や事業者間での連携を進め、生産から流通までの産業形態の確立による収益範囲の拡大など、基盤強化による地域経済の浮揚を目指します。

④関連する主な取り組み

農業の振興	○産地づくり(地域ブランド化の推進) ○流通加工販売体制の整備 ○経営・技術支援 ○担い手育成 ○地産地消の推進 ○生産振興推進
林業の振興	○流通加工販売体制の整備 ○新規就業者支援
水産業の振興	○流通加工販売体制の整備 ○担い手育成 ○経営基盤の強化
商工業の振興	○経営安定化支援 ○雇用対策 ○地場産品の振興
快適な居住環境の整備	○情報通信基盤の整備・活用

(2) 子育て支援

①取り組みの概要

子育て世帯の経済的負担軽減のため、乳幼児医療費の助成対象年齢の引き上げや保育料の軽減、子育て応援券の支給、女性がんの節度検診の無料化などに積極的に取り組んでいます。また、放課後児童クラブの拡充やファミリー・サポート・センター事業の導入などにより、子育てと仕事の両立に力を入れています。

種子島産婦人科医院は、医師や助産師の確保など長期的な課題はありますがこれまで順調な経営がなされ、妊娠から出産、出産後の相談、保育まで一連の子育て環境は整いつつあります。さらに、青少年教育の充実につきましては、郷土に関心と誇りをもってもらう体験学習や地域活動を推進するとともに、小学校の耐震化や伊関小学校の改築、児童館及び児童センターの改修並びに耐震化などの基盤整備にも取り組んできました。また、校区が社

会福祉法人を設立し、保育園の運営主体となったことからより身近な地域の保育所として、地域が子育てを支援する体制が整備されました。

②課題

少子化や核家族化の進行で育児への不安を抱える子育て世帯が増加しており、相談場所や機会の充実とともに、児童虐待や発達障害などへの対応も求められています。

共働き世帯の増加傾向は今後も続くことが見込まれ、子育てと仕事の両立や、産婦人科医院の老朽化対策など、若者が希望をもって結婚し、安心して生活していくための支援体制は引き続きの課題となっています。

③取り組みの方向性

子どもの医療費や保育料、教育費及び周産期の医療費などに対する支援を拡充させ、子育て世代への子育て応援券の支給などにより経済的負担を軽減します。また、多様化する子育てに関する悩みや児童虐待への対応などきめ細やかな対策を講じるとともに、放課後児童クラブの充実やファミリー・サポート・センター事業の導入などにより、子育てと仕事の両立に対する支援を続けながら、保育施設や出産・託児の場を確保するなど、より一層、子育てのための環境整備を進めます。

④関連する主な取り組み

健康づくりの推進	○各世代に応じた健康診断の実施 ○健康づくり推進体制の整備
医療保険体制の適正かつ安定的な運営	○医療機関の充実・連携による地域医療体制の整備 ○緊急医療体制の整備
児童福祉の充実	○子育ての経済的負担の軽減 ○子育てと仕事の両立支援 ○子育て支援体制の拡充
快適な居住環境の整備	○住環境の整備 ○地域特性を生かした景観づくり・庭園化活動の推進
社会教育の推進	○青少年の健全育成
義務教育の充実	○学習環境の充実

(3) 地域の再生

①取り組みの概要

新たに地域支援課を設置し、地域担当職員制度を充実しながら、生活の拠点である地域が少しでも元気づくための支援策を講じてきています。校区や自治会が自らの地域の課題を解決するために比較的自由に使える地域活性化交付金制度の導入や、大字地区への若者定住促進のための住宅建設・改修・家賃補助、交通弱者対策としてのデマンド型乗合タクシー導入など積極的な支援策を講じ、一部の校区においては、地域住民が主体となった地域資源を活用した地域活性化のための取り組みが推進されつつあります。また、統廃合が見込まれた保育所を校区へ移管することにより、校区が主体となった保育所運営が開始され、順調な経営がなされつつあります。さらに、高齢化社会に対応するための見守り制度も整備されつつあります。

②課題

特に、大字地区においては、人口減少や高齢化の進行に伴い、役員のなり手不足や集落活動の担い手不足など深刻な問題が発生しており、集落機能の維持が困難な状況が発生しています。先祖代々受け継がれてきた郷土芸能の保存・伝承も困難になりつつあり、集落の崩壊は、学校の維持や集落環境の悪化、産業の衰退など市全体に多大な影響を及ぼす可能性があることから、長期的視点に立ちながら地域住民と連携の上、対策を講じていく必要があります。

③取り組みの方向性

地域が抱える問題や活性化のための新たな取り組みへの支援や体制づくりを推進し、地域の担い手となる人材の確保と一体感のある地域づくりを進めます。また、地域内、世代間での交流を活発に行うことで、地域と人、人と人との絆を醸成し、市民と行政がともに知恵を出し合い、汗をかきながら、地域力の維持・強化を図り、元気で住みよい地域づくりを目指します。

④関連する主な取り組み

農業の振興	○農村環境整備 ○産地づくり(地域ブランド化の推進) ○地産地消の推進
商工業の振興	○商店街の活性化 ○地場産品の振興
観光・交流の振興	○交流事業の推進
地域福祉・社会保障の充実	○地域内ネットワークの整備促進
児童福祉の充実	○子育て支援体制の拡充
高齢者・障がい者福祉の充実	○高齢者の社会参加の促進 ○高齢者の自立支援

	○障がい者の自立支援
快適な居住環境の整備	○住環境の整備 ○公共交通機関の整備促進
社会教育の推進	○社会教育機会・環境の充実
芸術文化・文化財保護の充実	○芸術・文化活動の推進 ○文化財保護の充実
社会体育の充実	○スポーツ・レクリエーション活動の振興
市民との協働・連携	○地域と市民活動団体の交流・連携 ○地域の人材育成 ○コミュニティ活動の推進

5 まちづくりの基本目標

『絆で創る、魅力あふれる豊かなまち』という将来像を実現するため、次の基本目標を掲げ、総合的、計画的なまちづくりを推進します。

産業振興	豊富な資源を活かした稼げるまちづくり
健康・医療・福祉	健康で安心できる暮らしを支えるまちづくり
安心・安全・基盤整備	自然と調和のとれた住みよいまちづくり
教育・文化・スポーツ	歴史や伝統を受け継ぎ、豊かな心とたくましく行きぬく力を育むまちづくり
行政運営	共に考え、互いに行動するまちづくり

6 前期基本計画の進捗状況

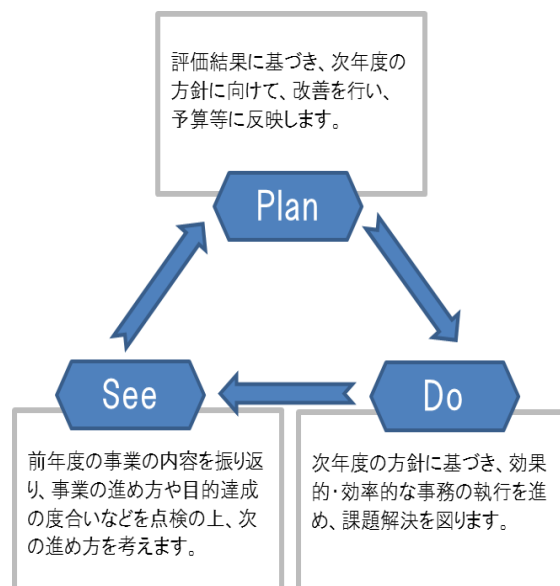
(1) 進行管理の仕組み

本市では、長期振興計画を適切に進行管理していくために、行政評価の仕組みを導入し、活用しています。

行政評価とは、行政サービスを市民ニーズに合わせ、常に「市民にとってどういう状態になることが望ましいのか」という視点に立って、分野ごとに目標とその達成度を示す指標を定め、データに基づく客観的な評価を行い、次年度以降の事業の改善に活用していく一連の仕組みのことです。

効果的・効率的な行政サービスの提供を行うため、長期振興計画を計画(Plan)として、計画に基づいた事業を実施(Do)し、その効果を振り返り(See)、改善を図っています。

第5次長期振興計画は、基本計画に定める施策と基本事業に、「めざす姿」の達成度をあらわす「成果指標」を設定しており、毎年度振り返りと改善を行っています。



(2) 評価体系

本市の行政評価は、まちづくりのためにどのような活動を行っているのか、どのような水準でまちづくりを行っていくのかをマネジメントしていくために分野毎に評価を行う「施策評価」と、具体的な事務事業の評価を行う「事務事業評価」で構成されています。

各事業が施策体系の中で、上位の目標に貢献できたか、また費用対効果等により効率的に事業が実施されたかなどの視点から評価を実施しています。



住民評価会議

(3) 前期基本計画の施策毎成果指標の達成状況

第5次長期振興計画前期基本計画は、5つの分野(政策)、23の施策、90の基本事業、729の事務事業(平成24年度末)で構成されていました。

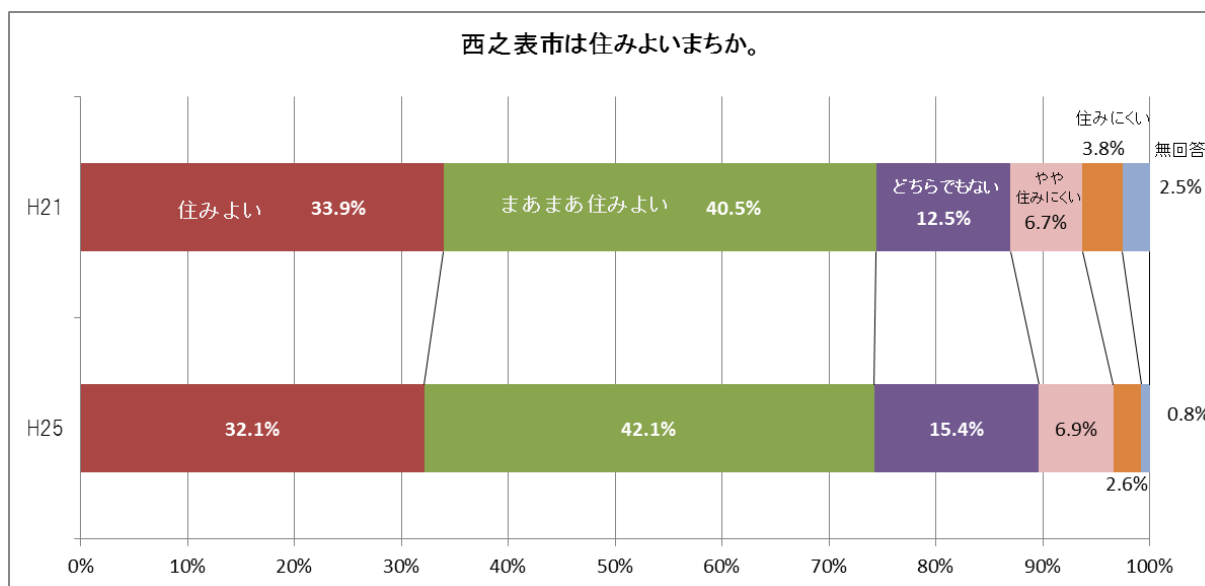
前期基本計画で掲げた成果目標に対する平成24年度末の達成割合は下表のとおりです。

施策		成果指標		達成度	施策	成果指標		達成度			
1	農業の振興	①	農業総生産額	91.06%	12	快適な居住環境の整備	①	住んでいる住宅に不便を感じている人の割合	93.20%		
		②	新規就業者数	142.86%	13		市民生活を守る安全対策の充実	①	日常生活の様々なトラブルの相談件数	112.61%	
		③	担い手農家数	94.24%				②	市内の犯罪の発生件数	126.87%	
2	林業の振興	①	林業総生産額	123.81%		14		環境衛生対策の推進	③	交通事故発生件数	130.95%
3	水産業の振興	①	漁獲高	65.40%	15		防災対策の充実		④	交通事故による死傷者数	51.02%
		②	新規就業者数	200.00%					①	市民総参加清掃事業参加者比率	72.38%
		③	漁船数	91.67%		②		温室効果ガスの削減率	未把握		
		④	漁業就業者数	88.25%		③		合併処理浄化槽の設置総数	83.96%		
4	商工業の振興	①	商工業・その他産業の生産額	91.46%	16	計画的な土地利用の推進	④	リサイクル率	50.00%		
		②	商工業・その他産業の従業者数	101.20%			①	防災の意識を日頃から持ち、災害対策に取り組んでいる人や組織の割合	88.80%		
5	観光・交流の振興	①	観光業者数	98.59%	17	生涯学習社会の実現	②	火災や事故等の発生件数	105.26%		
		②	入り込み客数	59.41%			③	避難用連絡道の数	105.04%		
		③	宿泊者数	87.30%			④	避難場所の数	88.46%		
		④	交流者数	94.76%			18	社会教育の推進	①	法令違反件数、行政指導件数	50.00%
6	健康づくりの推進	①	日頃から健康管理に取り組んでいる人の割合	89.89%	②	地籍調査面積			95.30%		
		②	自分を健康だと思う人の割合	87.73%	19	義務教育の充実	①	学習テーマを持って日頃学習に取り組んでいる人の割合	81.15%		
7	医療及び医療保険体制の充実	①	医療の現状に満足している人の割合	39.05%			20	文化・スポーツの振興	②	学習したい人の割合	116.85%
		②	国保事業運営状況	90.60%	①	学習の成果を日頃の生活に生かしている人の割合			89.79%		
8	介護サービスの充実	①	要介護認定者数の割合	119.89%	21	健全な財政運営の確立	①	学習・講座へ自ら参加している人の割合	-		
		②	安心して暮らせている高齢者の割合	93.33%			②	実質公債費比率	97.25%		
9	地域福祉・社会保障の充実	①	西之表市に住み続けたいと思う人の割合	89.41%	22	職員の能力向上と適正配置	③	財政力指数	83.33%		
		②	家族以外で助け合える人がいる割合	94.76%			①	積極的に、能力開発のための研修等に参加している職員数	105.00%		
10	児童福祉の充実	①	子育てがしやすいと思う人の割合	104.26%	23	計画的で効率的な行政運営の推進	②	市が開催する研修の数	266.67%		
11	高齢者・障がい者福祉の充実	①	高齢者福祉サービスに満足と感じる人の割合	88.78%			24	市民生活を守る安全対策の充実	①	長振計画の各年度の施策の目標達成率(成果指標の達成率)	26.40%
		②	障がい者福祉サービスに満足と感じる人の割合	71.96%	②	市民生活を守る安全対策の充実			100.00%		

※色付きの成果指標は前期基本計画策定時から変更した指標

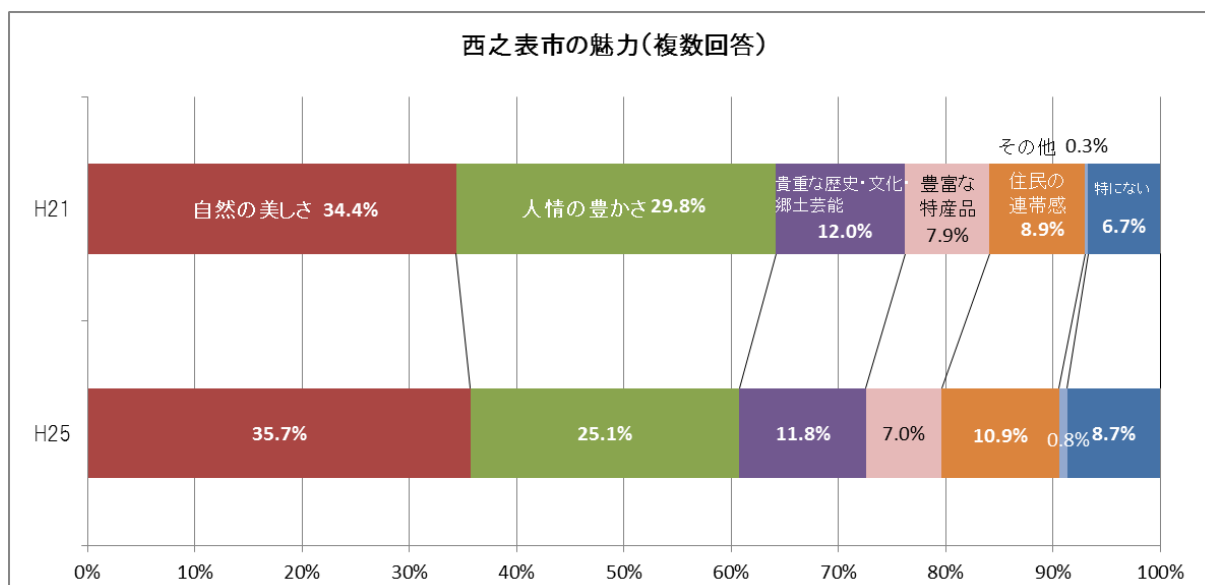
7 市民意識の状況

(1) 市民アンケートから見る本市の住み良さ

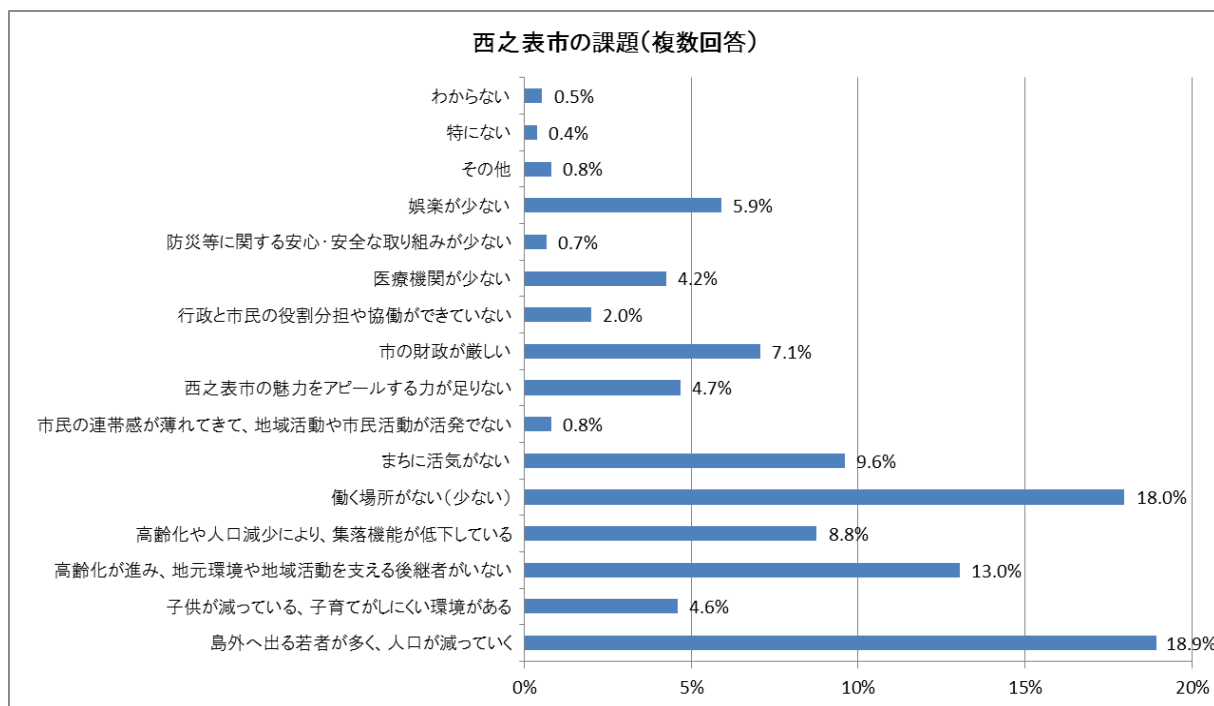


平成21年度と平成25年度の結果を比較すると、本市を住みやすいと考えている市民の割合はほぼ変わらず、住みにくいと考えている市民の割合は若干減少しています。

(2) 本市の魅力と課題

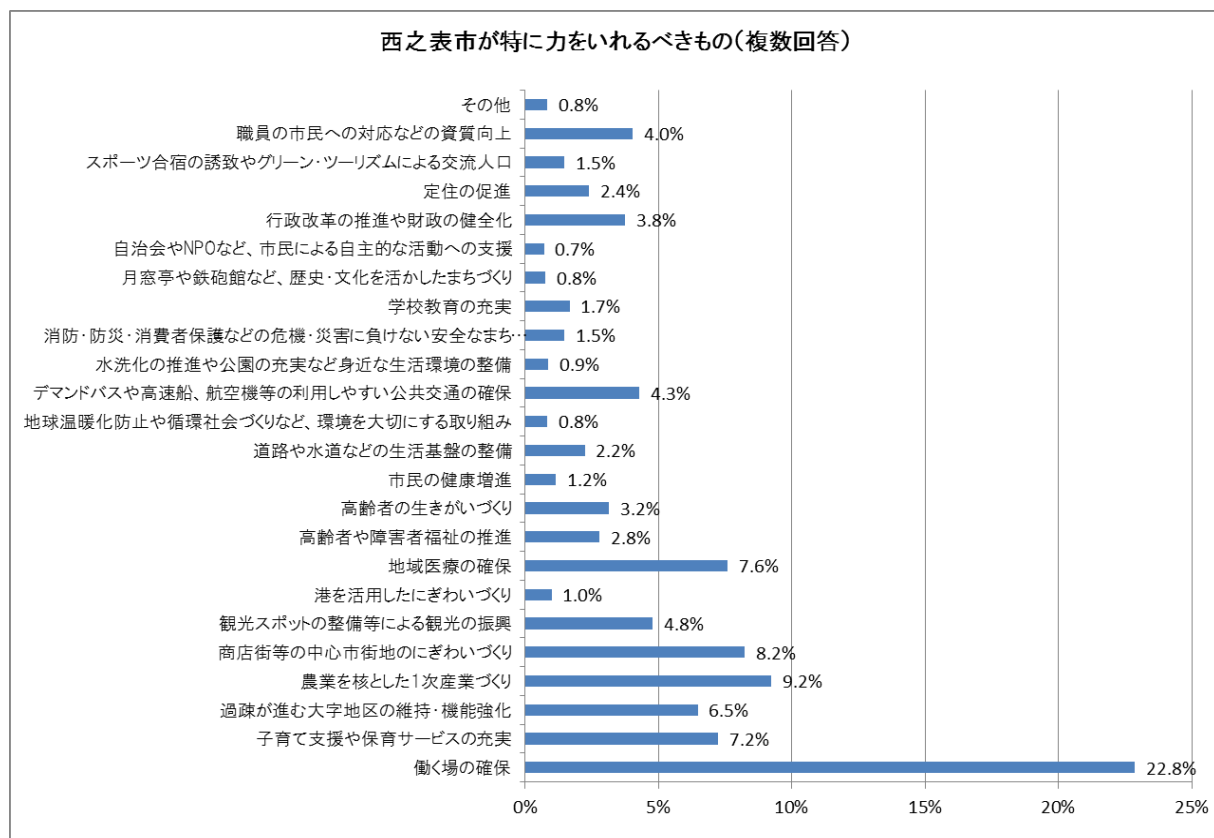


平成21年度と平成25年度の結果を比較すると、本市の魅力はほぼ横ばい状態にあるものの、特に魅力は感じない市民の割合が若干増加しています。



本市の課題は「人口減少」、「雇用の場」、「後継者問題」、「まちの活気」、「集落機能の低下」の順となっています。

(3) 今後、力を入れるべき施策



市民が行政に期待する今後力を入れるべき施策は、「働く場の確保」、「農業を核とした1次産業づくり」、「商店街等の中心市街地のにぎわいづくり」の順となっています。

「市の将来像」実現のために、今後 4 年間で「まちづくりの基本目標」の達成に向け、具体的に展開していく施策をまとめています。

1 共通の視点に関する取り組み

「市の将来像」実現のために、以下の4点については分野を問わない共通の視点として、施策の推進を図ります。

※前期基本計画から変更がない事項は「◆」、後期基本計画において変更や追加された事項は「◇」で示しています。

(1)	市民との協働・連携
-----	-----------

【現状と課題】

- ◆過疎化や高齢化に伴い、地域社会の担い手不足や活動の停滞が目立ち、深刻化しています。また、自治体の財政も厳しくなるなかで、創意と工夫による独自の地域づくりが求められるようになり、市民と行政との協働・連携は必要不可欠なものとなっています。
- ◆そうしたなかで、市では、市民参画のあり方の検討からはじまり、各種計画の策定やイベントの実施など様々な場面で市民との協働に取り組んできていますが、市民も積極的に関わろうとする人たちが増えてきています。
- ◇また、高齢化や人口減少に伴う集落機能の低下に危機感を持ち、独自の地域づくりに取り組む地域が出てきましたが、課題解決のためにはまだまだ時間がかかると思われます。
- ◆市民と行政との協働・連携という意識は醸成されつつあることから、今後は、それを可能にする仕組みづくり、環境整備をさらに進める必要があります。

【前期計画期間での取組状況等】

- ◇高齢化率は 32.8%(平成 25 年 3 月末現在)となり、65 歳以上の人口が 50%を超える集落は全 98 集落中 16 集落、60 歳以上の人口が 50%を超える集落は全 98 集落中 47 集落となっており、地域の美化活動や行事の開催、自治会の運営経費に至るまで深刻な問題が発生していることから、それぞれの地域の実情に応じた課題解決が図られるよう地域活性化交付金制度や地域担当職員制度を導入し、支援策を講じています。
- ◇地域における見守り体制の整備や、ひきこもりがちな高齢者への社会活動への参加に向けた取り組みを推進していますが、取り組みが十分とは言えません。
- ◇生活の基盤づくりを確保しつつ、行政の積極的な情報提供やリーダーシップによる地域づくりに引き続き取り組む必要があります。

【取組方針】

- ◇未婚者対策や若者定住のための取り組みを推進し、地域社会の担い手の定着に努めます。
- ◇地域活動や各種行事への積極的な参加を通じて実態把握に努め、着実に地域課題が解決できるよう支援策を講じていきます。
- ◇協働・連携のためには、市民との情報の共有、ビジョン（目指す姿）の共有が前提となることから、わかりやすい情報提供に努めながら、あらゆる機会を通じて、市民と行政が対等な立場で議論ができる場をつくるとともに、少しでも地域課題が解決できるよう支援策を講じていきます。
- ◆協働の地域づくり推進事業をはじめ、国・県等の事業も活用しながら、市民活動や地域活動に意欲的に取り組む人たちを支援し、活動を継続、発展させていけるような環境づくりに取り組みます。

（校区別高齢化率）

H25.3 月末現在

校区	人口	世帯数	65歳以上合計	65歳以上の割合(%)
榕 城	8,084	3,931	2,206	27.3
上 西	550	293	250	45.5
下 西	2,290	1,129	654	28.6
国 上	1,248	623	524	42.0
伊 関	438	210	189	43.2
安 納	430	225	170	39.5
現 和	1,405	691	539	38.4
安 城	340	183	166	48.8
立 山	121	60	56	46.3
中 割	107	64	50	46.7
古 田	465	220	186	40.0
住 吉	982	525	409	41.6
全 体	16,460	8,154	5,399	32.8

資料：行政経営課

(2) 本来の自治の確立を目指す取り組みの推進

【現状と課題】

- ◆地方分権の進展による市町村への事務権限の移譲、生活圏の拡大に伴う市民ニーズへの対応等、厳しい財政状況のなかで、行政サービスを効率的・効果的に行うためには、広域的な施策の展開が必要であることから、全国的には市町村合併が進み、現在は県域を越えた道州制の議論が進んでいます。
- ◆市では消防や介護保険、ゴミ処理等、広域での共同事務処理は行っていますが、市町村合併については、平成 15 年に 1 市 2 町による合併協議が不調に終わってから、その後の協議は進んでいない状況にあります。
- ◇全国的に市町村合併が一段落し、広域行政圏策定要綱も廃止され、国は新たに市町村の垣根を越えた広域的な連携を推進する定住自立圏[※]構想を推進していますが、本市を含む熊毛圏域は要件が合致しません。
- ◆依然として厳しい財政状況が続くなか、地域の特性を生かした自立できる地域をつくるための自治のあり方についてあらためて議論する必要があります。

※「定住自立圏構想」…人口 5 万人程度以上で昼間人口が多い(昼夜間人口比率が 1 以上)都市が「中心市」となり、生活・経済面で関わりの深い「周辺市町村」と協定を締結し、中心市が策定する定住自立圏共生ビジョンに沿って、地域全体で、医療・福祉・教育など生活機能の強化、交通・ICT インフラの整備や地域内外の住民の交流、人材育成など人口定住に必要な生活機能の確保に取り組む制度。

【前期計画期間での取組状況等】

- ◇国の広域行政圏策定要綱廃止に伴い、熊毛広域市町村圏協議会を解散し、現在は任意の協議会である種子島屋久島振興協議会で広域的な課題への取り組みを行っています。
- ◇種子島屋久島振興協議会においては、過疎化、高齢化の進行に加え、圏域住民の日常生活圏の広域化に対処するため、交通通信体系などの生活基盤の整備を進めるほか、産業の振興など地域振興課題解決のため連携を図ることとし、広域行政については、国が進める定住自立圏構想等の対象外となっていることから、本地域に見合った広域行政を推進するための新たな仕組みづくりの検討を行うこととしています。
- ◇長期振興計画の進行管理を行う上で市民意見が反映されるよう住民評価会議の取り組みを始めました。

【取組方針】

- ◇多様化する行政需要に機動的かつ効率的に対応するために、行政区域を越えた社会資本の有効活用や各自治体間の役割分担など広域的な連携による行政サービスの充実に努めるとともに、地域に見合った広域行政を推進するための新たな仕組みづくりへの検討を行います。
- ◆市民とともに、目指すべき自治のあり方についての議論を進めながら、住民意思がきちんと政策に反映され、お互いの役割と責任のもとに実行される仕組みづくりや、地域の計画

づくりに引き続き取り組んでいきます。

(3)	循環と共生による豊かな環境社会の形成
-----	--------------------

【現状と課題】

- ◆20 世紀の急速な経済成長と産業発展の影で見過ごされてきた環境破壊が、地球規模の深刻な問題として顕在化し、環境問題への取り組みは世界的に喫緊の重要課題となっています。
- ◆特に、地球温暖化対策として二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を図るため、太陽光や風力などのクリーンエネルギーへの転換が求められており、企業では技術開発競争が展開され、国や地方自治体においても、新エネルギー政策に関して積極的な取り組みが進んでいます。
- ◇平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災による原発事故は、我が国のエネルギー政策に大きな課題をもたらし、今後ますます再生可能エネルギーへの転換が進むものと予想されます。

【前期計画期間での取組状況等】

- ◇電力会社による風況調査が実施され、現在、調査結果の分析が行われています。
- ◇国による再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されるとともに、市独自の住宅用太陽光発電設置のための補助制度の導入等により、本市においても再生可能エネルギーの導入が進みつつあります。
- ◇一方で、離島は系統規模が小さいため、系統の安定性を保つために風力・太陽光発電設備の出力変動幅が制限されており、大規模発電設備設置推進の妨げとなっています。

【取組方針】

- ◆環境への負荷をできるだけ少なくするために、これまでの「大量生産、大量消費、大量廃棄」といった社会経済のあり方や生活様式を見直し、さらなる廃棄物の削減と適正処理、エネルギー消費の抑制に努め、資源が「循環」する仕組みをつくります。
- ◆人と自然が「共生」する社会を目指して、日常生活や経済活動においても環境に配慮した行動が行われるよう、環境問題に関する意識や関心を高め、市民・企業・行政が一体となって環境保全に取り組んでいきます。
- ◇豊かな自然を有する離島という環境を生かしたグリーン社会への転換を模索する取り組みを行います。

(4)	元気の源となる「人づくり」のための取り組み
-----	-----------------------

※後期基本計画の策定に当たり、新たに追加した取り組みです。

【現状と課題】

- ◇国の経済や雇用情勢が大きく変動するなか、今後、本市が持続的な発展を実現していくためには、本市を支える産業や今後不足が見込まれる分野に関わる人材を育成・確保していくことが重要となっています。
- ◇特に、農林水産業や商工業などの分野では、後継者不足、専門的・伝統的な技術の継承などが不安視され、産業振興の意欲の低下を招いています。
- ◇また、集落においては、役員のなり手や担い手不足からコミュニティ機能を維持していくことが危ぶまれています。
- ◇共働き世帯や核家族化が進むなか、本市の未来を支える子どもたちが、地域社会の中で健やかに成長し、郷土に誇りが持てる施策を展開していく必要があります。

【取組方針】

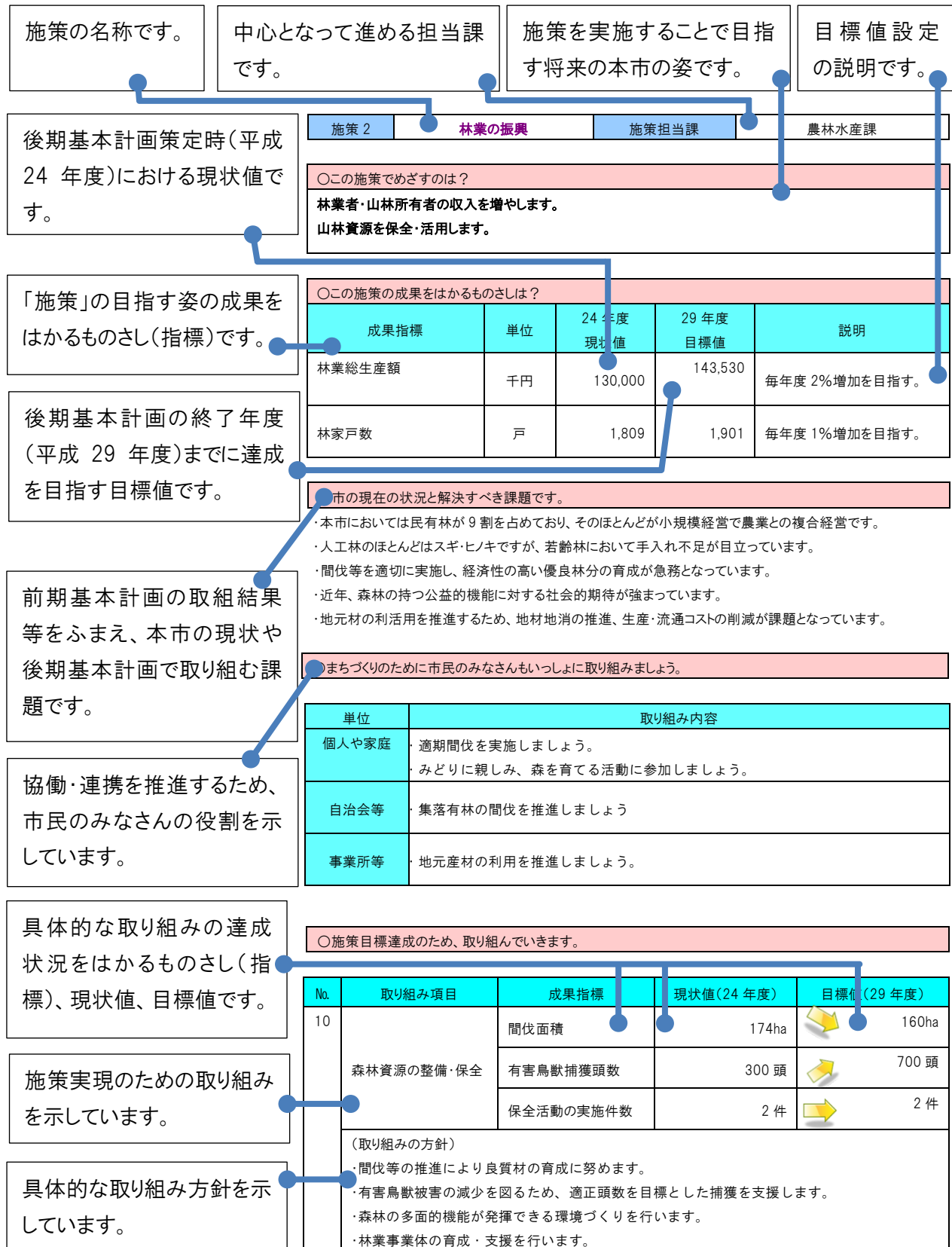
- ◇農林水産業や商工業、観光業などの産業分野、医師や看護職などの専門分野などでの人材の確保や育成策について喫緊の課題と捉え、産業を支える人づくりについて取り組みを深化していきます。
- ◇集落を支える人材の確保や人材を生かすための環境づくりなど地域振興の礎となる地域を支える人づくりについて取り組みを加速させます。
- ◇本市に生まれ育つことで本市に愛着や誇りが持てる環境を地域社会全体で醸成し、未来の西之表市を創り支える人づくりを進める方策を検討していきます。
- ◇これらの人づくりを進めていく上で行政の役割を的確に担える市職員を育成していきます。

2 後期基本計画体系図

基本構想			後期基本計画				
市の将来像	重点推進項目	政策(分野)	共通の視点	施策		基本事業	
		まちづくりの基本目標					
絆で創る、魅力あふれる豊かなまち	雇用の創出	【産業振興】 豊富な資源を活かした稼げるまちづくり ※重点的な取り組み『にぎわい創出』	『循環と共生による豊かな環境社会の形成』 『市民との協働・連携』 ・ 『本来の自治の確立を目指す取り組みの推進』 ・ 『元気の源となる「人づくり」のための取り組み』	1	農業の振興	23事業	
		2		林業の振興			
		3		水産業の振興			
		4		商工業の振興			
		5		観光・交流の振興			
		子育て支援		【健康・医療・福祉】 健康で安心できる暮らしを支えるまちづくり	6	健康づくりの推進	19事業
					7	医療保険体制の適正かつ安定的な運営	
					8	介護保険体制の適正かつ安定的な運営	
					9	地域福祉・社会保障の充実	
					10	児童福祉の充実	
	11				高齢者・障がい者福祉の充実		
	地域の再生	【安心・安全・基盤整備】 自然と調和のとれた住みよいまちづくり		12	快適な居住環境の整備	19事業	
				13	市民生活を守る安全対策の充実		
				14	環境衛生対策の推進		
				15	防災対策の充実		
				16	計画的な土地利用の推進		
				17	生涯学習社会の実現		15事業
	18	社会教育の推進					
	19	義務教育の充実					
	20	芸術文化・文化財保護の充実					
	21	社会体育の充実					
		【行政運営】 共に考え、互いに行動するまちづくり		22	健全な財政運営の確立	9事業	
				23	職員の能力向上		
				24	計画的で効率的な行政運営の推進		

3 分野別の施策

(1) 分野別の施策の方向性の見方



産業振興

基本目標

— 豊富な資源を活かした稼げるまちづくり —

【めざす姿と取り組みの方向性】

- ◆持続的な市の発展を支える経済基盤の強化を図るため、地域ブランドの確立や 1 次産品の高付加価値化、規格外品の商品化など、1 次産業の収益性向上に向けた取り組みを推進します。
- ◆農商工連携や産学官連携など、業界や分野を超えた連携を図ることにより、新たな産業の振興や商店街のにぎわい創出、1 次産業の礎となる海洋・森林資源の保全などの取り組みを推進します。
- ◆起業や事業の収益性向上に向けた取り組みを支援するため、各団体や個人が持つアイデアやノウハウ、ニーズなどを集約し、必要な情報提供を行う体制づくりを推進します。
- ◆種子島ブランドや地域に埋もれた素材の普及拡大を図るため、島外に向けた情報発信の強化や販路の拡大に向けた取り組みを推進します。
- ◆自然環境や伝統芸能、食文化などの豊かな地域資源を守り、継承することで、来島者に、種子島らしさや物語を感じてもらえるようなまちを目指します。

◇特に重点的な取り組みが必要な事項

本市を取り巻く社会環境変化を顧みたときに、最も力を注ぐべき課題が本編に記載する産業振興と捉えています。

農林水産業の振興を中心にしながら観光業や商工業の振興を推進することで経済浮揚を図りつつ、かつてのにぎわいのあるまちを取り戻す必要があります。

そこで、後期計画においては、多くの観光客や市民が交流できる機会や場の創設を核に、市全体への波及効果を見据えたにぎわい創出のための取り組みについて重点的に検討を進めていきます。

施策 1	農業の振興	施策担当課	農林水産課
------	-------	-------	-------

○この施策でめざすのは？

農業者の収入を増やします。
農業者の担い手(新規就業者)を増やします。

○この施策の成果をはかるものさしは？

成果指標	単位	24 年度 現状値	29 年度 目標値	目標値設定の説明
農業粗生産額	千円	6,282,929	6,500,000	農業粗生産額の増加を目指す。
1 戸当たりの農業粗生産額	千円	3,927	4,643	1 戸当たりの農業粗生産額の増加を目指す。
新規就業者数(年間)	人	10	5	新規就業者の育成・確保を目指す。人口減等も考慮し、設定。
担い手農家数	人	311	300	就業者の高齢化等の進行や人口減等も考慮し、設定。

○市の現在の状況と解決すべき課題です。

- ・就業者の高齢化等に伴い、営農大学校等を活用した新規就業者の確保に努めています。
- ・有害鳥獣による農産物への被害の深刻化によって農家の営農意欲が低下し、農業振興の妨げとなっています。
- ・栽培品目によっては設備投資に多額の経費がかかり、農業振興の妨げとなっています。
- ・安心・安全で品質の良いものを安定的に出荷できる競争力の強い産地づくりを推進しています。
- ・新規作物等による産地化の取り組みが進められており、新たな流通、販路の拡大が求められています。
- ・本市の農業は生産基盤が脆弱なため、6 次産業化が進まず、中心的な農家等の育成が課題となっています。
- ・[※]TPP交渉の成り行きによっては、さとうきび、でん粉甘しょ等基幹作物及び畜産業への影響が懸念されます。
- ・本市の農家の高齢化率は 65%を超え、高齢化が進んでおり、作目転換や離農者が増え始めています。
- ・高齢化による労力不足への対策や地域担い手への農地の集積を促進するため、地域営農の仕組み

づくりが求められています。

・土づくりや自給飼料の確保の必要性があり、資源循環型の農業の推進が求められています。

・老朽化している畑かん施設の更新や圃場整備、土層改良等基盤整備の推進が求められています。

※「TPP」…環太平洋戦略的経済連携協定の略称。自由化レベルが高い包括的な協定であり、参加による政治的・経済的な意義に加え、参加しなければ自動車や機械などの日本の主要産業が海外市場で不利になるとして経済団体を中心に参加を支持する声が大い一方で、関税撤廃による国内農林水産業への影響などを懸念して、農協や漁協などの生産者団体を中心に反対する意見もある。

○まちづくりのために市民のみなさんもいっしょに取り組みましょう。	
単位	取り組み内容
個人や家庭	・消費者ニーズに対応した安心・安全な農畜産物の生産を行いましょう。 ・地元の農畜産物を消費し、地産地消を推進しましょう。
自治会等	・地元の安心・安全な農畜産物の消費を推進しましょう。 ・地域にあった営農の仕組みづくりを確立し、作業の共同化や地域の担い手農家を育成しましょう。
事業所等	・大きく変化する農業情勢や生産者・消費者ニーズの多様化に対応し、農業経営の安定化や生産性・品質の向上を図るための技術指導及び販路拡大等の推進を行いましょう。

○施策目標達成のため、取り組んでいきます。				
No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24年度)	目標値(29年度)
1	生産基盤整備	基盤整備率(農道)	47.6%	 49.6%
		基盤整備率(農地・畑)	45.4%	 45.7%
		土層改良実施面積	17.4ha	 20.0ha
	(取り組みの方針) ・中山間地域の条件整備を行います。 ・農地農道網を整備します。 ・畑かん施設の延命策を講じます。 ・土層改良を推進します。 ・耕作放棄地対策を行います。			

No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
2	農村環境整備	活動組織数	19 組織	 19 組織
		整備された集落排水・集落道	61.2%	 64.2%
	(取り組みの方針) ・農地・水・環境保全事業を円滑に推進します。 ・集落内の住環境を整備します。			
3	産地づくり(地域ブランド化の推進)	安納いも粗生産額	1,110,387 千円	 1,221,000 千円
		新品目粗生産額	25,534 千円	 77,000 千円
		種子島あかおぎ牛導入頭数(年間)	18 頭	 27 頭
	(取り組みの方針) ・安納いものブランド化を進めます。 ・種子島あかおぎ牛の産地化に取り組みます。 ・市場性の高い新規園芸作物等の振興に取り組み、産地化を推進します。			
4	流通加工販売体制の整備	基金対応額	21,652 千円	 24,274 千円
		消費宣伝販売回数	1 回	 6 回
		加工販売農家戸数	7 戸	 12 戸
	(取り組みの方針) ・価格暴落時に対応できる価格安定制度を整備します。 ・せりや特産品の流通体制改善整備・販路開拓等を支援します。 ・トップセールス等消費宣伝販売への取り組みを進めます。 ・6 次産業化への取り組みを支援します。 ・製糖工場や澱粉工場への原料の安定供給を目指します。			

No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
5	経営・技術支援	研修会の開催数	5 回	 8 回
		資金利用者	2 人	 4 人
		新たな施設・技術の導入者数	0 人	 6 人
	(取り組みの方針) ・品目別経営安定対策の円滑な誘導を行います。 ・営農体系に合わせた各種研修会・講習会を実施します。 ・経営安定や拡大のための資金援助を行います。 ・経営改善が期待できる技術の普及に努めます。 ・資源循環型で安心・安全な作物生産の推進と指導体制の充実を図ります。			
6	担い手育成	担い手農家数	311 人	 300 人
		新規就業者数(年間)	10 人	 5 人
		認定農業者平均経営面積	3.9ha	 4.5ha
		営農組織等数	42 組織	 50 組織
	(取り組みの方針) ・新規就業者の育成や定着を支援します。 ・認定農業者、後継者等担い手農家の育成と経営改善・規模拡大を積極的に推進します。 ・新規就業者のための各種経営講座を開催するとともに円滑な就農が図られるよう支援を行います。 ・受委託体制の充実と地域営農の仕組みづくりを行います。 ・小中高と連携した農業教育普及事業に積極的に取り組みます。			

No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
7	地産地消の推進	市場島内産取引量	330t	 345t
		地産地消推進店	9 軒	 14 軒
	(取り組みの方針) ・地元での流通量の拡大を図ります。 ・かごしま地産地消推進店への登録を推進します。 ・地元の素材を活用した料理体験・料理教室を支援します。 ・給食センターへの地場産品の供給体制を充実させます。			
8	生産振興推進	さとうきび及び重点品 目の生産量	53,811t	 67,000t
		有害鳥獣被害件数	819 件	 200 件
	(取り組みの方針) ・品目ごとに関係機関との連携を図ります。 ・高品質・多収または省力化・規模拡大のための事業導入等を支援します。 ・生産性の高い土づくりを推進します。 ・有害鳥獣捕獲・被害防止体制の強化を図り、病虫害の被害予防対策を支援します。 ・生産振興のための基礎調査等を実施します。			
9	農地の有効利用	農地集積率	38.5%	 48.0%
		耕作放棄地率	1.0%	 0.4%
	(取り組みの方針) ・担い手への農地集積を行います。 ・耕作放棄地の解消を推進し、農地の有効利用を行います。			

施策 2	林業の振興	施策担当課	農林水産課
------	-------	-------	-------

○この施策でめざすのは？

林業者・山林所有者の収入を増やします。
山林資源を保全・活用します。

○この施策の成果をはかるものさしは？

成果指標	単位	24 年度 現状値	29 年度 目標値	目標値設定の説明
林業粗生産額	千円	130,000	143,530	毎年度 2%増加を目指す。
林家戸数	戸	1,809	1,901	毎年度 1%増加を目指す。

○市の現在の状況と解決すべき課題です。

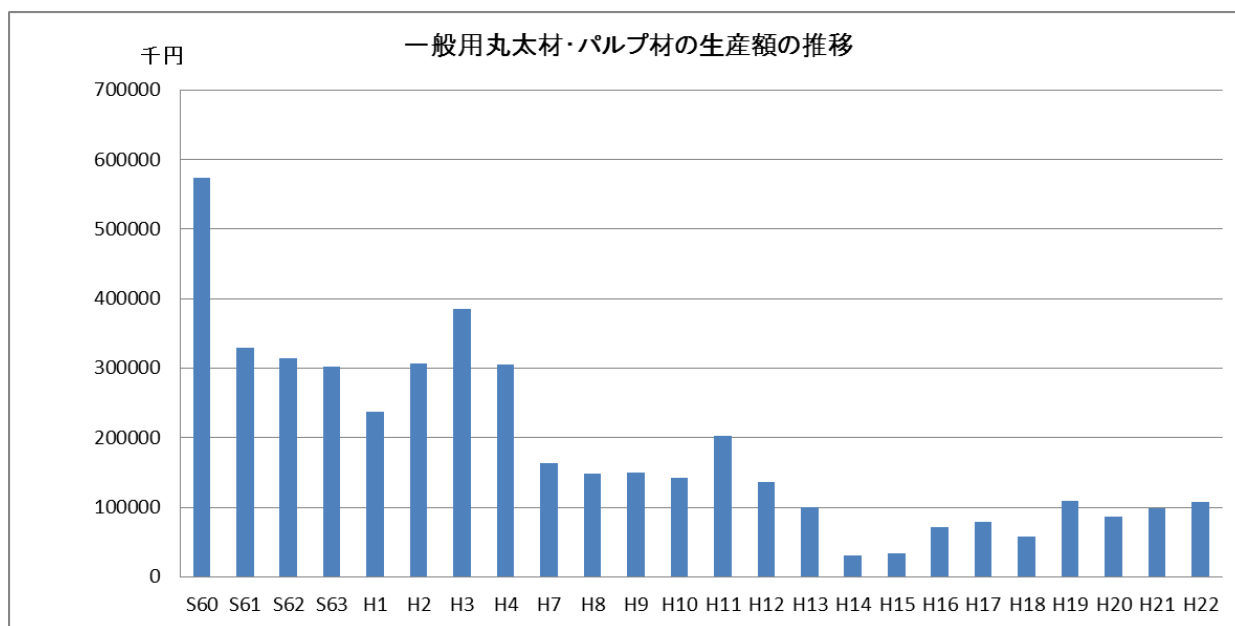
- ・本市においては民有林が 9 割を占めており、そのほとんどが小規模経営で農業との複合経営です。
- ・人工林のほとんどはスギ・ヒノキですが、若齢林において手入れ不足が目立っています。
- ・間伐等を適切に実施し、経済性の高い優良林分の育成が急務となっています。
- ・水資源の確保、山崩れ防止及び自然の景観等の森林の持つ公益的機能に対する社会的期待が強まっています。
- ・地元材の利活用を推進するため、地材地消の推進、生産・流通コストの削減が課題となっています。
- ・古田校区においては、地元特産品である「ニガダケ」加工に取り組んでいます。

○まちづくりのために市民のみなさんもいっしょに取り組みましょう。

単位	取り組み内容
個人や家庭	・適期間伐を実施しましょう。 ・みどりに親しみ、森を育てる活動に参加しましょう。
自治会等	・集落有林の間伐を推進しましょう
事業所等	・地元産材の利用を推進しましょう。

○施策目標達成のため、取り組んでいきます。				
No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
10	森林資源の整備・保全	間伐面積	174ha	 160ha
		有害鳥獣捕獲頭数	300 頭	 700 頭
		保全活動の実施件数	2 件	 2 件
	(取り組みの方針) ・間伐等の推進により良質材の育成に努めます。 ・有害鳥獣被害の減少を図るため、適正頭数を目標とした捕獲を支援します。 ・森林の多面的機能が発揮できる環境づくりを行います。 ・林業事業体の育成・支援を行います。 ・森林環境税を活用した憩いの場や安らぎの場を提供します。 ・みどりの羽根募金活動をもとに森林保全に努めます。			
11	流通加工販売体制の整備	地元材の利用率	10%	 20%
		パルプ・木質バイオマスの出荷量	8,724t	 13,500t
		特用林産物粗生産額	23,969 千円	 25,000 千円
	(取り組みの方針) ・地元産材の利用促進を図ります。 ・間伐材等の利活用を促進するため、生産・流通コストの削減を図り、パルプ材や木質バイオマスの安定供給・出荷を支援します。 ・特用林産物生産に取り組めます。			

No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
12	新規就業者支援	新規就業者数(年間)	2 人	 3 人
		雇用支援者数(年間)	16 人	 18 人
		木工教室等参加者数(年間)	50 人	 50 人
	(取り組みの方針) ・間伐作業等就労する機会を創設します。 ・林業後継者を育成し、地域におけるリーダー確保を図ります。 ・林業事業体の雇用支援を行います。 ・夏休み等を利用して子どもたちが木とふれあう機会を創設します。			



資料：農林水産課

施策 3	水産業の振興	施策担当課	農林水産課
------	--------	-------	-------

○この施策でめざすのは？

水産業者の収入を増やします。

水産業者の担い手(新規就業者)を増やします。

○この施策の成果をはかるものさしは？

成果指標	単位	24 年度 現状値	29 年度 目標値	目標値設定の説明
1 人当たりの漁獲高	千円	987	1,087	毎年度 2%増加を目指す。
新規就業者数	人	0	5	毎年度 1 人の増加を目指す。
漁船数	隻	330	330	現状維持を目指す。

○市の現在の状況と解決すべき課題です。

- ・漁業従事者が減少傾向にあり、高齢とも相まって後継者不足が深刻な課題となっています。
- ・漁船規模については軽量高速化が進み、あわせて最新の省力機械等の導入により操業区域の拡大が図られていますが、さらに推進する必要があります。
- ・磯やけ等により沿岸藻場の減少が続いており、トコブシ等の資源減少の一因となっています。
- ・漁港の施設機能については年々整備がされてきていますが、まだ十分とはいえません。
- ・漁業者の高齢化と漁船の燃料の高騰、魚価の低迷により出漁回数が減少傾向にあります。
- ・内水面漁業については、資源の減少や外来性生物の侵入により新たな疾病への対応を迫られています。

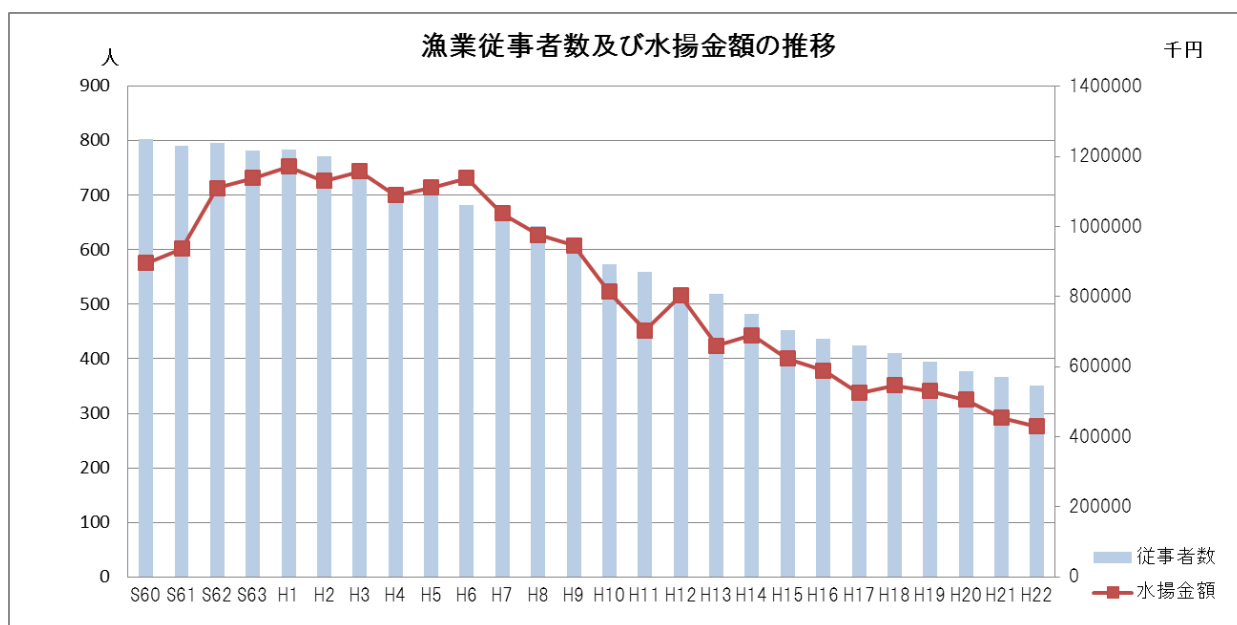
○まちづくりのために市民のみなさんもいっしょに取り組みましょう。

単位	取り組み内容
個人や家庭	・家庭と子どもの魚離れの進行を食い止めるため、魚を食す機会を増やしましょう。
自治会等	・漁業体験や魚の栄養について学ぶ機会を増やしましょう。
事業所等	・魚食に関する情報発信に努めましょう。

○施策目標達成のため、取り組んでいきます。

No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
13	漁場環境整備	イカ・トコブシの漁獲量	17.8t	 29.0t
		漁獲高	346,608 千円	 359,797 千円
		生息調査実施箇所	1 箇所	 5 箇所
	(取り組みの方針) ・藻場造成、イカ柴産卵床、稚貝放流等水産資源回復に向けた取り組みを進めるとともに、引き続き管理指導の充実を図ります。 ・漁場等の生息状況を調査し、地域に適合した漁業生産と環境整備を図ります。 ・漁港施設・漁船の改良等の支援を行います。			
14	流通加工販売体制の整備	魚食普及活動実施回数	5 回	 10 回
		島外流通量	150t	 180t
	(取り組みの方針) ・積極的な魚食普及活動を展開します。 ・新鮮な魚介類を消費者へ届けるための輸送手段を検討・実施します。 ・流通・加工施設の更新・整備を図ります。 ・付加価値を高めるための産学官連携を含めた新たな加工技術の推進を支援します。			
15	担い手育成	担い手漁師数(延べ人数)	4 人	 6 人
		新規就業者数(延べ人数)	0 人	 5 人
	(取り組みの方針) ・漁業集落環境の改善を推進します。 ・地域ごとの持続可能な漁業について検討を行います。 ・翔魚塾・船主会等担い手の組織を育成・支援します。			

No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
16	経営基盤の強化	1 船当たりの出漁回数	100 回	➡ 120 回
		0 当たりの漁獲高	872 円	➡ 1,000 円
	(取り組みの方針) ・燃料油の助成対策等により出漁意欲を高め、漁獲量の増大を図ります。 ・コスト削減のために施設・設備の導入を支援します。			



資料:農林水産課(漁協業務報告書)

施策 4	商工業の振興	施策担当課	経済観光課
------	--------	-------	-------

○この施策でめざすのは？

商工業者の収入を増やします。

商工業者の生産資源(担い手・生産経営基盤含む。)を守り、活用します。

○この施策の成果をはかるものさしは？

成果指標	単位	24 年度 現状値	29 年度 目標値	目標値設定の説明
商工業・農林水産業を除くその他産業の生産額	万円	2,231,845	2,254,163	1%増加を目指す。
商工業・農林水産業を除くその他産業の従業者数	人	5,378	5,378	人口は減少しているが、現状維持を目指す。
市内経営者の好景気感割合	%	41.0	51.0	毎年度 2%増加を目指す。

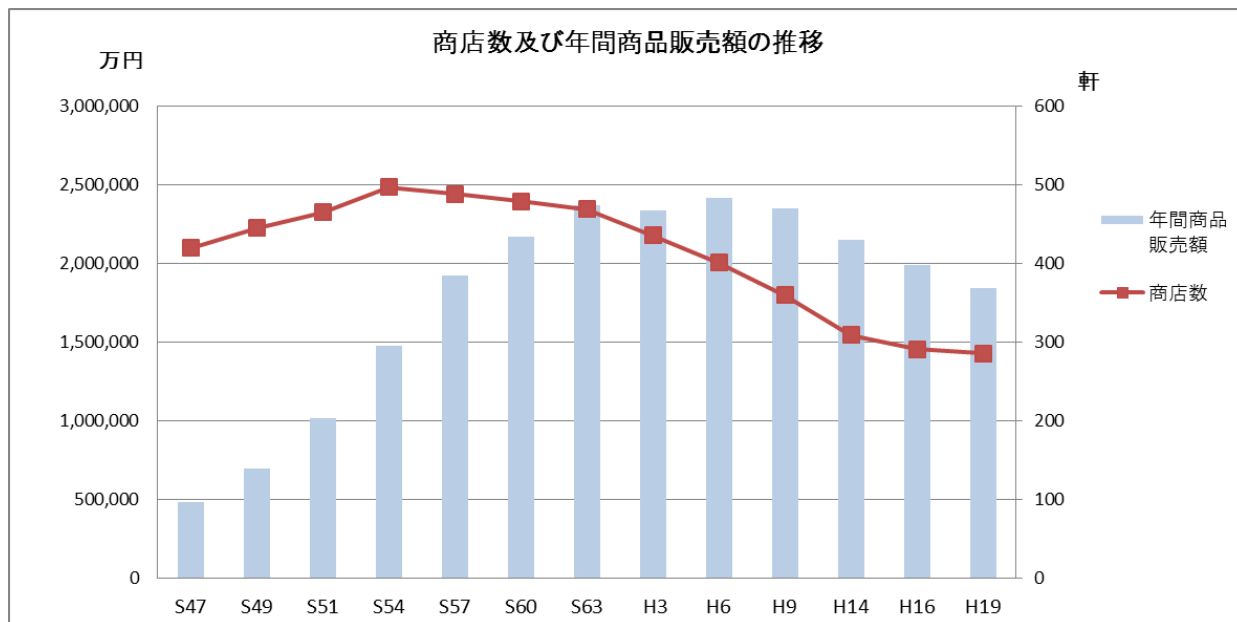
○市の現在の状況と解決すべき課題です。

- ・少子高齢化や過疎化の加速による本市の消費力の減退や島外からの大型店の進出によって、市内の商工業は低迷し、この状況は今後も続くものと予想されます。
- ・商工会員の高齢化が進むなか、後継者の育成が課題です。
- ・市民の消費を促進する必要があります。
- ・商店街の魅力創出が必要です。

○まちづくりのために市民のみなさんもいっしょに取り組みましょう。	
単位	取り組み内容
個人や家庭	・ 地場産品を購入し、消費の拡大を図りましょう。 ・ 地元のお店を利用しましょう。
自治会等	・ コミュニティビジネス（地域課題に対応するための事業）を推進しましょう。
事業所等	・ 後継者の育成を図りましょう。 ・ 特色ある商品を開発しましょう。 ・ 魅力ある商店街、商店づくりを行いましょう。

○施策目標達成のため、取り組んでいきます。				
No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
17	商店街の活性化	市内経営者の好景気感割合	41.0%	 51.0%
		商工業・農林水産業を除くその他産業の従業者数	5,378 人	 5,378 人
	(取り組みの方針) ・商工会と連携した後継者対策への取り組み、中心市街地活性化事業等の取り組みをすることにより商店街の活性化を図ります。			
18	経営安定化支援	商工業・農林水産業を除くその他産業の生産額	2,231,845 万円	 2,254,163 万円
		廃業・倒産件数	9 件	 1 件
	(取り組みの方針) ・中小企業制度融資の利用、セーフティネットの利用促進を図り、信用保証料の補助を行い円滑な資金運営ができるように経営技術の安定・向上を図ります。			

No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
19	雇用対策	商工業・農林水産業を除くその他産業の事業所数	913 事業所	➡ 913 事業所
		商工業・農林水産業を除くその他産業の従業者数	5,378 人	➡ 5,378 人
	(取り組みの方針) ・企業誘致活動や地元起業家等の支援を行うことにより、事業者や新規の就業者の増加を目指します。			
20	地場産品の振興	商工業・農林水産業を除くその他産業の生産額	2,231,845 万円	➡ 2,254,163 万円
	(取り組みの方針) ・地場産品を有効活用し農林水産業等との連携により新たな商品開発・販路拡大を進め、ブランド化の推進と収入の増を図ります。			



資料：商業統計

施策 5	観光・交流の振興	施策担当課	経済観光課
------	----------	-------	-------

○この施策でめざすのは？

市民及び来訪者に地域の魅力を知ってもらい、地元のものを購入(消費)してもらいます。
市民が収入を得る機会(場)を増やします。

○この施策の成果をはかるものさしは？

成果指標	単位	24 年度 現状値	29 年度 目標値	目標値設定の説明
商工会登録の宿泊・飲食店数	社	70	75	毎年度 1 社増を目指す。
入込客数	人	279,243	330,000	毎年度 1 万人増を目指す。
宿泊者数	人	52,939	55,500	毎年度 500 人増を目指す。
交流者数	人	2,369	2,700	平成 25 年度は事業等実施のため100 人程度の増、それ以降は 50 人増を目指す。

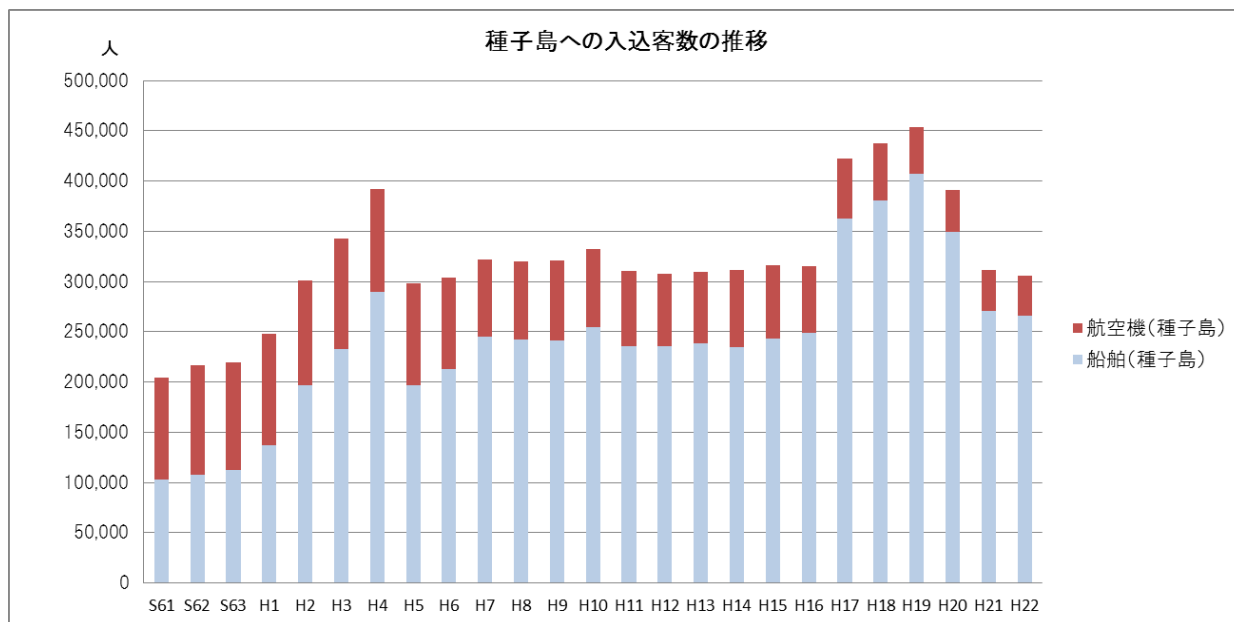
○市の現在の状況と解決すべき課題です。

- ・観光資源は豊富ですが、これまでそれらの体系立て、ストーリー展開及びターゲットの明確化などの整理ができていません。
- ・ボランティアガイドをはじめとする観光に携わる組織の育成と既存観光業者の意識の高揚や受入のための環境整備を図ることが課題です。
- ・趣味・嗜好が多様化し、またコアな体験を好む旅行者・観光客が増えてきていることから、種子島の売りである「海」の体験、マリンスポーツ等の情報を専門誌やSNS、ホームページなどを通じて特定の層にピンポイントで発信する必要があります。
- ・全国的に体験型観光や民泊体験型修学旅行の需要が増えていることから、これに対応する体制の構築が必要です。
- ・「南の島」でありながら、観光客が求める「南の島」を感じさせる景観が形成されていません。
- ・種子島までの交通費等の旅行コストが他地域より割高となっています。

○まちづくりのために市民のみなさんもいっしょに取り組みましょう。	
単位	取り組み内容
個人や家庭	・地域の魅力をよく知り、知人・友人へ種子島の情報を知らせましょう。 ・地域資源の環境維持、清掃活動ボランティア、おもてなしガイドなどの活動に積極的に参加しましょう。
自治会等	・民泊やグリーン・ツーリズム体験提供のために、農林漁家発掘の呼びかけを行いましょう。 ・地域のガイドや環境維持活動団体などの活動に参加しましょう。
事業所等	・国内外の観光客への接遇向上や外国語表記等の実施に努めましょう。 ・写真やブログ、SNSサイトなどで情報発信に努めましょう。 ・観光統計に協力しましょう。

○施策目標達成のため、取り組んでいきます。				
No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
21	観光施設の整備	入込客数	279,243 人	 330,000 人
		宿泊者数	52,939 人	 55,500 人
	(取り組みの方針) ・観光施設の整備・充実、新たな観光資源の発掘・観光ルート化、景観形成等により、来訪者がより満足できる観光を創出します。			
22	観光客誘客活動の推進	入込客数	279,243 人	 330,000 人
		宿泊者数	52,939 人	 55,500 人
	(取り組みの方針) ・新幹線開通等様々な状況の変化に対応した広報活動を計画的に推進します。また、接客や歓迎イベントなど受入体制を充実させ、より質の高いサービスにより来訪者の満足度を高めます。 ・魅力ある観光素材、イベントなどの企画を旅行エージェント等に提供し、航空路を利用した旅行商品造成に向けて取り組みます。 ・地元食材や特産品など地場産品と観光地をセットにした観光PRを行い、交流人口の増加を図ります。			

No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
23	交流事業の推進	交流者数	2,369 人	2,700 人
	(取り組みの方針) ・島外者との交流の機会や場を創出し、種子島の魅力を理解することで、リピーターとなり定住者となってもらえるような仕組みづくりを行うとともに、種子島のファンの人に種子島の広報の一端を担ってもらいます。 ・民泊受入家庭登録の推進や受入に必要な講習の実施など体制の構築を図ります。また、農林漁家や地元企業などと連携の上、各種体験メニューの充実を図ります。 ・種子島の玄関口である西之表港を核とした観光交流推進のための環境整備を推進します。			



資料：種子屋久観光連絡協議会

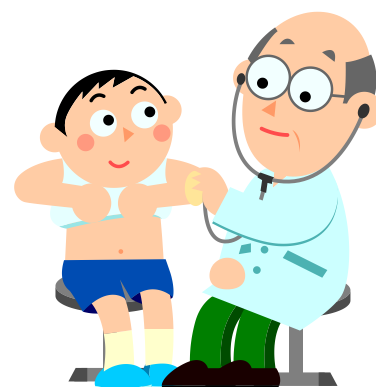
健康・医療・福祉

基本目標

— 健康で安心できる暮らしを支えるまちづくり —

【めざす姿と取り組みの方向性】

- ◆出産、子育て、介護、そして人生の最後を迎えるまで、家族や地域社会の人々とのつながりのなかで過ごすことができる、誰もがそんな人生を安心して送れるまちを目指します。
- ◆「産み、育て、家で看取る」ことが安心してできるような環境をつくること、そして地域の中で見守り助け合える関係を築くこと、それがひとつの「住みよさ」につながると考えます。
- ◆そのためには、家、家族、地域の持つそれぞれの役割がうまく機能すること、そしてそれを支える医療機関、福祉施設、行政のネットワークを確立し、十分にサポートできる体制を整えることが求められます。
- ◆社会全体として、人を育て、見守っていくことに責任を持ち、一人一人が安心して心も体も健康に暮らしていけるまちを目指します。



施策 6	健康づくりの推進	施策担当課	健康保険課
------	----------	-------	-------

○この施策でめざすのは？

市民が健康に暮らせるまちを目指します。

○この施策の成果をはかるものさしは？

成果指標	単位	24 年度 現状値	29 年度 目標値	目標値設定の説明
日頃から健康管理に取り組んでいる人の割合	%	85.4	95.0	前期の目標値に達していないため、引き続き 95%を目指す。
自分を健康だと思う人の割合	%	65.9	75.0	前期の目標値に達していないため、引き続き 75%を目指す。

○市の現在の状況と解決すべき課題です。

- ・メタボリックシンドローム[※](特に高血圧症)の割合が高く、特に若年層の生活習慣病が増加傾向にあります。
- ・健康診査の広報啓発に努めていますが、受診者が少なく、受診する人も固定化しています。
- ・本市の特定健診[※]の受診率は、平成 24 年度実績で 31.1%と、国の目標である 65%と乖離しています。
- ・健康教室や健康相談等への参加者が固定化しています。
- ・健康診査を受ける人が少ないことから、疾病の早期発見、早期治療のために未受診者の掘り起こしが必要であるとともに、市民の健康づくりに対する意識をどのように変えていくかが課題となっています。

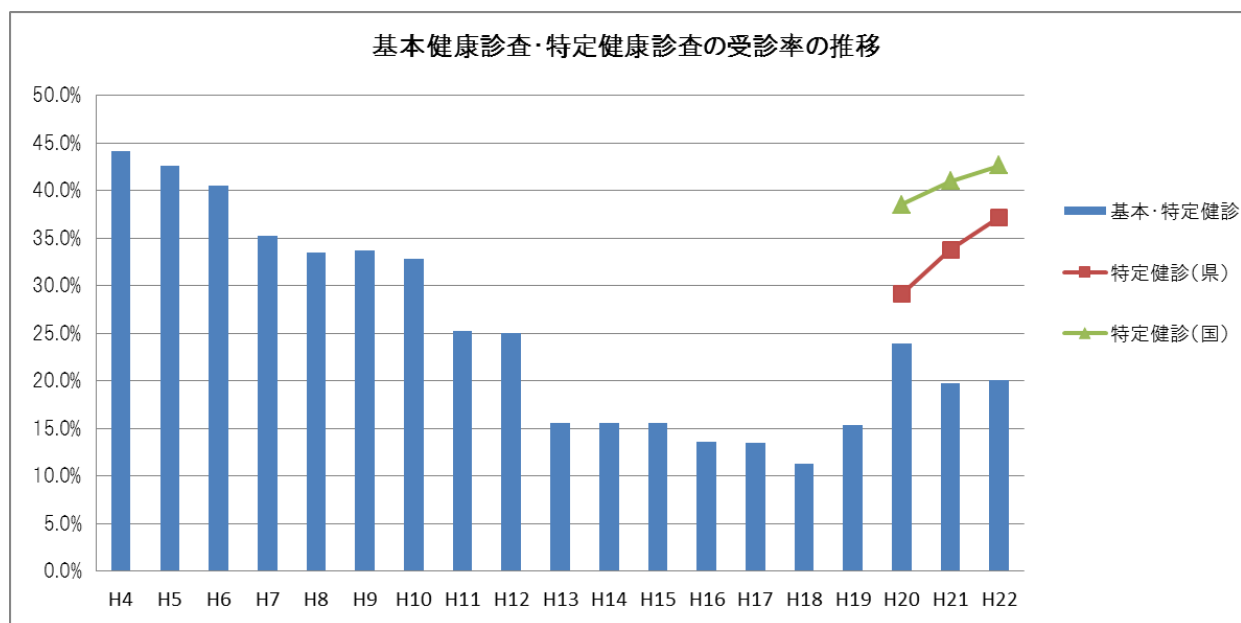
※「メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)」…腹部の内臓に脂肪が蓄積した内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか 2 つ以上をあわせもった状態。

※「特定健診」…40 歳以上 75 歳未満を対象に内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする人を選び出すための健診。健診項目には、内臓脂肪の蓄積状態をみるために腹囲の計測等を実施。

○まちづくりのために市民のみなさんもいっしょに取り組みましょう。	
単位	取り組み内容
個人や家庭	・健康づくりの第1歩として年1回健診を受けましょう。
自治会等	・地域ぐるみで健康づくりに取り組み、みんなで健診への声掛けをしましょう。
事業所等	・事業所は、従業員の方に年1回は、健診を受けさせましょう。 ・健診機関・医療機関は、健診を受けやすい体制づくりに努めましょう。

○施策目標達成のため、取り組んでいきます。				
No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24年度)	目標値(29年度)
24	各世代に応じた健康診断の実施	特定健診受診率	31.1%	 60.0%
		がん検診受診率	14.0%	 25.0%
	(取り組みの方針) ・子どもから高齢者まであらゆる機会を捉えて啓発活動を行うとともに、健康診断の長期未受診者や節目検診対象者等への受診勧奨を強化し、受診率の向上を図ります。 ・医療機関や地区組織、他の事業との連携を図りながら、効率的かつ市民が受診しやすい体制づくりを行います。 ・節目検診の実施や負担金の助成内容等の充実を図ります。			
25	健康づくりの啓発	健康相談教室実施回数	85回	 85回
		健康相談教室参加者数	2,203人	 2,500人
	(取り組みの方針) ・市民誰もが気軽に参加できる健康教室や健康相談、ミニ講演会を開催します。 ・食事や運動、生活習慣の改善についての意識高揚を図ります。 ・主体的な健康づくり活動を支援します。			

No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
26	健康づくり推進体制の整備	保健センター利用件数	308 件	400 件
		保健センター利用者数	14,061 人	15,000 人
	(取り組みの方針) ・保健センターを健康づくりの拠点として、利用しやすい体制づくりを推進します。 ・公民館等に地域の高齢者が気軽に集まれる環境をつくれます。 ・高齢者の自発的な介護予防活動を支援していきます。 ・地域ぐるみの健康づくり活動を支援します。 ・市民の健康増進を図るための温浴施設等の整備や活用方法についての検討を進めます。			



※ 法改正により、基本健康診査が平成 20 年度から特定健康診査へ

資料：健康保険課

施策 7	医療保険体制の適正かつ安定的な運営	施策担当課	健康保険課
------	-------------------	-------	-------

○この施策でめざすのは？

市民に適正な給付を提供し、持続可能な制度運営を図ります。

○この施策の成果をはかるものさしは？

成果指標	単位	24 年度 現状値	29 年度 目標値	目標値設定の説明
産婦人科医院の助産師数	人	3	5	安心して子どもを産むことができる環境を整備するため、少なくとも 5 人の確保を目指す。
国保事業運営状況 (地域差指数) ※	ポイント	1.043	0.940	全国平均 1 を下回ることを目指す。

※「地域差指数」…年齢構成を是正した基準給付費に対する実績給付費の比率で全国平均を 1 として表す。数値については、当該年度発表数値(前年度における従来制度での算出方法による数値)を掲載。

○市の現在の状況と解決すべき課題です。

- ・本市の国保事業においては、国保税と国等の補助金で医療費等を賄っておらず、国保事業の運営に支障をきたしています。
- ・一部で重複[※]、頻回、重症化してからの受診等がみられ、医療費の増加につながっています。
- ・1 市 2 町で運営している産婦人科医院施設が老朽化しているため、対策が求められています。
- ・長期的、安定的な医療の体制を整えるため医師・助産師・看護師等の確保が必要となっています。
- ・平成 23 年 12 月からドクターヘリが運航し昼間の救急体制は整ってきましたが、荒天・夜間等の搬送については防災ヘリや自衛隊ヘリで行っています。
- ・今後、在宅医療の重要性が高まることが考えられ、関係機関との協議、連携が必要です。

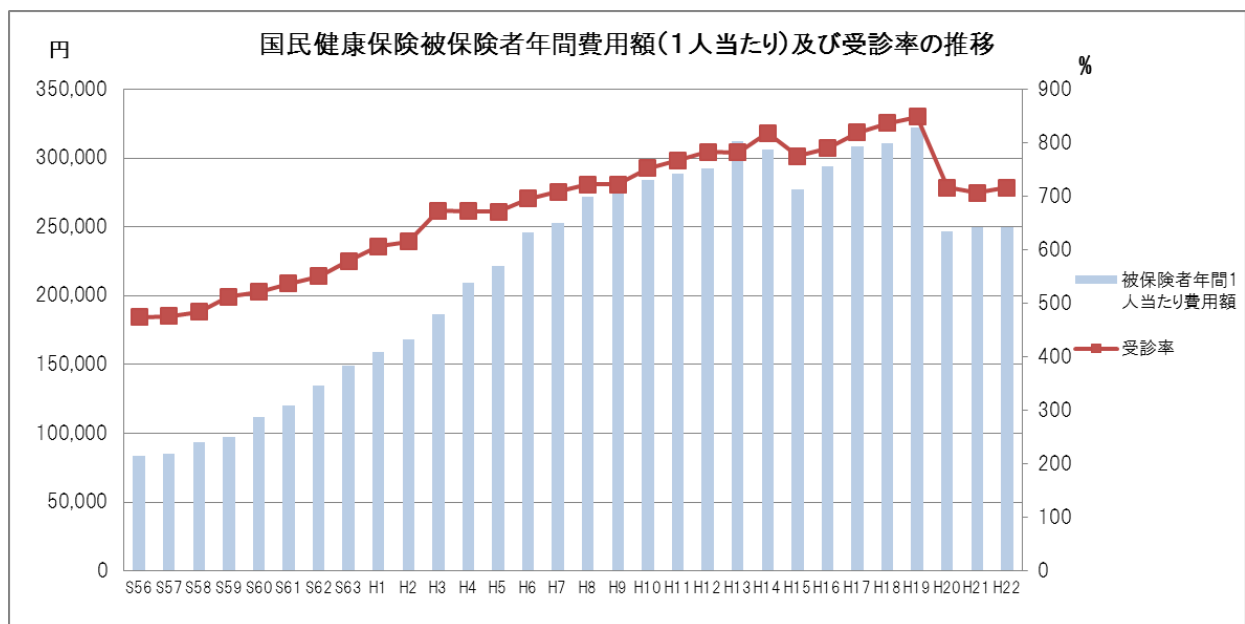
※「重複受診」…同一の疾患で同時に複数の医療機関を受診すること。

「頻回(ひんかい)受診」…頻繁に医療機関を受診すること。

○まちづくりのために市民のみなさんもいっしょに取り組みましょう。

単位	取り組み内容
個人や家庭	・適正な受診を心掛けましょう。
自治会等	・国保税の収納率の向上に協力しましょう。
事業所等	・医療機関は、適正な医療の提供を行いましょう。

○施策目標達成のため、取り組んでいきます。				
No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24年度)	目標値(29年度)
27	医療機関の充実・連携による地域医療体制の整備	現在の医療に満足している人の割合	37.1%	 50.0%
	(取り組みの方針) ・地域医療体制の整備に努めます。 ・長期的・安定的な周産期医療を確保するための検討を重ね、対策を講じていきます。 ・遠隔地治療等の高度情報網の整備を推進します。			
28	医療保険給付の適正化	保険給付費(国保特別会計)	162,500 万円	 142,500 万円
	(取り組みの方針) ・疾病の早期発見、早期治療のための健診受診率向上を目指します。 ・レセプトや健診結果を分析し、疾病の重症化を防止するため、各種教室等を実施します。 ・医療機関への適正受診指導と、ジェネリック医薬品の活用を促進します。			
29	緊急医療体制の整備	休日等救急外来受入患者数	4,172 人	 5,200 人
	(取り組みの方針) ・第2次救急医療体制を充実、強化していきます。 ・ドクターヘリ事業の円滑かつ効果的な運営を図ります。 ・既設ヘリポートの施設整備に努めます。			



資料：健康保険課

施策 8	介護保険体制の適正かつ安定的な運営	施策担当課	健康保険課
------	-------------------	-------	-------

○この施策でめざすのは？

市民に適正な給付を提供し、持続可能な制度運営を図ります。

○この施策の成果をはかるものさしは？

成果指標	単位	24 年度 現状値	29 年度 目標値	目標値設定の説明
要介護(要支援)認定者数の割合	%	21.7	21.7	介護予防等に努め、現状維持を目指す。
介護サービスの利用率	%	81.6	82.4	過剰ではなく、適正な介護サービスの提供を実施するため、ほぼ現状維持を目指す。

○市の現在の状況と解決すべき課題です。

- ・少子高齢化の進展により高齢化率は年々増加傾向にあり、単身高齢者や高齢者の夫婦のみの世帯も増えています。
- ・要介護認定者数も平成 24 年 3 月に策定した本市第 5 期介護保険事業計画の推計を上回り増加傾向にあります。
- ・要介護認定者の増加により、保険給付費が急激に伸びています。
- ・要介護認定者のうち、介護サービスを利用していない認定者の支援体制の整備が必要です。
- ・要支援者が増えていることから、介護予防事業の取り組みを強化する必要があります。
- ・今後、在宅介護の重要性が高まることが考えられ、関係機関との協議、連携が必要です。

○まちづくりのために市民のみなさんもいっしょに取り組みましょう。

単位	取り組み内容
個人や家庭	・要介護状態とならないよう自らの健康や介護予防について意識を高め、自立した日常生活が送れるよう努力しましょう。
自治会等	・地域における高齢者の支援体制を構築し、関係機関との情報を共有しながら連携しましょう。
事業所等	・本人及び家族の意向を十分配慮しながら、適正な介護サービスの提供に努めましょう。

○施策目標達成のため、取り組んでいきます。				
No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
30	介護保険給付の適正化	要介護認定者数	1,174 人	 1,174 人
		要介護認定者割合	21.7%	 21.7%
	(取り組みの方針) ・介護保険事業計画に沿った適正かつ持続可能な制度の運用に努めます。 ・介護保険基盤の安定的な運営に努めます。			
31	介護者への支援の充実	介護サービス利用者 のうち負担軽減を受 けている介護者の割 合	38.9%	 38.9%
	(取り組みの方針) ・介護者が抱える精神的、身体的な負担の軽減を図る機会の充実に努めるとともに、利用 者負担を軽減させるための経済的支援を行います。			
32	介護サービス体制の充実	介護サービス利用者 数	958 人	 967 人
		介護サービス提供事 業者数	31 事業所	 33 事業所
	(取り組みの方針) ・必要な介護サービスが安心して受けられるように、給付の適正化に努めます。 ・介護従事者の労働環境等、処遇の改善に努めます。			
33	介護予防の推進	介護予 防 事 業 参 加 者 数	9,423 人	 13,000 人
	(取り組みの方針) ・一般高齢者 [*] には介護予防の普及啓発を行い、特定高齢者 [*] には各種事業への積極的な参加を 促し、他の施策との連携も図りながら、元気な高齢者づくりに努めます。 ・「基本チェックリスト」 [*] 調査を実施し、特定高齢者の把握に努め、地域の介護予防事業活動への 支援を強化します。 ※「一般高齢者」…65 歳以上の第 1 号被保険者のすべての人(元気な高齢者)。 「特定高齢者」…2 次予防事業対象者。日常生活に必要な機能が低下していき、近い将来要支援・要介護状態に なるおそれのある高齢者。特定高齢者と認められれば、「介護予防プログラム」を受けることができ る。 「「基本チェックリスト」調査」…生活機能の低下がないかを調べるための調査票。			

施策 9	地域福祉・社会保障の充実	施策担当課	福祉事務所
------	--------------	-------	-------

○この施策でめざすのは？

市民がお互いに助け合い、支え合うまちを目指します。

○この施策の成果をはかるものさしは？

成果指標	単位	24 年度 現状値	29 年度 目標値	目標値設定の説明
西之表市に住み続けたいと思う人の割合	%	76.0	86.0	前期目標値に達していないため、毎年度 2%の増加を目指す。
家族以外で助け合える人がいる割合	%	79.6	93.0	平成 25 年度目標を 85%として、その後、毎年度 2%の増加を目指す。

○市の現在の状況と解決すべき課題です。

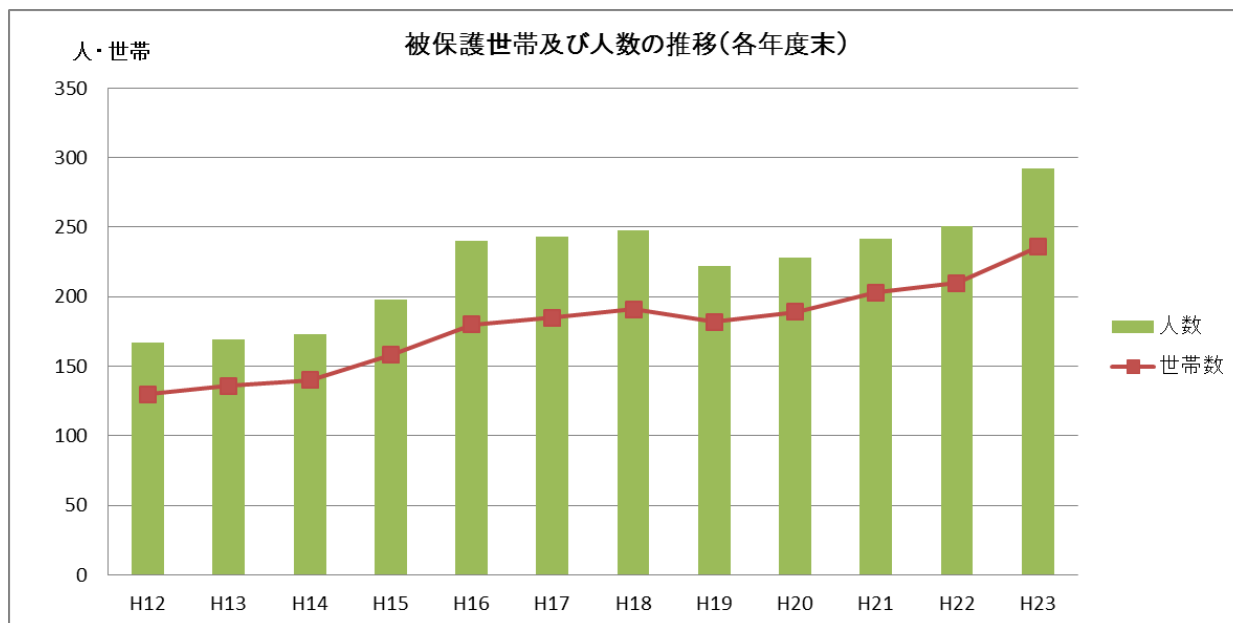
- ・高齢化率は年々増加傾向にあり、単身高齢者や高齢者の夫婦のみの世帯も増えています。
- ・介護保険制度により福祉サービスの充実は図られてきましたが、一方で家族関係の希薄化が懸念されます。
- ・地域全体が高齢化し、人口の少ない地域では見守る側の人材も不足している状況にあります。
- ・高齢化の進展や人口減少に伴い、今後はますます、地域や社会全体で高齢者や障がい者等、支援を必要とする人たちを見守っていく体制づくりが求められています。
- ・社会的基盤が弱い世帯に対しては、関係機関と連携しその状況の把握と対応に努めています。
- ・生活保護受給世帯が増加傾向のため、生活保護制度の適正実施に努めています。
- ・生活保護受給者の稼働年齢者[※]については、早期自立更生に向けた個別の自立支援が必要です。
- ・生活保護受給世帯の増加に伴い各扶助費も増加しています。特に、医療扶助費の抑制策を検討する必要があります。

※「稼働年齢者」…稼働年齢層(満 15 歳以上 64 歳未満の者)にある者とする。ただし、長期入院者、施設入所者、高校就学者、障害者加算適用者について、稼働年齢層で明らかに就労能力がないと判断される者は対象外。

○まちづくりのために市民のみなさんもいっしょに取り組みましょう。	
単位	取り組み内容
個人や家庭	・ 社会保障制度への理解を深めましょう。 ・ 自らも支え合いの担い手として、地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、日頃から地域のつながりをつくっておきましょう。
自治会等	・ 民生委員や在宅福祉アドバイザー等と役割分担をして、地域の高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者に対する支援活動を主体的に行いましょう。
事業所等	・ ひとり暮らしの高齢者等に対する見守り活動を、社会福祉協議会や医療・福祉関係施設、地域自治会、行政機関等との連携・協働で支援しましょう。

○施策目標達成のため、取り組んでいきます。				
No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
34	生活保障と自立支援	生活保護受給世帯数	247 世帯	 283 世帯
		生活保護受給者数	306 人	 353 人
		生活保護受給率	18.6%	 22.3%
	(取り組みの方針) ・生活保護適正実施推進事業を活用し、レセプト点検の充実を図るとともに、扶養義務者実態調査、職員研修を行いながら、生活保護の適正化を図ります。 ・緊急雇用創出事業による就労支援員を雇用し、ハローワークと連携の上、稼働年齢層で就労可能な生活保護受給者に対する支援を推進し、生活保護の適正化を図ります。 ・母子寡婦世帯の経済的自立と生活の安定を図るため各種貸付金制度の周知を図ります。また、安定就労に向けた支援を行います。 ・行旅病人及び死亡人に対する支援及び措置を行います。			

No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
35	地域内ネットワークの整備 促進	見守り組織が設置さ れている地域数	96 地域	 98 地域
	(取り組みの方針) ・在宅福祉アドバイザーや民生委員と地域自治会との連携を強化し、高齢者、障がい者等を含む要援護者に対する地域全体での見守り体制を構築します。 ・地域における見守り組織が活動しやすいように、行政や関係機関との連携、支援体制の充実を図ります。			
36	災害救助・被災者支援	被災した世帯への災 害見舞金の支給割 合	100%	 100%
	(取り組みの方針) ・災害の規模に関わらず、法律、要綱の主旨に基づき、被災した世帯に対し迅速かつ適切な経済的支援を行うとともに、被災者の生活再建を支援するため、関係機関との連携強化を図ります。 ・個人のプライバシーに配慮しながら、支援を必要とする要援護者の把握に努めるとともに、関係機関と連携し災害等緊急時の支援体制の確立を目指します。			



資料:福祉事務所

施策 10	児童福祉の充実	施策担当課	福祉事務所
-------	---------	-------	-------

○この施策でめざすのは？

児童とその保護者の子育ての不安や負担が軽減されることを目指します。

○この施策の成果をはかるものさしは？

成果指標	単位	24 年度 現状値	29 年度 目標値	目標値設定の説明
子育てがしやすいと思う人の割合	%	53.9	55.9	子育てに関する国の動向、市長のマニフェストを考慮し、現状より増加を目指す。

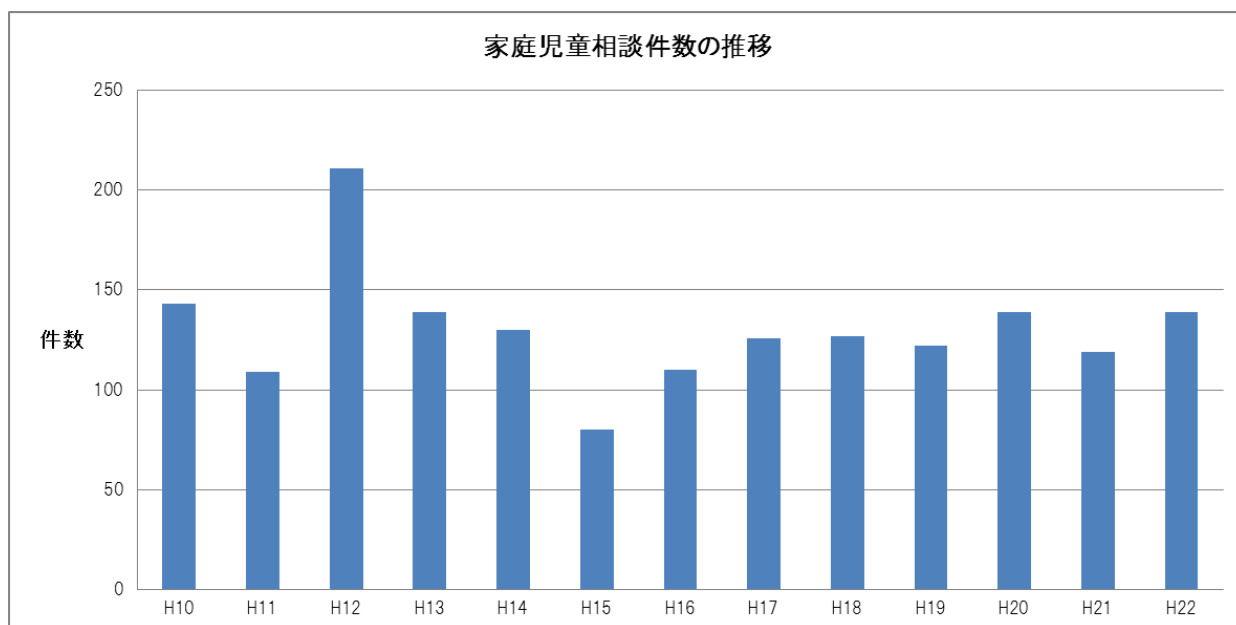
○市の現在の状況と解決すべき課題です。

- ・子育ての経済的な支援(乳幼児医療費の助成対象年齢の引き上げ及び保育料の軽減)が求められています。
- ・子育て家庭が休みの日に遊べる場所(特に、雨天時)がないとの声があります。
- ・共働き世帯の増加により、子育てと仕事の両立のための支援(保育所への入所や放課後児童クラブの拡充)が求められています。
- ・子どもを安心して生み育てるための環境整備が求められています。
- ・少子化や核家族化の進行で、育児への不安を抱える子育て世帯が増えており、相談体制の確保及び充実がますます求められています。
- ・市街地の保育所は入所希望者が多く、年度当初で定員を超え、年度途中の入所については希望する保育所への入所が難しくなっています。
- ・へき地保育所への入所児童について入所年齢の見直しが求められています。
- ・要保護児童への適切な対応として要保護児童対策地域協議会の体制見直しや相談体制の充実が求められています。
- ・子育て支援については、生まれてからの支援のみならず、妊娠から出産までの支援も必要となっています。
- ・将来における児童虐待防止の取り組みとして、中高生を対象に DV(配偶者等による家庭内暴力)やジェンダー(社会的・文化的な性のありよう)などの性に対する「思春期教育」については継続して実施する必要があります。

○まちづくりのために市民のみなさんもいっしょに取り組みましょう。	
単位	取り組み内容
個人や家庭	・ 家庭の養育力の向上を図るとともに、子どもを慈しみ、育てる喜びを実感できる家庭環境づくりに努めましょう。
自治会等	・ 見守り活動や児童の健全育成など、地域でできる子育て支援に積極的に取り組んでいきましょう。
事業所等	・ ワークライフバランス実現のために多様な働き方を可能にする職場環境の実現に取り組みましょう。 ・ 労働時間の短縮や育児休業の取得など、子育てと仕事の両立を図るための取り組みを推進しましょう。

○施策目標達成のため、取り組んでいきます。				
No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
37	子育ての経済的負担の軽減	児童 1 人当たりの支援額	161 千円	 171 千円
	(取り組みの方針) ・ 子育て家庭の医療、保育等に対する経済的負担の軽減を図るため、こども医療費の助成、保育料等の軽減、児童手当や子育て応援券支給等の各種取り組みを行います。			
38	子育てと仕事の両立支援	保育所待機児童数	0 人	 0 人
		児童福祉サービスの利用者	6,981 人	 7,679 人
	(取り組みの方針) ・ 保育環境の整備に努めるとともに、放課後児童クラブや一時預かり事業等の保育サービスの充実を図る一方、ファミリー・サポート事業を推進することで、子育てと仕事の両立ができるように支援します。			

No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
39	子育て支援体制の拡充	地域子育て支援センター利用者数	2,461 人	 2,561 人
		家庭児童相談室における相談件数	141 件	 165 件
		療育講演会参加者数	55 人	 150 人
	(取り組みの方針) ・地域住民やボランティア等が行政と連携して子どもを見守り育む体制の整備・充実を図ります。 ・地域子育て支援センターや家庭児童相談室の機能の拡充を図るとともに、乳児家庭全戸訪問事業、専門家による相談事業等を実施し、相談しやすい環境を整備します。 ・発達障がい児や問題行動を起こす子ども等に対する療育支援活動の充実・強化を図ります。			



資料:福祉事務所

施策 11	高齢者・障がい者福祉の充実	施策担当課	福祉事務所
-------	---------------	-------	-------

○この施策でめざすのは？

高齢者や障がい者が生きがいのある自立した生活を送ることができるまちを目指します。

○この施策の成果をはかるものさしは？

成果指標	単位	24 年度 現状値	29 年度 目標値	目標値設定の説明
高齢者福祉サービスに満足と感じる人の割合	%	72.8	85.0	前期目標値を達成できるように毎年度 2～3%の増加を目指す。
障がい者福祉サービスに満足と感じる人の割合	%	66.2	80.0	前期目標値を達成できるように毎年度 2～3%の増加を目指す。

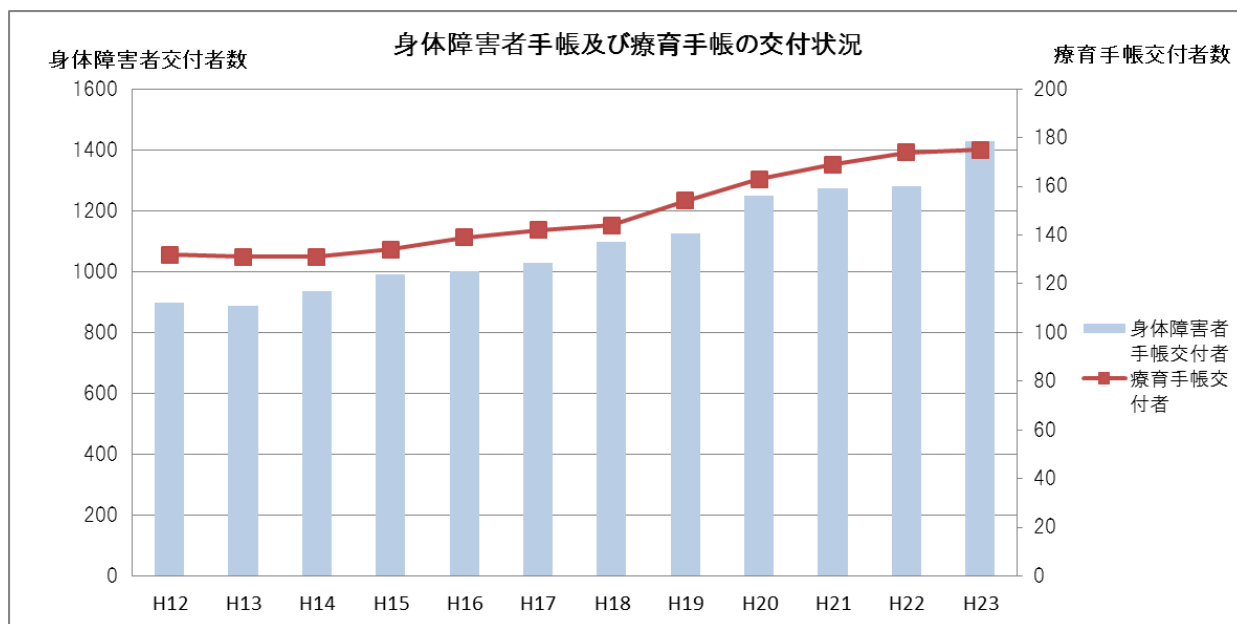
○市の現在の状況と解決すべき課題です。

- ・人口は減少傾向にある一方で、高齢者数は増加傾向が続いており、平成 25 年 3 月末現在で 5,399 人、高齢化率は 32.8%まで上昇しています。
- ・高齢者のライフスタイルや社会参加のあり方も多様化し、老人クラブやシルバー人材センターといった従来の組織や団体への加入がなかなか進まない状況です。
- ・各障がい者団体への新たな加入が進まず、会員の高齢化とともに活動の維持が困難になりつつあります。
- ・障がい者福祉については、平成 18 年の障害者自立支援法の施行により、障がいの種別を越えた一元的な支援体制が整備され、利用者の選択と契約による福祉サービスの提供を行ってきましたが、さらなる支援の充実を図るため、「障害者総合支援法(略称)」が平成 25 年 4 月に施行され、対象範囲が難病患者まで拡大しました。
- ・養護者の介護負担や、介護知識の欠如から、高齢者や障がい者等社会的弱者に対する虐待の事案が顕在化しつつあります。

○まちづくりのために市民のみなさんもいっしょに取り組みましょう。	
単位	取り組み内容
個人や家庭	・ 市民は、高齢者、障がい者を理解、尊重して社会参加に関しての手助け、支援を行いましょう。 ・ 高齢者、障がい者は、自らの能力と適性に応じて可能な限り、積極的に社会参加を行いましょう。
自治会等	・ 地域では、高齢者や障がい者に対する声かけ、見守り活動を推進するとともに、高齢者や障がい者が参加できる地域活動の機会をつくりましょう。
事業所等	・ 支援が必要な高齢者、障がい者に対し、福祉サービスの適切な提供を行いましょう。 ・ 高齢者の再雇用や、障がい者の雇用拡大を図りましょう。 ・ 高齢者や障がい者が活動しやすい環境づくりに努めましょう。

○施策目標達成のため、取り組んでいきます。				
No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
40	高齢者の社会参加の促進	シルバー人材センター会員数	152 人	 180 人
		老人クラブ会員数	1,598 人	 1,680 人
	(取り組みの方針) ・ 高齢者の生きがいづくりや就労の支援、地域社会との交流活動を推進します。 ・ シルバー人材センターや老人クラブ等の活動を支援し、高齢者の社会参加を促進します。			
41	高齢者の自立支援	配食サービス利用者数	36 人	 60 人
		高齢者虐待の発生日数	3 件	 0 件
	(取り組みの方針) ・ 高齢者の権利擁護や日常生活を支援するため、高齢者が必要とする福祉サービスの提供や、関係機関と連携した相談窓口の充実を図ります。			

No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
42	障がい者の自立支援	障がい福祉サービス (居宅介護等訪問系 サービス)利用者数 ※月平均	21 人	45 人
		障がい福祉サービス (グループホーム)利 用者数 ※月平均	31 人	60 人
		障がい福祉サービス (就労支援)利用者 数 ※月平均	82 人	130 人
	(取り組みの方針) ・本人の心身の状況に応じた障がい福祉サービスの利用による日常の生活支援や医療費の助成、施設入所から地域生活への移行支援など、障がい者が自立した生活を送るための経済的負担や精神的、身体的な負担を軽減します。 ・地域活動支援センターの機能強化や就労支援等のサービス提供により、創作や生産活動の機会を確保し、自立に向けた障がい者の社会参加を促進します。			



資料: 福祉事務所

安心・安全・基盤整備

基本目標

— 自然と調和のとれた住みよいまちづくり —

【めざす姿と取り組みの方向性】

- ◆自然との共生・共存を図り、美しい景観と資源の保全に努め、環境と暮らしに優しいまちを目指します。
- ◆地域に密着した集落内道路や排水施設などの整備を進めるとともに、市民の生命や財産を守るための取り組みを進め、大規模災害にも対応できる安心・安全なまちを目指します。
- ◆情報や交通網などの基盤整備と新たなシステムの構築を進め、地理的制約を感じない、便利で快適なまちを目指します。
- ◆災害に強いまちづくりのため、市民一人一人が安全について考え、そして、みんなで助け合うことで地域の安全を守り、それを行政が支える連携と協働による体制づくりを進めます。



施策 12	快適な居住環境の整備	施策担当課	建設課
-------	------------	-------	-----

○この施策でめざすのは？

市民が便利で快適に生活ができる環境が整っているまちを目指します。

○この施策の成果をはかるものさしは？

成果指標	単位	24 年度 現状値	29 年度 目標値	目標値設定の説明
住んでいる住宅に不便を感じている人の割合	%	10.3	7.5	前期目標よりも成果向上を目指す。
道路の舗装率	%	90.4	91.9	現在の取り組み状況を勘案し、成果の向上を目指す。
漏水等の早期発見件数	件	69	95	現在の取り組み状況を勘案し、成果の向上を目指す。
※ 有収率 ※「有収率」…給水する水量と、料金として収入のあった水量との比率	%	81.7	81.9	現在の取り組み状況を勘案し、成果の向上を目指す。

○市の現在の状況と解決すべき課題です。

- ・耐用年数の過ぎた公営住宅や老朽化した住宅が多くなってきています。
- ・未舗装道路や耐用年数を過ぎ老朽化した路面のひび割れ、欠損、陥没等が多くなってきています。
- ・市内に敷設している水道管では一部、石綿セメント管が残っていますが、安全で安心な水を提供するために施設の維持管理や老朽施設とともに更新を行っています。
- ・簡易水道から上水道への統合を進めています。
- ・市全域に光回線が敷設されており、超高速インターネットの利用ができます。
- ・携帯電話については、会社ごとにはつながりにくい地域が残っていますが、いずれかの会社によって市内全域はカバーされています。
- ・地上デジタル放送の不感地域は、共同アンテナの設置等により解消されています。
- ・種子島や屋久島と本土を結ぶ高速船については2社から1社になり、競合による経営悪化での撤退等の懸念は払拭されましたが、便数の減少や運賃の値上げ等については、市民生活や観光へ影響がないよう種子島屋久島振興協議会で要請を行っています。
- ・島内の公共交通として、民間が運行している南種子町と本市を結ぶ路線バスと、南種子町と空港・本

市を結ぶ空港バスがありますが、いずれも利用者が少ない状況です。

- ・市内の公共交通として、大字から市街地までのデマンド型乗合タクシー（どんがタクシー）及び市街地巡回バス（わかさ姫）を平成 23 年度から運行していますが、アンケート等を実施するなど利用者の意向を把握し、利用者目線に立った改善を図り、利便性の向上や利用の促進を図っていく必要があります。

○まちづくりのために市民のみなさんもいっしょに取り組みましょう。	
単位	取り組み内容
個人や家庭	・ 公共施設等の適切な利用と地域の美化や節水に努めましょう。 ・ 給水装置は水道使用者である個人等の財産になることから維持管理の徹底に努めましょう。 ・ デマンド型乗合タクシーや市街地巡回バスの乗車マナーを守りましょう。
自治会等	・ 公共施設の適切な利用と地域の美化を図るための地域住民への周知や活動を行いましょう。 ・ デマンド型乗合タクシーや市街地巡回バスの利用促進のための周知に協力しましょう。
事業所等	・ 周辺環境に配慮した公共施設等の適切な利用と地域の美化や節水に努めましょう。 ・ 湯水時等は節水に努めましょう。

○施策目標達成のため、取り組んでいきます。				
No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
43	住環境の整備	住んでいる住宅に不便を感じている人の割合	10.3%	 7.5%
	(取り組みの方針) ・住環境の整備促進を図り、日常、不便を感じている施設の解消に取り組めます。 ・老朽化した公営住宅について必要な整備を行います。			
44	水の安定供給	有収率	81.7%	 81.9%
	(取り組みの方針) ・安全・安心な水の供給を図るため、施設等の維持管理を図ります。			

No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
45	道路整備の充実・交通体系等の社会基盤整備促進	市道改良率	59.7%	 59.7%
	(取り組みの方針) ・道路、橋梁等の危険箇所やカーブの解消を図りつつ、安全性を確保します。 ・大規模災害時における避難道路の確保と整備を推進します。			
46	情報通信基盤の整備・活用	地域公共ネットワーク 基盤利用率	16.7%	 33.3%
		地域公共ネットワーク に 展 開 す る ※ アプリケーション数	1 本	 2 本
	(取り組みの方針) ・光ブロードバンド設備の保守管理及び地域公共ネットワークの利活用を図ります。 ※「アプリケーション」… 文書の作成、数値計算など、ある特定の目的のために設計されたソフトウェア。			
47	地域特性を生かした景観づくり・庭園化活動の推進	植栽管理等参加市民割合	9.5%	 10.0%
	(取り組みの方針) ・ハイビスカスの里親制度や景観づくりへの市民参加を促し、花と緑を感じられる地域の街並みづくりを推進します。			
48	公共交通機関の整備促進	公共交通市民満足度	未把握	50.0%
	(取り組みの方針) ・利用者の意向を把握しながら、事業者へ要請を行い、利用者目線に立った改善を図り、利便性の向上や利用の促進を図っていきます。 ・公共交通機関の安定運営のための対策や支援を行っていきます。			

施策 13	市民生活を守る安全対策の充実	施策担当課	総務課
-------	----------------	-------	-----

○この施策でめざすのは？

市民や来訪者が日常生活の様々なトラブルや事故・犯罪から身を守れるようにします。

○この施策の成果をはかるものさしは？

成果指標	単位	24 年度 現状値	29 年度 目標値	目標値設定の説明
日常生活の様々なトラブルの相談 件数	件	518	518	年次的に増加傾向にあるため、当面、現行件数を増やさないことを目指す。
市内犯罪の発生件数	件	67	62	年次的に低減させる必要があるため、漸減を目指す。
交通事故発生件数	件	42	35	第9次交通安全計画の目標計画をさらに低減させることを目指す。
交通事故による死者数	人	0	0	第9次交通安全計画の目標計画を目指す。

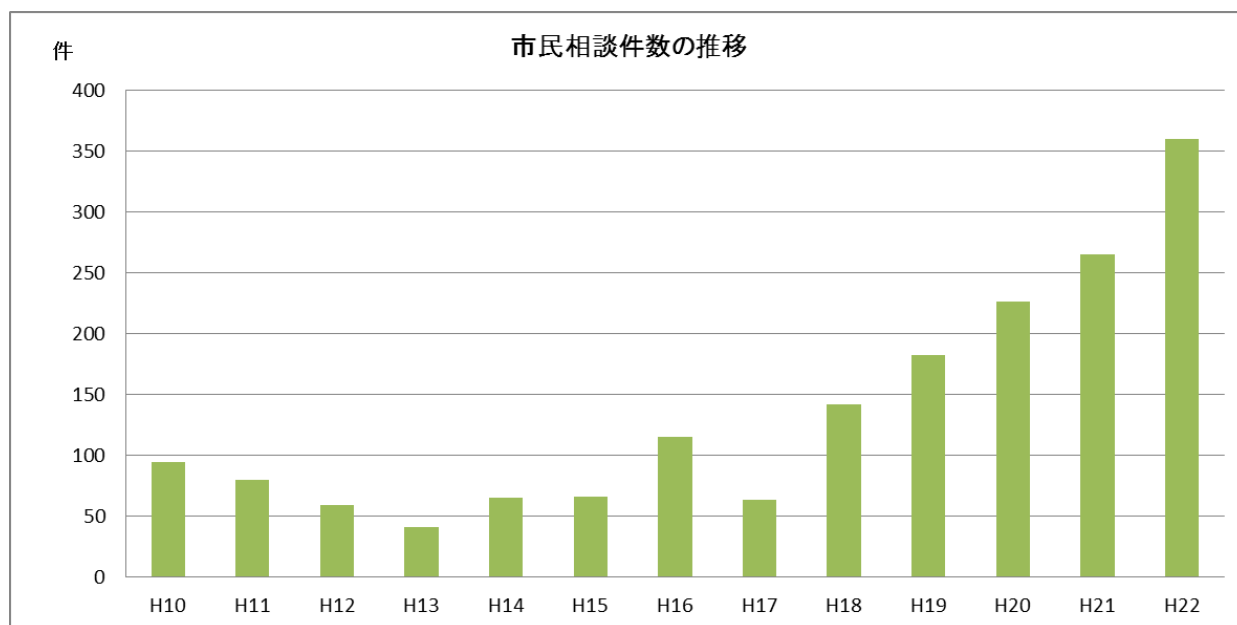
○市の現在の状況と解決すべき課題です。

- ・消費生活のトラブル相談件数が増えています。
- ・高齢者が関わる消費トラブルや交通事故が多いことから高齢者対策が課題となっています。
- ・窃盗犯罪は大幅に減少しましたが、暴行・傷害等の粗暴犯罪、器物損壊犯罪が増加しています。
- ・交通事故件数は減少していますが、高齢者が関係する事故が依然として多くなっています。
- ・交通事故の発生件数の多い高齢者の交通事故を減少させるために運転免許証の自主返納に取り組んでいます。
- ・行政、警察、金融機関など関係各機関の一層の連携強化が課題です。

○まちづくりのために市民のみなさんもいっしょに取り組みましょう。	
単位	取り組み内容
個人や家庭	・交通安全講習会へ参加しましょう。 ・防犯対策を講じましょう。 ・家庭で交通ルールや防犯についての話し合いをしましょう。
自治会等	・地域での安全点検を実施しましょう。 ・子どもや高齢者の見守り活動を実施しましょう。 ・消費トラブルや交通安全についての学習活動を実施しましょう。
事業所等	・従業員への啓発活動を実施しましょう。

○施策目標達成のため、取り組んでいきます。				
No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
49	市民相談の充実	市民生活相談件数	399 件	 399 件
	(取り組みの方針) ・相談しやすい環境づくりを行います。 ・相談員の体制を充実させます。			
50	消費者トラブルに対する相談体制の充実	講演会・広報回数	66 回	 72 回
	(取り組みの方針) ・消費生活専門相談員の資格取得により相談活動のレベルアップを図ります。 ・消費者を悪徳商法から守るため、講演会などによる啓発活動・相談業務を行います。 ・関係機関との連携を図りながら、特に高齢者に対し啓発活動を推進していきます。			
51	防犯活動の充実	市内犯罪の発生件数	67 件	 62 件
	(取り組みの方針) ・防犯活動団体との連携を図り、パトロール活動を強化します。			
52	交通安全指導の推進	交通安全教室への参加者数	1,464 人	 3,000 人
	(取り組みの方針) ・高齢者や児童生徒に対する交通安全教室の開催や運転免許証の自主返納の推進など、交通安全に対する意識の啓発を図ります。			

No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
53	交通安全施設の整備	カーブミラーの新設、 補修の割合	66% (※JA 寄贈分含む。)	 50%
		ガードレールの設置 延長	99.5m	 100m
		区画線の設置延長	4,987m	 5,000m
	(取り組みの方針) ・カーブミラー、ガードレール、区画線などの交通安全施設の新設・補修等により、交通安全対策の充実を図ります。			



資料：市民生活課

施策 14	環境衛生対策の推進	施策担当課	市民生活課
-------	-----------	-------	-------

○この施策でめざすのは？

市民が衛生的で環境への負担が少ない生活が送れるまちづくりを進めます。

○この施策の成果をはかるものさしは？

成果指標	単位	24 年度 現状値	29 年度 目標値	目標値設定の説明
市民総参加海岸清掃作業参加者割合	%	雨天中止 (23 年度 15.2)	16.4	参加者数が減少傾向にあるが、現状維持を目指す。
市補助事業で設置の合併処理浄化槽の設置総数	基	1,759	2,297	市補助事業による設置目標数である毎年度 100 基を目指す。
市補助事業で設置の住宅用太陽光発電システムの総出力数	Kw	391.84	1,360.00	市補助事業による設置目標数である毎年度 40 基を目指す。

○市の現在の状況と解決すべき課題です。

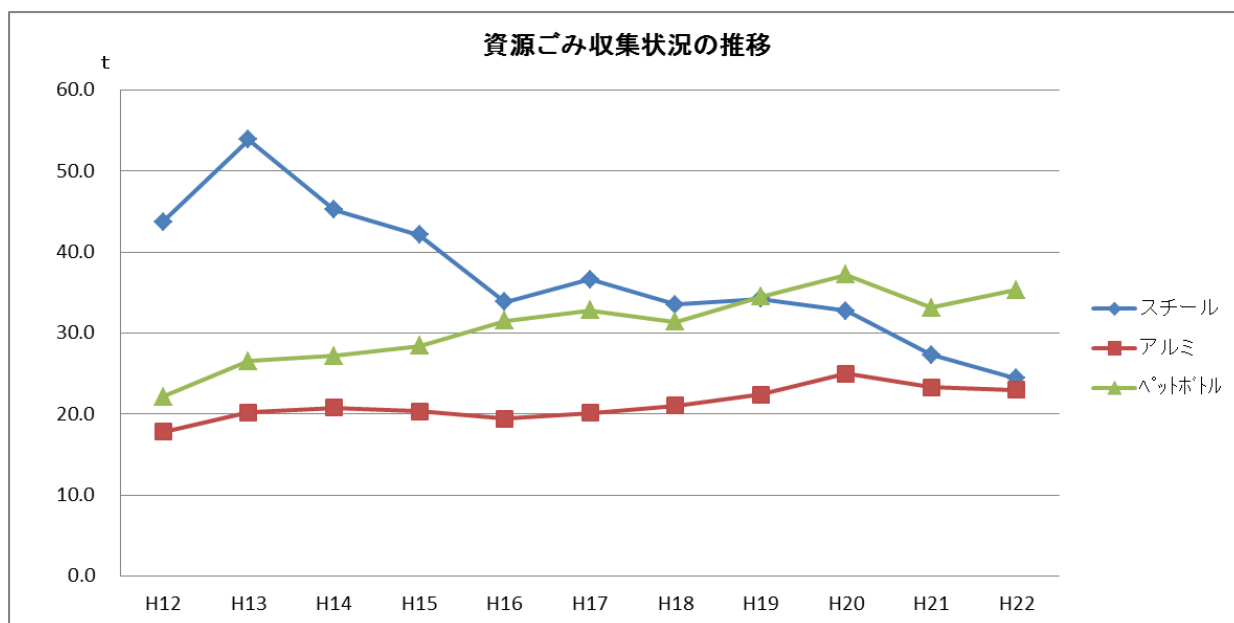
- ・市民総参加海岸清掃作業については、防災行政無線や広報紙、地域活性化推進員を通じての広報等を行っていますが、他行事と重なるなどして参加者が減少傾向にあります。参加者の増加を図るために、実施方法等を再度検討する必要があります。
- ・河川や海の水質汚染防止につなげるため、住宅用合併処理浄化槽設置について補助制度を創設し、設置を促しています。また、汲取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする場合には上乗せ補助を実施しています。
- ・大字地区においては合併処理浄化槽の排水放流先となる側溝のない道路が多いため設置が難しい場所があります。一方、市街地では、家屋が密集しているため、合併処理浄化槽設置工事が難しく思うように設置が進んでいません。
- ・住宅用太陽光発電設備設置については、平成 23 年度から補助を実施し、順調に設置が進んでいます。
- ・生ごみ堆肥化教室や広報紙等でごみの減量化や分別などを呼びかけ、市民の意識啓発を行い、ごみの減量化を図っています。種子島清掃センターへの可燃ごみ搬入量が減少しており、少しずつ効果が現れてきていると考えられることから今後も継続していきます。一方、事業系生ごみについては民間堆肥施設等の利用による減量化を検討してきましたが、実現には至っていません。

- ・不法投棄が多く見られるため対策が求められています。

○まちづくりのために市民のみなさんもいっしょに取り組みましょう。	
単位	取り組み内容
個人や家庭	・環境保全に関心を持ち、ごみの減量化を図りましょう。
自治会等	・自治会単位での環境保全への意識の高揚を図るため、ごみ減量化の教室等の開催をしましょう。
事業所等	・エコ意識の高揚を図り、産業廃棄物等のごみの分別を進めましょう。

○施策目標達成のため、取り組んでいきます。				
No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
54	環境に対する意識啓発	市民総参加海岸清掃作業参加者数	雨天中止 (23 年度 2,554 人)	 2,600 人
	(取り組みの方針) ・市民総参加の海岸清掃、道路清掃を継続し、環境に対する広報活動の充実を図り、意識啓発を推進します。			
55	生活環境の保全	市補助事業で設置の合併処理浄化槽設置総数	1,759 基	 2,297 基
		市補助事業で設置の住宅用太陽光発電システム設置総数	81 基	 281 基
	(取り組みの方針) ・河川や海の汚染防止のため、合併処理浄化槽の年間計画 100 基の設置を推進し、あわせて、汲取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えを推進します。 ・合併処理浄化槽の設置が困難な市街地の住宅密集地の汚水処理対策を検討します。 ・設置される住宅用太陽光発電システムの総出力数の増加により、温室効果ガスの削減やエネルギー自給率の向上が図られるため、設置を推進します。			

No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
56	適正な廃棄物処理	資源ごみの分別品目数	13 品目	 14 品目
	(取り組みの方針) ・各地域において生ごみたい肥化教室を実施し、可燃ごみの減量化を図ります。 ・可燃ごみの減量化を推進するため、分別収集方法について、調整、検討を進めます。 ・事業系生ごみの減量化についても、引き続き検討します。 ・不法投棄防止看板や広報紙等による啓発活動を行います。 ・汚泥再生処理センターを整備し、安全かつ衛生的に処理を行います。			



資料: 市民生活課

施策 15	防災対策の充実	施策担当課	総務課
-------	---------	-------	-----

○この施策でめざすのは？

自然災害や火災からの被害の軽減を目指します。

○この施策の成果をはかるものさしは？

成果指標	単位	24 年度 現状値	29 年度 目標値	目標値設定の説明
市民が災害に備えている割合	%	44.4	90.0	毎年度 10%の増加を目指す。
避難施設における備蓄装備品の充足率	%	0	25.0	当面、腐敗(賞味期限)のない毛布や発電機を対象として整備を図る。
ハカマ焼きによる火災発生件数	件	10 (過去3ヶ年平均)	5	ハカマ焼きの発生件数(過去3ヶ年平均の発生件数)を半減することを目指す。

○市の現在の状況と解決すべき課題です。

- ・平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の津波被害や南海トラフ地震の発生予測により、本市においても津波対策を含む防災計画の見直しを進めています。
- ・津波対策として市内各所に海拔表示板を設置し、防災マップを作成しました。今後は、出前講座による市民への防災意識の啓発、津波避難訓練を実施し、災害発生の際として災害援助協定の締結を進めていきます。
- ・災害発生時の避難施設となる学校施設の耐震化は終了しましたが、避難所やその他の公共施設の耐震化を推進しています。
- ・地震・津波対策が遅れています。
- ・今後の大規模災害の発生を想定し、本市災害対策本部の機能強化を図っています。
- ・土砂災害や急傾斜地などの災害危険個所を把握し、地図データ化を進めています。
- ・さとうきびの収穫後の枯葉等を焼くハカマ焼きによる失火が多く、火災発生率が全国でも上位にあります。
- ・市民の防災に対する意識・対策がなかなか進んでいないのが現状です。
- ・現在使用している市内の防災行政無線はアナログで老朽化してきていますが、デジタル化による整備には多額の整備費用が必要です。

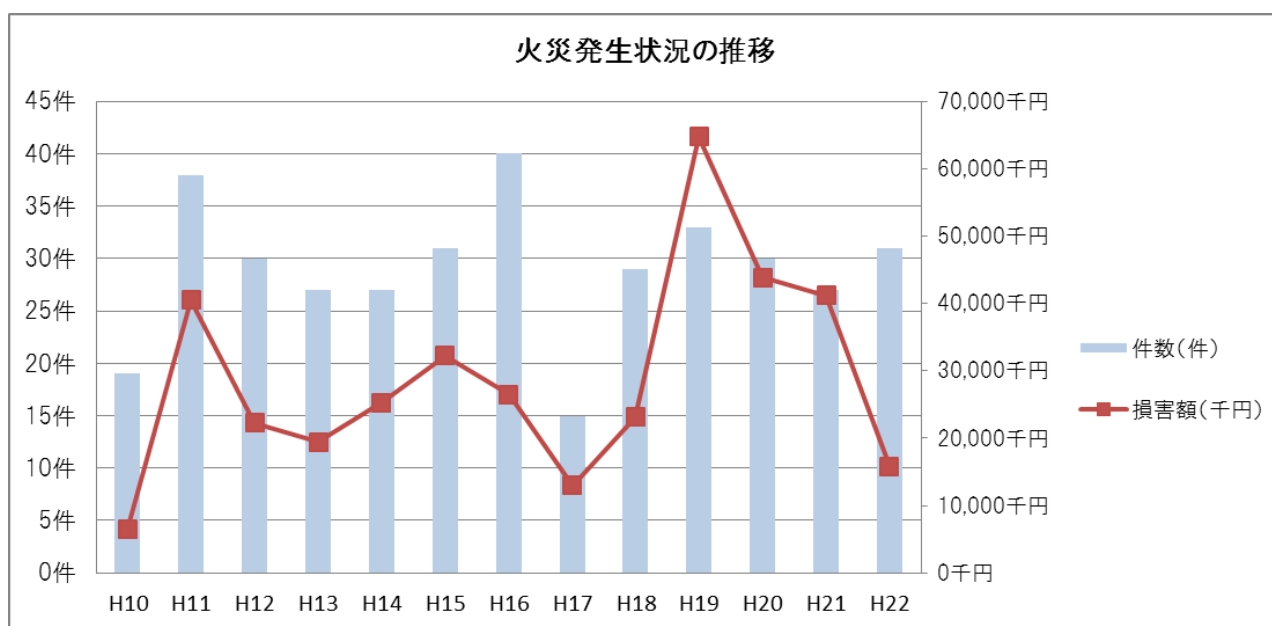
- ・本市の防災拠点となる消防署が津波浸水域に設置されており、移転等を含めた今後のあり方について検討が必要です。
- ・現在のところ本市においては災害備蓄品の確保が皆無に等しいため、確保や保管方法など検討が必要です。

○まちづくりのために市民のみなさんもいっしょに取り組みましょう。	
単位	取り組み内容
個人や家庭	・ 日常から防災対策を考えるため、家具の転倒防止、非常食など備蓄品の確保、避難路・避難場所の確認、要援護者支援等の検討を行いましょう。 ・ 住宅用火災報知器及び消火器を設置しましょう。
自治会等	・ 避難・火災訓練の実施や非常時の連絡体制の整備を行いましょう。
事業所等	・ [※]事業継続計画(BCP)の策定を行いましょう。 ・ 津波避難ビル指定など災害時協定の協力をしましょう。

※「事業継続計画」…BCP。Business Continuity Planの略。災害発生時に短期間で重要な機能を再開し、事業を継続するために準備しておく対応方針。

○施策目標達成のため、取り組んでいきます。				
No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24年度)	目標値(29年度)
57	防災意識の啓発	市民が災害に備えている割合	44.4%	 90.0%
	(取り組みの方針) ・ 防災会議を開催し、各関係機関との連携・協力の確認を行うとともに防災計画の見直しや、防災行政無線の有効利用などを推進し、市民の防災意識の啓発、災害弱者対策に努めます。 ・ 公共施設(特に避難施設)の耐震化、備蓄品などライフラインを一定期間確保する措置を講じます。 ・ 災害協定を可能な限り締結します。 ・ 道路、橋梁、河川の耐震化を図るとともに、警戒の優先度を決めておきます。			

No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
58	消防力及び救急救助体制の整備・強化	防災用設備充足率	79.0%	 88.0%
	(取り組みの方針) ・榕城分団及び女性分団詰所の移転について検討を進めます。 ・その他防災拠点施設の今後のあり方について検討します。 ・消防団員を確保します。 ・消防資機材や消火栓、防火水槽の充足率を基準まで引き上げます。 ・救急救命士の配置を基準まで充足します。 ・ハカマ焼対策の強化と住宅用火災報知器の設置率の向上を図ります。			
59	情報連絡体制の強化	災害時の情報を入手する方法を知っている市民等の割合	未把握	60.0%
	(取り組みの方針) ・各防災機関との緊急情報伝達訓練を定期的を実施し、市民への緊急連絡を迅速かつ正確に伝達する仕組みを強化します。 ・災害時の情報伝達手段のひとつであるラジオの難聴対策については、各放送事業者への要請を行うとともに、防災行政無線のデジタル化を図るなかで検討していきます。 ・老朽化した防災行政無線のデジタル化の検討を進めるとともに、避難施設等への戸別受信機を増設していきます。			



資料：熊毛地区消防組合

施策 16	計画的な土地利用の推進	施策担当課	建設課
-------	-------------	-------	-----

○この施策でめざすのは？

地域の実情に応じた秩序ある計画的なまちづくりを進めます。

○この施策の成果をはかるものさしは？

成果指標	単位	24 年度 現状値	29 年度 目標値	目標値設定の説明
土地取引に関する法令違反件数 及び行政指導件数	件	2	0	違反件数 0 件を目指す。
地籍調査面積	km ²	101.32	110.56	事業計画による計画面積の進捗を目指す。

○市の現在の状況と解決すべき課題です。

- ・土地の適正な利用を進める上で、大規模な土地取引について、一部無届の取引もあり指導を行っています。また、開発行為についても、無届で小規模開発が行われているケースがあり、開発の届出の徹底、適正な土地取引等のルール周知を図る必要があります。
- ・地籍調査事業の進捗率低下により、公共事業等の調査計画に一部影響が出ており、計画的かつ効率的な事業の推進を図る必要があります。

○まちづくりのために市民のみなさんもいっしょに取り組みましょう。

単位	取り組み内容
個人や家庭	・土地利用に関するルールを守り、無秩序な開発や無届の大規模取引を行わないようにしましょう。 ・土地境界立ち合いなど、地籍調査事業へ積極的に協力をしましょう。
自治会等	・共有土地境界立ち合いなど、地籍調査事業へ積極的に協力をしましょう。
事業所等	・周辺環境に配慮した施設整備等に努めましょう。

○施策目標達成のため、取り組んでいきます。				
No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
60	適正な土地利用の推進	土地取引に関する法令違反件数及び行政指導件数	2 件	 0 件
	(取り組みの方針) ・法令違反については行政指導を行い、土地の適正な利用を進めます。			
61	地籍調査の推進	地籍調査面積	101.32 km ²	 110.56 km ²
	(取り組みの方針) ・事業完了の目標年度を平成 62 年度と設定し、計画的、効率的な事業執行に努め、公共事業等の調査計画に利活用されるよう、成果品の整備を進めます。			

●西之表市の面積

平成24年10月1日現在

総 面 積	広 ぼ う	
	東 西	南 北
205.78km ² (うち馬毛島 8.2km ²)	8.2km	25.2km

資料：全国都道府県市区町村別面積調

●地目別土地

平成24年4月1日現在

地 目	地 積 (km ²)	構 成 比 (%)
総 数	205.78	100.00
田	7.43	3.61
畑	30.98	15.05
宅 地	4.17	2.03
山 林	64.86	31.52
原 野	22.12	10.75
雑 種 地	1.73	0.84
道 路 そ の 他	74.49	36.20

資料：税務課

教育・文化・スポーツ

基本目標

一 歴史や伝統を受け継ぎ、豊かな心とたくましく 生きぬく力を育むまちづくり

【めざす姿と取り組みの方向性】

- ◆一人一人が生涯にわたって、自ら学び、楽しむことができる環境づくりに努めます。
- ◆人を資源と考え、本市の未来を担う人材や地域の核となる人材の育成に努めます。
- ◆団塊世代や高齢者等が活躍できる場や仕組みを整え、彼らが、子どもたちに、これまで経験してきた話をしたり、学習、スポーツ、遊びなどを教えたりすることにより、お互いの理解と絆を深め、豊かな心が育めるような取り組みの推進に努めます。
- ◆地域の伝統行事や先人によって蓄積された知恵を次世代に伝え、地域への誇りと愛着を持てるまちづくりを進めます。
- ◆家庭、学校、地域、行政が連携を深め、知識のみでなく、生きる知恵・力を身につけ、たくましく生きぬく力を育んでいけるまちを目指します。



施策 17	生涯学習社会の実現	施策担当課	社会教育課
-------	-----------	-------	-------

○この施策でめざすのは？

市民が生涯にわたって学ぶ気持ちを持ち続けることができるまちを目指します。

○この施策の成果をはかるものさしは？

成果指標	単位	24 年度 現状値	29 年度 目標値	目標値設定の説明
学習テーマを持って日頃学習に取り組んでいる人の割合	%	21.1	26.0	前期目標値を達成していないため、前期目標値を目指す。
学習したい人の割合	%	63.1	70.0	毎年度 1.4%の増加を目指す。
市民講座の受講者数	人	76	128	新規受講者の増加を目指す。
自主講座の受講者数	人	138	168	新規受講者の増加を目指す。

○市の現在の状況と解決すべき課題です。

- ・科学技術の進歩や社会構造の変化、少子高齢化や自由時間の増大に伴い、いつでも、どこでも、だれでも学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる「生涯学習社会」の実現が求められています。
- ・本市では、市民のニーズに応えるため、生涯各期に応じた生涯学習市民講座や各種教室・学級等を開催しているほか、生涯学習の拠点となる市民会館や市立図書館、各学校、勤労青少年ホーム、市民体育館、種子島開発総合センター、各地区・自治公民館を生涯学習センターと位置付け、市や地域の中核的な学習施設として整備活用を図っています。
- ・生涯学習活動の場、機会の提供はある程度なされていますが、活動する人の固定化や指導者の高齢化が課題となっています。今後は、多様化するニーズに対応する様々な学習メニューの提供、指導者の育成が課題となります。
- ・施設面では、市民会館等の核となる施設が老朽化してきており、今後の整備、改修を図るための検討が必要となっています。

○まちづくりのために市民のみなさんもいっしょに取り組みましょう。	
単位	取り組み内容
個人や家庭	・ 活力と潤いのある地域づくりのため、自ら学び地域に貢献しましょう。
自治会等	・ 地域住民の活動拠点である地区・自治公民館における生涯学習活動や地域コミュニティ活動を積極的に行いましょう。
事業所等	・ ライフステージに対応した学習講座や技術指導等の講座に参加するような機会を創出しましょう。

○施策目標達成のため、取り組んでいきます。				
No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
62	生涯学習推進体制の整備	生涯学習推進会議 (代表者会議・実務者会議)開催回数	2 回	 3 回
	(取り組みの方針) ・生涯学習に係る基本方針を生涯学習推進会議(代表者会議)で審議・決定し、生涯学習推進会議(実務者会議)で計画を立案の上、関係団体・機関がそれぞれ目標とする「学習テーマ」を設定して取り組めるよう体制の整備、充実を図ります。			
63	生涯学習機会の充実	市民講座数	6 講座	 10 講座
		市民講座受講者数	76 人	 128 人
		自主講座数	11 講座	 13 講座
		自主講座受講者数	138 人	 168 人
	(取り組みの方針) ・講座の設定に当たっては市民ニーズの的確な把握に努め、あわせて社会の現状に応じた講座等の開設に努めます。また、自主講座の育成を目的に積極的に支援を行います。 ・市民の学習意欲を高め、学習機会の充実を図るため、生涯学習の拠点となる市民会館等の整備・改修を行うとともに、適切な維持管理に努めます。			

施策 18	社会教育の推進	施策担当課	社会教育課
-------	---------	-------	-------

○この施策でめざすのは？

市民が人間性豊かで心にゆとりのある生活を送ることができるまちを目指します。

○この施策の成果をはかるものさしは？

成果指標	単位	24 年度 現状値	29 年度 目標値	目標値設定の説明
社会教育団体の指導者等研修会の参加者数	人	126	130	団体の高齢化及び加入者の減少が見込まれており、微増を目指す。
各種団体や学級等の加入者数	人	3,980	4,100	団体の高齢化及び加入者の減少が見込まれており、微増を目指す。
子ども会活動実施回数	回	340	340	児童生徒が減少傾向にあるなか、現行の子ども会活動実施回数の維持を目指す。
子ども会活動参加者数	人	6,481	6,480	児童生徒が減少傾向にあるなか、現行の子ども会活動参加者数の維持を目指す。
図書館利用者数	人	7,935	9,000	新規利用者の増加を目指す。
セミナー等参加者数	人	1,166	1,300	新規参加者の増加を目指す。

○市の現在の状況と解決すべき課題です。

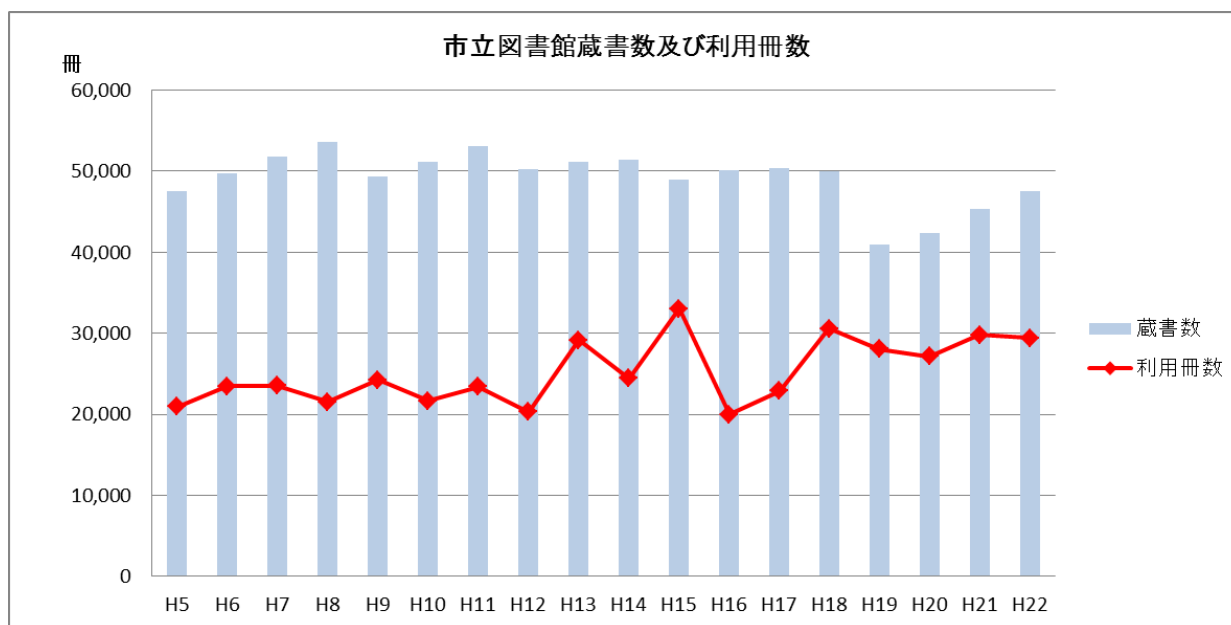
- ・人間性豊かでたくましく生きる市民の育成を目指して、幼児から高齢者に至る生涯各時期の学習要求に応えられるよう、幼児学級、家庭教育学級、寿大学、高齢者学級を開設し、また各種大会、研修会等を行い、社会教育の場の提供をしています。
- ・青少年の育成に当たっては、異年齢の青少年団体による様々な生活体験や活動体験の場を提供するとともに、青少年の自主的・主体的な団体活動が円滑に行われるように、指導者やジュニアリーダーを養成し、青少年育成の環境づくりに努めています。
- ・図書館の管理・運営については、指定管理者へ委託し円滑な運営がなされているものの、蔵書検索システム等の構築が求められています。

- ・家庭教育の一環であるライフスタイルに応じた子育て講座の開設を他部署と連携を図りながら行う必要があります。
- ・青年層、女性層及び高齢者層の組織離れや各種団体等の役員のなり手が少ない状況です。

○まちづくりのために市民のみなさんもいっしょに取り組みましょう。	
単位	取り組み内容
個人や家庭	・日常生活における新たな知識・技術の習得や精神的・文化的な豊かさを求めましょう。
自治会等	・地域のリーダーと成り得る人材を育成しましょう。
事業所等	・様々なセミナー等へ参加し、人間性豊かな生活が送れる取り組みを推進しましょう。

○施策目標達成のため、取り組んでいきます。				
No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
64	社会教育団体の育成・支援	研修会参加者数	126 人	 130 人
	(取り組みの方針) ・社会教育関係団体の指導者等研修会に、より多くの人に参加できるように開催日の設定や内容の充実に努めるとともに、当該団体活動の支援に努めます。			
65	社会教育機会・環境の充実	各種団体や学級等の加入者数	3,980 人	 4,100 人
	(取り組みの方針) ・学校、家庭、地域社会、関係機関、団体と緊密な連携を図りながら、幼児から高齢者に至る生涯各時期の学習要求に応えられる社会教育諸条件の整備・充実を図ります。			

No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
66	青少年の健全育成	子ども会活動実施回数	340 回	340 回
		子ども会活動参加者数	6,481 人	6,480 人
	(取り組みの方針) ・各種青少年団体の活動を支援し、指導者の研修・育成に努めるとともに、青少年の健全育成に向けた啓発活動の充実を図ります。			
67	図書館の運営・活動・施設整備の充実	図書館利用者数	7,935 人	9,000 人
	(取り組みの方針) ・図書館の施設整備及び蔵書の充実に努めるとともに、横断的蔵書検索システムやインターネットコーナー等を整備し、さらなる運営・活動の充実を図り、新規利用者の増加を目指します。			
68	各種セミナー等の充実	セミナー等参加者数	1,166 人	1,300 人
	(取り組みの方針) ・市民のニーズに応える魅力あるセミナー等の開設に努めます。			



資料:図書館

施策 19	義務教育の充実	施策担当課	学校教育課
-------	---------	-------	-------

○この施策でめざすのは？

「生きる力」を備えた、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成します。

○この施策の成果をはかるものさしは？

成果指標	単位	24 年度 現状値	29 年度 目標値	目標値設定の説明
鹿児島県学習定着度調査における 県平均通過率を超える児童生徒の 割合	%	25 年度 より調査 実施	60.0	現状値を勘案し、成果の向上 を目指す。
不登校(年間 30 日以上欠席)した 児童生徒数	人	10	10 人 以下	平成 24 年度実績をもとに前年 度を上回らないことを目指す。
体力・運動能力検査(小 2, 4, 5, 6, 中 1, 2, 男女別全 96 種目)で 県平均を上回る種目数	種目	61	71	現状値を勘案し、成果の向上 を目指す。
学校間で連携した授業研究を実施 した学校数	校	6	12	各校 1 回の実施を目指す。
新聞や広報紙等への掲載年 1 回 以上の学校数	校	6	12	各校 1 回の掲載を目指す。

○市の現在の状況と解決すべき課題です。

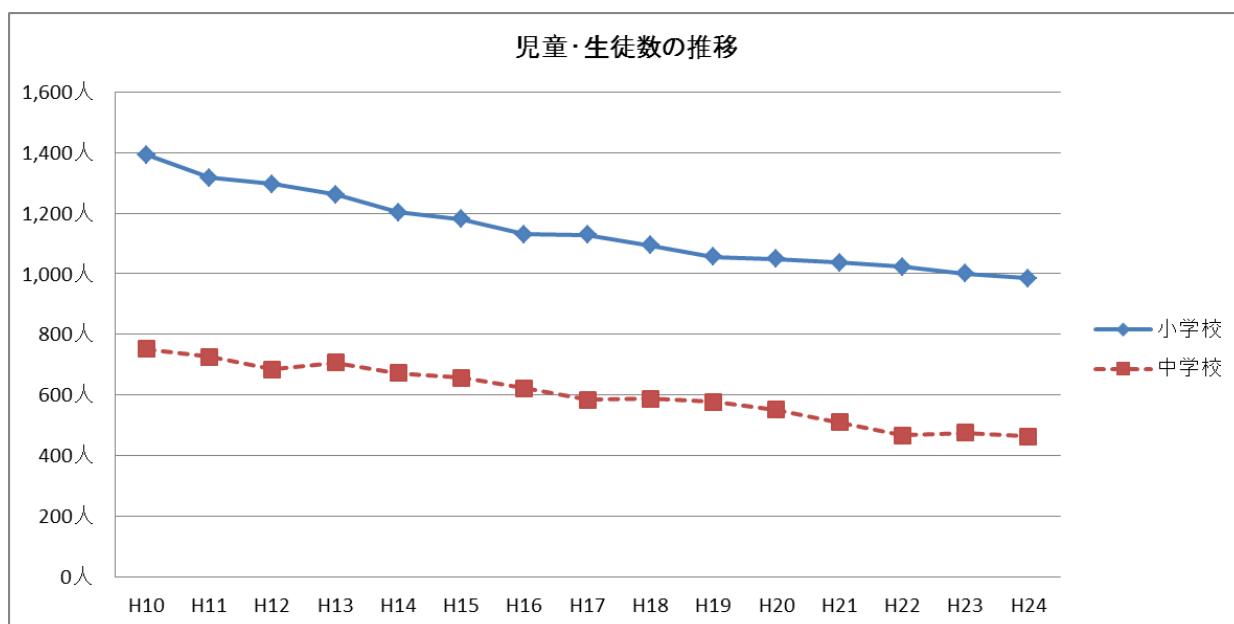
- ・「基礎・基本」定着度調査において、基準値である平均通過率 70%に達しない児童生徒が多く、基礎学力の確実な定着を図る指導法の工夫・改善が必要です。
- ・不登校児童生徒への支援体制を強化する必要があります。
- ・学校では、個別の学習支援や生活支援の必要性から、教職員が各個人で対応することが難しくなっています。これまで以上に授業のあり方や子どもへの対応の方法など教育技術を学ぶことが重要になってきています。
- ・社会の変化に伴い、子どもの数が減少しつつあり、特に本市では 12 校中 9 校が複式のある小規模校です。このようななか、学校はこれまで以上に学校の教育活動を保護者や地域に公開するとともに、様々な意見を学校経営に反映させ、社会の期待に応える必要性が出てきています。
- ・今後の児童数の推移を考慮した場合、小学校のあり方の検討も必要となってきます。

- ・市内の小学校及び中学校の耐震化は終了しました。
- ・平成 24 年度には伊関小学校の建て替えが終了しました。しかしながら、その他の小・中学校の施設が老朽化してきています。また、安全管理の面から、学校及び保護者を含めた地域住民からも施設改修について要望が多くなっています。
- ・教職員住宅については、建築年度が昭和 39 年という建物を始め、昭和の年代に建築された住宅数は 89 戸あり、全ての住宅のトイレの水洗化は実施されましたが、なお、水回りを中心とした改修が必要となっています。平成に入ってから建築された住宅は 23 戸ありますが、築 20 年以上を経過する住宅もあり、今後も改修・営繕が必要な教職員住宅の増加が見込まれます。

○まちづくりのために市民のみなさんもいっしょに取り組みましょう。	
単位	取り組み内容
個人や家庭	・子どもと夢や希望について語り、学習意欲を高めるとともに、子どもの成長を見守りましょう。
自治会等	・学校応援団等、学校への協力をしましょう。
事業所等	・犯罪や事故から子どもを守る取り組みを推進しましょう。

○施策目標達成のため、取り組んでいきます。				
No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
69	一人一人の児童生徒を大切に する教育の推進 (確かな学力、豊かな人間性、健康な 体や体力を備えた子どもを育て ます。)	全国学力・学習状況 調査(A 問題)による 全国平均以上の児 童生徒の割合	70.0%(抽出校のみ) 市内全校 45.9% (25 年度実績)	 60.0%
	(取り組みの方針) ・確かな学力の定着 基礎的・基本的な知識や技能を身に付けさせ、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等や学習意欲を育てます。 ・健やかな体の育成 児童生徒が生涯にわたって積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣を身に付けさせます。 ・豊かな心の育成 基本的生活習慣や社会生活を送る上での規範意識、自他の生命を尊重する心などの道徳性を身に付けさせます。 ・特別支援教育の充実 特別な教育的ニーズが必要な児童生徒の自立と社会参加を目指すために、一人一人の状況に応じた指導の充実を図ります。			
70	教職員の資質・能力の向上 (使命感や情熱、さらには実践的 指導力などの資質や能力を有し た教師を育てます。)	本市在職中に本研 修を受講する教職員 の割合	5.0%	 95.0%
	(取り組みの方針) ・諸検査等の分析や活用の方法を学ぶ「個を生かすきめ細やかな指導と評価 in 西之表」を実施し、指導と評価に生かせるようにします。 ・「幼・小・中・高校連携学力向上推進事業」を推進し、校種を超えて研修を連携して行うことで、教職員の資質向上を目指します。 ・「カウンセリング向上セミナー」を必修とし、教職員のカウンセリング技能を高め、児童生徒との人間関係づくりや生徒指導の充実を図ります。			

No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
71	特色ある学校づくり (学校、家庭、地域と連携し、信頼される学校づくりを目指します。)	人材を活用した教育活動実施校割合	50.0%	 100%
		外部評価を活用した学校経営を行う学校の割合	50.0%	 100%
	(取り組みの方針) ・「地域に根ざした人材活用事業」を活用した上で、地域人材を有効活用し、充実した教育活動を展開します。 ・学校関係評価者委員会や信頼される学校づくり委員会を設置し、保護者や地域の意見を学校経営に取り入れ、よりよい学校づくりを目指します。 ・学校が時代や地域のニーズに応じた魅力ある学校づくりを推進し、児童生徒がその能力や個性を生かすことができるようにします。			
72	学習環境の充実	改修が必要な学校数	12 校	 12 校
		改修が必要な教職員住宅数	112 戸	 80 戸
	(取り組みの方針) ・学校の耐震化事業は完了していますが、施設そのものが老朽化しており、安全管理の面から改修等が必要となっています。そのため学校の状況を調査検討して計画的な改修を進めていきます。 ・教職員住宅についても、計画的な整備を進め、住環境の改善を図ります。			



資料: 学校基本調査

施策 20	芸術文化・文化財保護の充実	施策担当課	社会教育課
-------	---------------	-------	-------

○この施策でめざすのは？

市民が郷土に誇りと愛着を持ち、豊かな心が育めるまちを目指します。

○この施策の成果をはかるものさしは？

成果の指標名	単位	24 年度 現状値	29 年度 目標値	目標値設定の説明
地域の伝統行事や芸術文化に親し みを感じている人の割合	%	未把握	59.0	伝統文化・芸術文化に親し みを感じている人の割合を把握 し、成果の向上を目指す。
文化月間(11 月)中のイベント参加 者数	人	未把握	1,800	芸術文化に対する関心度や、 市民の文化交流人口の増加を 目指す。
文化財を大切に、後世に伝承し ていくべきと思う人の割合	%	未把握	68.0	文化財に関する意識(誇り・愛 着)の向上を目指す。
健全に保護・活用されている文化 財数	件	未把握	210	文化財の保存・保護・活用の 充実に努め、成果の向上を目 指す。

○市の現在の状況と解決すべき課題です。

- ・平成 27 年度に第 30 回国民文化祭が鹿児島県を会場として開催されます。本市においても主催事業を実施するに当たり、市民の芸術文化の水準を高める大きな契機と位置づけ、全市民を挙げて取り組むことが望まれています。
- ・文化活動の活動中心母体である市文化協会をはじめ、各種グループ等で自主的な芸術文化活動が続けられています。
- ・一流の舞台芸術が招聘できにくい現状です。
- ・地域の伝統文化行事や郷土芸能等について、少子高齢化のため担い手が不足し、保存・保護が課題となっています。
- ・文化財の保存・公開場所であり、本市の観光施設の拠点になっている種子島開発総合センターは館内展示機器等の老朽化が進んでおり、リニューアルも含めて整備の検討が必要です。
- ・整備が必要な指定文化財については、早急な整備等の取り組みが必要です。

○まちづくりのために市民のみなさんもいっしょに取り組みましょう。	
単位	取り組み内容
個人や家庭	・芸術文化・伝統行事・文化財に興味関心を持ち、自ら積極的に関わり、参加、学習しましょう。
自治会等	・自治会は、地域の伝統行事・郷土芸能を保存、伝承していきましょう。 ・地域の文化財を学習し、文化財を活用した地域づくりを行いきましょう。
事業所等	・文化財の保存・保護に積極的に協力しましょう。

○施策目標達成のため、取り組んでいきます。				
No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
73	芸術・文化活動の推進	地域の伝統行事や芸術文化に親しみを 感じている人の割合	未把握	59.0%
		文化月間(11 月)中 のイベント参加者数	未把握	1,800 人
	(取り組みの方針) ・平成 27 年度に開催される国民文化祭を契機に、芸術文化・伝統文化に親しみをもってもらうため、芸術鑑賞の機会の提供、文化協会を中心とした文化団体の育成・指導、文化団体活動の支援を行っていきます。 ・伝統的、先端的な文化芸術を活用した振興策を検討していきます。			
74	文化財保護の充実	文化財を大切にし、 後世に伝承していく べきと思う人の割合	未把握	68.0%
		健全に保護・活用さ れている文化財数	未把握	210 件
	(取り組みの方針) ・種子島家住宅「赤尾木城文化伝承館 月窓亭」などの文化財を通して郷土に対する誇りや愛着を醸成させるため、文化財の保存・保護・活用・整備に努めます。			

施策 21	社会体育の充実	施策担当課	社会教育課
-------	---------	-------	-------

○この施策でめざすのは？

市民が心身を健康にし、健康で文化的な生活を営むことができるまちを目指します。

○この施策の成果をはかるものさしは？

成果指標	単位	24 年度 現状値	29 年度 目標値	目標値設定の説明
スポーツ活動に取り組んでいる人の割合	%	42.5	53.5	県のマイライフ・マイスポーツ運動の数値目標を目指す。

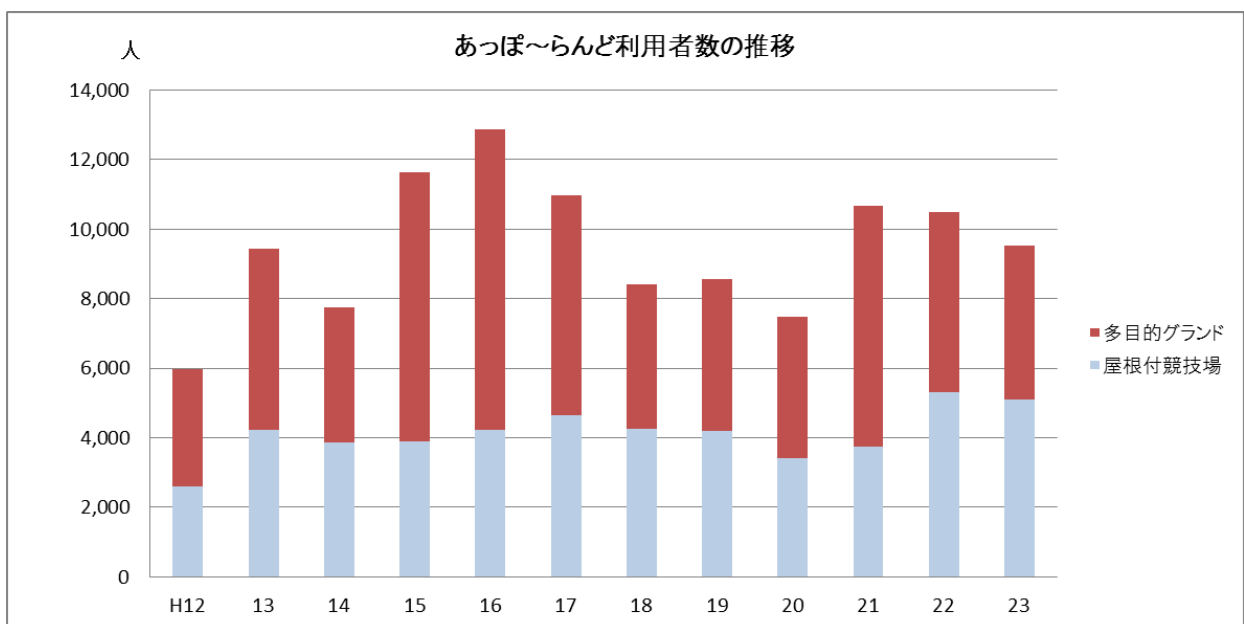
○市の現在の状況と解決すべき課題です。

- ・市民の健康への関心の高まりなどにより、スポーツ・レクリエーションの多様化への対策が必要となっています。
- ・本市では幅広い年齢層のグループが多様なスポーツ・レクリエーション活動を行っています。
- ・総合型地域スポーツクラブについてはキッズサッカー教室等、幅広く展開しています。
- ・少子高齢化により、スポーツ少年団などをはじめとする競技団体等については、競技人口が減少しチーム編成ができない競技もでてきています。
- ・老朽化した体育施設が多く、早急な改修・整備が必要となってきています。
- ・体育施設が点在していることから、輸送手段の整備が求められています。

○まちづくりのために市民のみなさんもいっしょに取り組みましょう。

単位	取り組み内容
個人や家庭	・それぞれの関心や適性に応じて、主体的・継続的にスポーツ・レクリエーションに親しみましょう。
自治会等	・スポーツを通して支え合うことのできる活力ある社会づくりを目指しましょう。
事業所等	・ストレス解消や健康づくり、仲間とのふれあいなどにも効果があるスポーツ・レクリエーションの機会を創出しましょう。

○施策目標達成のため、取り組んでいきます。				
No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
75	体育施設の充実	体育施設利用者数	116,442 人	 133,156 人
	(取り組みの方針) ・市民が、「いつでも、どこでも、だれでも」スポーツやレクリエーションに親しみ、幅広く気軽にスポーツ・レクリエーション活動を行うことができるよう体育施設の充実を図るとともに適切な維持管理に努めます。			
76	スポーツ・レクリエーション活動の振興	競技連盟主催のスポーツ大会開催回数	190 回	 218 回
	(取り組みの方針) ・市民誰もがそれぞれの年齢や体力、技術、興味、目的に応じて、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツ・レクリエーションに親しむことができる場として総合型地域スポーツクラブの育成充実を図ります。 ・本市の将来を担う人材育成のひとつとして、スポーツ少年団の育成・充実を図ります。 ・スポーツ合宿の誘致及び受入整備を図り、スポーツによる交流を推進します。 ・スポーツ団体の指導者の確保・育成や資質の向上、指導体制の充実・強化を図り、日常生活の中にスポーツ・レクリエーションを積極的に取り入れ、生涯スポーツの振興を市民総ぐるみで推進します。			



資料：建設課

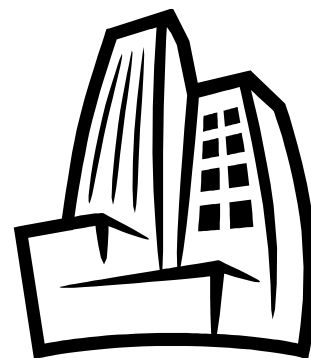
行政運営

基本目標

— 共に考え、互いに行動するまちづくり —

【めざす姿と取り組みの方向性】

- ◆将来にわたって安定的で、市民ニーズや社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応できる行政を目指し、財政の健全化と計画的で効率的な行政運営を推進します。
- ◆市民から信頼される質の高い行政運営に努めます。
- ◆市民と行政との役割分担を明確にし、まちづくりの課題解決のために、それぞれが主体的に対等な立場で、共に考え、互いに行動するまちを目指します。



施策 22	健全な財政運営の確立	施策担当課	行政経営課
-------	------------	-------	-------

○この施策でめざすのは？

安定した財政運営を行うため、歳入を確保し、歳出の見直し(削減)を行います。

○この施策の成果をはかるものさしは？

成果指標	単位	24 年度 現状値	29 年度 目標値	目標値設定の説明
※ 経常収支比率	%	94.2	89.2	現状値を勘案し、成果の向上を目指す。
※ 実質公債費比率	%	12.5	11.8	現状値を勘案し、成果の向上を目指す。
※ 財政力指数	%	0.25	0.30	現状値を勘案し、成果の向上を目指す。
※ 将来負担比率	%	98.0	90.0	現状値を勘案し、成果の向上を目指す。

※「経常収支比率」…自治体が自由に使えるお金のうち、人件費や生活保護費、借金返済に充てる公債費など、避けられない必要な経費が占める割合。値が低いほど、独自の政策のために使えるお金が多いことを示す。

「実質公債費比率」…自治体の実質的な借金が財政規模に占める割合のこと。数値が高いほど返済の負担が重いことを示す。

「財政力指数」…地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値をいう。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになる。

「将来負担比率」…公社や出資法人も含め、自治体が将来支払う可能性がある負債の一般会計に対する比率。

○市の現在の状況と解決すべき課題です。

- ・産業基盤が脆弱で所得を生み出す構造となっていないことから、特に若者の雇用の場が少なく、人口流出につながっています。
- ・年々減少していくと予想される地方交付税等に対し、安定的な財政運営のためにさらなる基金の造成を図る必要があります。
- ・平成 17 年度をピークに減少してきた公債費ですが、大型建設事業(伊関小建設、汚泥再生処理センター整備、一般廃棄物処理施設整備)により新たな地方債発行が見込まれ増加傾向にあります。

- ・税金や料金等が、どのような事業にどれだけ使われているか、市民に分かりやすく情報提供することが必要です。
- ・将来にわたって安定的な財政運営を行うため、自主財源及び特定財源のさらなる確保を図り、同時に基金積立を拡充する必要があります。

○まちづくりのために市民のみなさんもいっしょに取り組みましょう。	
単位	取り組み内容
個人や家庭	・本市の自主財源の確保のため、税（料金）等については期限内に納付しましょう。 ・市の財政状況等に興味や関心を持ちましょう。
自治会等	・自治会放送等により納期ごとの納付や口座振替推進について呼びかけましょう。
事業所等	・市民税の特別徴収導入や社会保険制度への加入促進に努めましょう。

○施策目標達成のため、取り組んでいきます。				
No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24年度)	目標値(29年度)
77	財源の確保	市税収納率	89.7%	 93.0%
		貸付料収納率	98.9%	 100%
	(取り組みの方針) ・市の自主財源の大半を占める市税は、財政運営における影響も大きく、住民負担の公平性を図る観点からも全庁的な徴収体制の確立、徴収強化月間の設定、納税相談の実施、県との共同徴収体制の確立、啓発の実施などの対策を講じ滞納繰越額を縮減します。 ・普通・行政財産など市有財産の有効活用を図るとともに、貸付料の滞納がないよう自主財源を確保します。			
78	歳出の抑制	市債発行額	979,824 千円	 500,000 千円
	(取り組みの方針) ・行政評価により事務事業を精査するとともに、執行においても事業の効率化を図りながら、市債発行額の抑制や繰り上げ償還を行い、収支の黒字を保持します。			

No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
	予算の適正な執行と管理	補正予算額	970,525 千円	 600,000 千円
79	(取り組みの方針) ・市の予算は計画に沿って、年間の事業推進に必要な額を当初予算に計上していることから、災害など緊急的な事業に対応するもの以外補正対応はないものとし、特に経常経費の補正を行わないよう管理します。また、条例等に準拠した執行を図り、四半期ごとの進行管理を行い、繰越事業が発生しないよう努めます。			

施策 23	職員の能力向上	施策担当課	総務課
-------	---------	-------	-----

○この施策でめざすのは？

職員自らが問題を解決できるようにします。

○この施策の成果をはかるものさしは？

成果指標	単位	24 年度 現状値	29 年度 目標値	目標値設定の説明
職員研修への参加職員数(延べ人数)	人	630 (過去3ヶ年平均 300人)	500	過去3ヶ年平均の研修参加者数を上回り、1人当たりの研修会参加年2.5回を目指す。
職員が講師となる(出前講座含む。)研修回数	回	8	15	50%の増加を目指す。
研修が実務に役に立っていると感じている職員の割合	%	76.0	100	100%を目指す。

○市の現在の状況と解決すべき課題です。

- ・職員研修は主に、鹿児島県市町村自治研修センターにおいて各階層別及び役職別研修に参加しています。
- ・各階層別研修は、勤続年数や役職に応じて計画的に実施していますが、実務研修については予算との関係で職員要望に十分には応えられていません。
- ・人材育成基本方針を平成24年度に策定し、平成25年度は実施計画を策定しました。※注
- ・平成25年度から人事評価を管理職から試行的に実施し、職員の職務における強みや弱みを評価分析して、業務に係る研修のみならず職員自ら資質を高める研修を行い、人材育成へつなげていく必要があります。

※注)「平成25年度は実施計画を策定しました。」とありますが、実施計画策定には至っておりませんでした。第5次長期振興計画の計画期間が平成29年度末で終了しますので、平成30年度からの第6次長期振興計画にあわせ、職員研修実施計画を策定していくこととします。

○まちづくりのために市民のみなさんもいっしょに取り組みましょう。	
単位	取り組み内容
個人や家庭	
自治会等	・行政からの広報に加え、出前講座等を積極的に活用するなど、行政の業務について関心を深め、行政情報を正確に取得しましょう。
事業所等	

○施策目標達成のため、取り組んでいきます。				
No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
80	研修制度の充実	職員研修への参加 職員数(延べ人数)	630 人 (過去 3 ヶ年平均 300 人)	 500 人
		職員研修会の開催 回数	14 回	 15 回
	(取り組みの方針) ・各研修機関の実施する研修会への参加や、外部より講師を招いた独自研修会を実施します。 ・職員の能力向上や専門的知識を高めるため職員研修の充実に努めます。			

施策 24	計画的で効率的な行政運営の推進	施策担当課	行政経営課
-------	-----------------	-------	-------

○この施策でめざすのは？

行政事務が適正かつ計画的・効率的に行われるようにします。

○この施策の成果をはかるものさしは？

成果指標	単位	24 年度 現状値	29 年度 目標値	目標値設定の説明
長振計画の各年度の施策の目標達成率(成果指標の達成率)	%	26.4	100	100%を目指す必要がある。

○市の現在の状況と解決すべき課題です。

- ・人事配置については、全職員から希望調書を取り、管理職ヒアリングでの情報も含め丁寧な対応を心掛けています。
- ・地方交付税の削減や、国・地方の長期債務を考えるとさらなる財政の健全化と効率的な行政経営が求められています。
- ・計画と予算と決算を連動させ、職員が目的意識を持って業務遂行できる仕組みと環境の整備が求められます。
- ・長期振興計画の実現に向けた進行管理のあり方を工夫し、目的達成に向けた取り組みを市職員と市民が一緒になって推進していく必要があります。

○まちづくりのために市民のみなさんもいっしょに取り組みましょう。

単位	取り組み内容
個人や家庭	・暮らしの満足度等を測るための各種アンケートや統計調査に協力しましょう。 ・行政の施策に関心を持ちましょう。
自治会等	・地域の課題に対して話し合い、行政と知恵を出し合って解決への道筋を探りましょう。
事業所等	・各種統計調査に協力しましょう。 ・行政の施策に関心を持ち、適正な役割分担のもと、まちづくりに参画しましょう。

○施策目標達成のため、取り組んでいきます。

No.	取り組み項目	成果指標	現状値(24 年度)	目標値(29 年度)
81	適正な人員配置	定員適正化計画達成率	102%	 100%
	(取り組みの方針) ・業務量調査を実施します。 ・組織機構を見直します。 ・定員適正化計画を見直します。			
82	広報活動の充実・市民意見など現状把握の体制づくり	広報紙を月に数回程度読んでいる人の割合	72.8%	 77.0%
		市政に積極的に関わっていきたいと思っている人の割合	15.5%	 40.0%
	(取り組みの方針) ・主権者である市民に情報を発信し、その意見をいただくことは行政運営上当然ともいえる大切な行為です。広報紙やホームページなどあらゆる媒体や機会を活用し、内容を充実させながら広報活動を強化します。 ・また、適切な時期に市民意見をお聞きする一方、経年変化を把握するための定点的なアンケート調査や経済状況調査を実施するなど、現状把握のための体制づくりに努めます。			
83	事務事業の効率的な実施	課別・庁内協議において改善がされた事務事業数	未把握	50.0%
	(取り組みの方針) ・計画と予算と決算の一体化を推進するため、事務事業の整理を一層進めます。			
84	政策的・横断的課題解決の推進	課題解決の取り組み割合	69.0%	 100%
	(取り組みの方針) ・政策的・横断的な課題の解決に向けた体制づくりを行い、横の連携を図りながら課題解決を促進します。			
85	市民視点を基本とした改革の推進	行財政改革大綱に基づく行動計画の達成度	44.5%	 100%

	(取り組みの方針) ・平成 14 年度から実施してきている行財政改革について、時代や地域情勢の変化を見極めながら、市民視点に立った改革を継続していきます。
--	---

資料① 諮問書及び答申書

【諮問書】

西 行 経 第 22 号

平成 25 年 4 月 22 日

西之表市振興計画審議会会長 殿

西之表市長 長野 力

第 5 次長期振興計画後期基本計画の策定について(諮問)

西之表市においてはこれまで市政運営の指針となる長期振興計画を策定し、計画的な行政運営に努めてまいりました。

平成 22 年に策定した第 5 次長期振興計画については、策定後 3 年を経過し、国内外の社会経済情勢も大きく変化し、新たな時代に対応したまちづくりの指針を定める必要があります。

そこで、これまでの経過を踏まえ、今後の西之表市政の進むべき方向とそれを実現するための方策を明らかにするため、新たな振興計画の策定について、ご審議くださるよう、西之表市振興計画審議会条例第 1 条の規定に基づき諮問いたします。

【答申書】

平成 25 年 11 月 14 日

西之表市長 長 野 力 殿

西之表市振興計画審議会
会 長 川 野 格

第5次長期振興計画後期基本計画の策定について(答申)

平成 25 年 4 月 22 日付け西行経第 22 号により西之表市長から諮問のありました「第5次長期振興計画後期基本計画の策定」について、慎重に審議した結果、別添「第5次長期振興計画後期基本計画(案)」のとおり答申します。

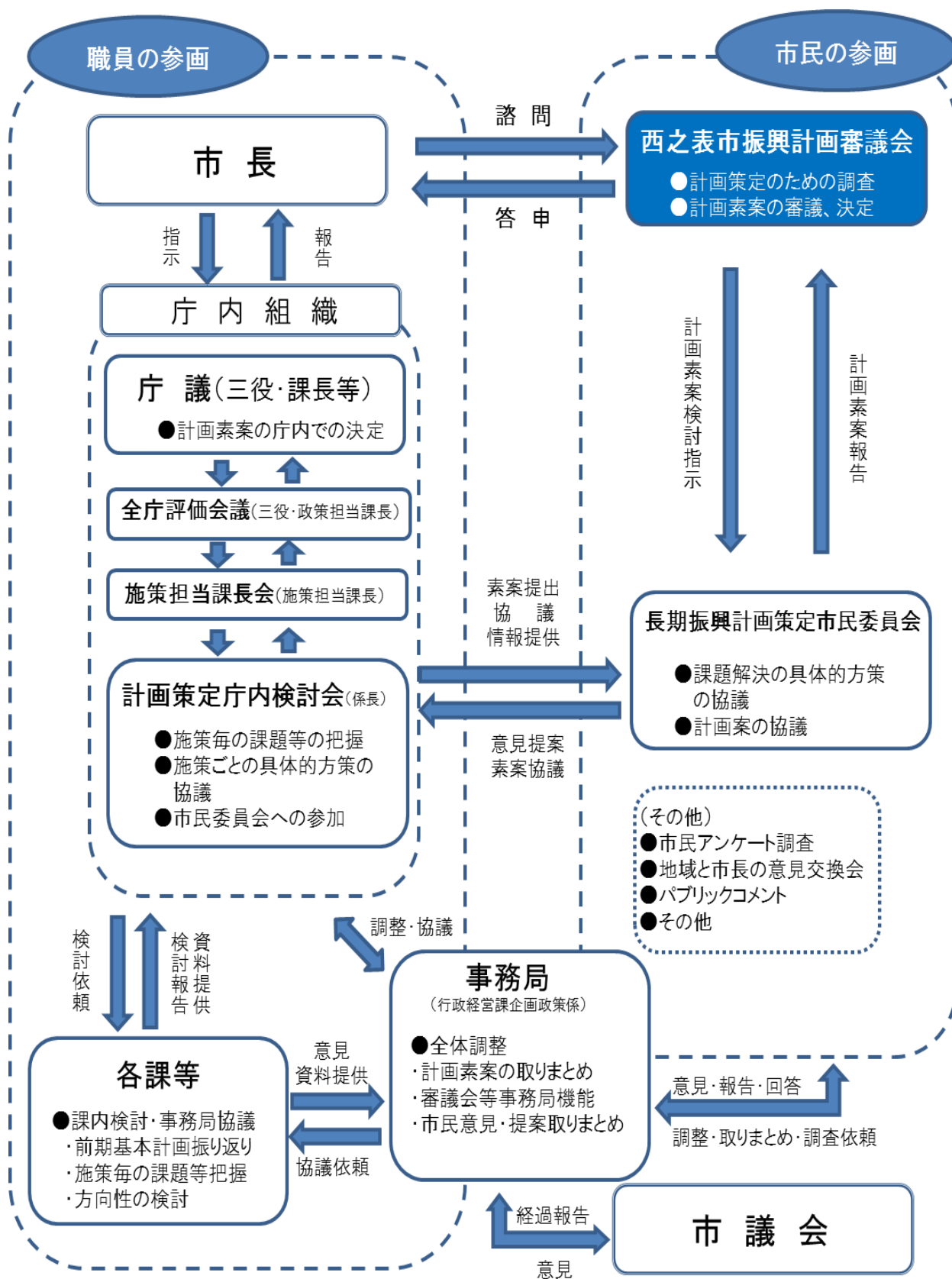
なお、計画の推進に当たっては、下記の事項に十分留意され、将来像実現に向けて市民との協働・連携のもと、計画的かつ大胆な行政運営が図られることを願います。

記

- 後期基本計画の進行管理については、社会経済環境や市民ニーズに即した的確な評価を実施し、市民意見を十分に反映させた上で、課題解決に向けた不断の見直しを図ること。
- 後期基本計画で重点的に取り組まれる「にぎわい創出」及び「人づくり」については、将来の本市のために大変重要な取り組みであると考えます。その取り組みが具体的な成果となるよう市民意見を十分に反映させ、市民との協働・連携の上で推進を図ること。

資料② 後期基本計画の策定体制及び経過

【後期基本計画策定の体制】



【後期基本計画の策定経過】

日時	会議名及び内容	対象	組織等
2月13日	長期振興計画後期基本計画策定について説明	課長・係長・職員	各課
	・前期基本計画の振り返りについて ・長期振興計画後期基本計画の策定に向けた基本方針等について		
3月18日～ 3月28日	前期基本計画の振り返りに対する1次検証に係る点検会	各課	各課
	・長期振興計画前期基本計画の振り返りについて		
4月22日	第1回振興計画審議会及び長期振興計画市民委員会合同会議	審議会・市民委員会委員	審議会・市民委員会
	・長期振興計画の位置づけ及び基本構想について ・前期基本計画の進捗状況について ・後期基本計画策定基本方針について		
4月30日	第1回合同会議について庁議への報告	三役・課長等	庁議
5月1日	市民アンケート調査の実施	市民(20歳以上の約1割)	市民
	・成果指標の現状値及び市民の課題等を把握するために実施。(毎年度実施) 対象者 1,369人 回答者 965人 回収率 70.5%		
5月9日	第1回施策担当課長会議	施策担当課長	施策担当課長会
	・平成24年度事務事業評価について ・前期基本計画の施策評価、施策毎の課題及び今後の取り組みの方向性について ・政策体系の見直しについて		
	第1回庁内検討会	全係長	庁内検討会
	・長期振興計画後期基本計画の策定に向けた基本方針及び庁内検討会の役割について ・部会長と副部会長の選出 ・市民委員会での意見を参考とした部会毎の課題の抽出及び方向性について		
5月21日	庁内検討会部会長・副部会長会議	庁内検討会正・副部会長	庁内検討会
	・本市を取り巻く社会環境変化及び課題の検討について 後期基本計画の重点的取り組みとして、「にぎわい創出」「人づくり」を提案		
5月30日	第2回市民委員会(健康医療福祉部会)	市民委員(健康医療福祉部会)	市民委員会
	・後期基本計画の施策毎の方向性について		
5月31日	全庁評価会議(市長・副市長協議)	市長・副市長	全庁評価会議
	・政策課題について協議		
6月4日	第2回市民委員会(教育文化スポーツ部会)	市民委員(教育文化スポーツ部会)	市民委員会
	・後期基本計画の施策毎の方向性について		
6月7日	第2回市民委員会(産業振興部会)	市民委員(産業振興部会)	市民委員会
	・後期基本計画の施策毎の方向性について		
6月10日	第2回市民委員会(安心安全基盤整備部会)	市民委員(安心安全基盤整備部会)	市民委員会
	・後期基本計画の施策毎の方向性について		
6月17日	全庁評価会議	政策担当課長	全庁評価会議
	・長期振興計画後期基本計画の現在の策定状況について ・施策毎の基本目標の振り返りについて ・政策課題の取り組みについて		
6月17日～ 6月26日	後期基本計画の方向性に対する2次検証に係る点検会	各課	各課
	・市民委員会での意見や指摘事項を踏まえた施策の方向性について ・重点推進項目についての各課の取り組み状況について		
6月27日	策定状況及び政策課題について庁議で説明	三役・課長等	庁議

日時	会議名及び内容	対象	組織等
7月3日	全庁評価会議 ・長期振興計画後期基本計画の施策の方向性について	政策担当課長	全庁評価会議
7月11日	第2回庁内検討会 ・長期振興計画後期基本計画の施策毎の基本目標について	全係長	庁内検討会
7月19日	西之表市議会への説明(全員協議会) ・長期振興計画後期基本計画の策定状況及び政策課題等について	市議会議員	市議会
8月5日～ 8月12日	施策の方向性及び実施計画に係る点検会 ・長期振興計画後期基本計画の施策の方向性及び実施計画対象事業について	各課	各課
8月13日	第3回庁内検討会 ・長期振興計画後期基本計画素案について ・実施計画計上事業について	全係長	庁内検討会
	第2回施策担当課長会議 ・長期振興計画後期基本計画素案について ・実施計画計上事業について	施策担当課長	施策担当課長会
8月22日	全庁評価会議 ・長期振興計画後期基本計画実施計画について	政策担当課長	全庁評価会議
8月23日	第2回振興計画審議会及び長期振興計画市民委員会合同会議 ・長期振興計画後期基本計画案について ・重点推進項目の後期基本計画での取り組みについて	審議会・市民委員会委員	審議会・市民委員会
9月5日	第3回市民委員会 ・長期振興計画後期基本計画素案について	市民委員会	市民委員会
9月13日 17日	市長・施策担当課長協議 ・長期振興計画後期基本計画実施計画について	施策担当課長	施策担当課長会
9月19日	全庁評価会議 ・長期振興計画後期基本計画実施計画について	政策担当課長	全庁評価会議
9月20日	西之表市議会へ後期基本計画案配布 ・長期振興計画後期基本計画案の配布	市議会議員	市議会
9月26日	全庁評価会議 ・長期振興計画後期基本計画実施計画について	政策担当課長	全庁評価会議
9月27日	第3回振興計画審議会及び長期振興計画市民委員会合同会議 ・長期振興計画後期基本計画案及びパブリックコメントについて ・重点推進項目の後期基本計画での取り組みについて	審議会・市民委員会委員	審議会・市民委員会
9月30日	庁議 ・長期振興計画後期基本計画実施計画計上事業の決定について	三役・課長等	庁議
10月1日～ 10月31日	パブリックコメントの実施	市民等	パブリックコメント
10月24日	西之表市議会から提言書の提出 ・長期振興計画後期基本計画案に対して市議会から市長に対して提言書の提出		市議会

日時	会議名及び内容	対象	組織等
11月14日	第4回振興計画審議会及び長期振興計画市民委員会合同会議	審議会・市民委員会委員	審議会・市民委員会
	・長期振興計画後期基本計画案の最終審議、答申案について		
	答申	審議会会長・副会長	審議会
	・審議会会長及び副会長より市長へ長期振興計画後期基本計画案の答申		
11月25日	庁議	三役・課長等	庁議
	・長期振興計画後期基本計画案の決定		
12月3日	平成25年第4回定例会へ議案提出	市議会	市議会
	・議案第94号「第5次長期振興計画後期基本計画の策定について」を市議会に提出		
12月20日	平成25年第4回定例会で可決	市議会	市議会
	・議決番号第113号「第5次長期振興計画後期基本計画の策定について」市議会にて原案可決		



第2回振興計画審議会及び長期振興計画策定市民委員会(H25.8.23開催)



審議会会長及び副会長による市長への答申(H25.11.14)

資料③ 振興計画審議会委員名簿

区分	氏名	所属	備考
1号委員 (市教育委員会の委員)	森田 俊	西之表市教育委員	
3号委員 (公共的団体の役員 又は職員)	中野 幸太郎	西之表市区長会	副会長
	鮫元 ミツ子	西之表市女性団体連絡協議会	
	川野 格	西之表市民生委員児童委員協議会	会長
	福井 清信	西之表市商工会	
	河野 博康	西之表市体育協会	
	河口 修	種子島観光協会	
	西村 俊夫	種子屋久農業協同組合	
	加川 隆志	種子島漁業協同組合	
	平川 久美子	西之表市女性消防団	
4号委員 (学識経験者)	鮫嶋 安豊	赤尾木城文化伝承館月窓亭「ひとつ葉の会」	
	上畑 敬子	住吉さくら保育園	
	小倉 達弘	会社経営	
	長吉 啓一	鹿児島県熊毛支庁	
	窪田 良二	農業・古田校区	

資料④ 長期振興計画策定市民委員会委員名簿

部会(各分野)	氏名	所属	備考
第1部会 (産業振興)	丸山 一徳	種子島特産品協会	
	竹下 秀樹	西之表市商店街振興組合	
	窪田 良二	農業・古田校区	副部会長
	加川 隆志	種子島漁業協同組合	
	荒木 政臣	ホテル経営	部会長
	園田 博己	農林水産課	(庁内検討会部会長)
	松元 明和	経済観光課	(庁内検討会副部会長)
第2部会 (健康・医療・福祉)	川野 格	西之表市民生委員児童委員協議会	
	上畑 敬子	住吉さくら保育園	副部会長
	古田 恭子	医療法人勤務	部会長
	川畑 浩一郎	健康保険課	(庁内検討会部会長)
	下川 昭代	福祉事務所	(庁内検討会副部会長)
第3部会 (安心・安全・基盤整備)	塩崎 義政	会社経営・消防団・上西校区	
	錨 忠宏	会社経営・消防団	部会長
	平川 久美子	西之表市女性消防団	副部会長
	宇野 裕未	一般社団法人なかわり生姜山農園	
	河本 文男	総務課	(庁内検討会部会長)
	古田 一男	建設課	(庁内検討会副部会長)
第4部会 (教育・文化・スポーツ)	瀬下 安男	NPO法人コスモ学院	
	鮫元 ミツ子	西之表市女性団体連絡協議会	部会長
	平川 浩	西之表市教育委員	副部会長
	前園 美子	教育委員会総務課	(庁内検討会部会長)
	古市 善哉	社会教育課	(庁内検討会副部会長)

資料⑤ 施策担当課長・計画策定庁内検討会委員名簿

【施策担当課長】

分野 (政策)	No.	施策	施策担当課長		関係課	
産業振興	1	農業の振興	農林水産課長	神村 弘二	農林水産課・農委事務局	農林水産課 神村弘二 農委事務局 前田秀夫 建設課 美園博行 経済観光課 福山隆一 地域支援課 戸川信正
	2	林業の振興	農林水産課長	神村 弘二	農林水産課	
	3	水産業の振興	農林水産課長	神村 弘二	農林水産課・建設課	
	4	商工業の振興	経済観光課長	福山 隆一	経済観光課・農林水産課	
	5	観光・交流の振興	経済観光課長	福山 隆一	経済観光課・地域支援課	
健康・医療・福祉	6	健康づくりの推進	健康保険課長	中野 哲男	健康保険課・総務課	健康保険課 中野哲男 総務課 西田隆幸 福祉事務所 芝和廣 市民生活課 榎田竜一郎 地域支援課 戸川信正
	7	医療保険体制の適正かつ安定的な運営	健康保険課長	中野 哲男	健康保険課	
	8	介護保険体制の適正かつ安定的な運営	健康保険課長	中野 哲男	健康保険課・福祉事務所	
	9	地域福祉・社会保障の充実	福祉事務所長	芝 和廣	福祉事務所・健康保険課・市民生活課・地域支援課	
	10	児童福祉の充実	福祉事務所長	芝 和廣	健康保険課・福祉事務所	
	11	高齢者・障がい者福祉の充実	福祉事務所長	芝 和廣	健康保険課・福祉事務所	
安心・安全・基盤整備	12	快適な居住環境の整備	建設課長	美園 博行	建設課・水道課・行政経営課・地域支援課	建設課 美園博行 水道課 園山弘人 行政経営課 大瀬浩一郎 市民生活課 榎田竜一郎 福祉事務所 芝和廣 総務課 西田隆幸 農林水産課 神村弘二 税務課 前園正夫 農委事務局 前田秀夫 地域支援課 戸川信正 財産監理課 竹迫謙二
	13	市民生活を守る安全対策の充実	総務課長	西田 隆幸	総務課・市民生活課・福祉事務所	
	14	環境衛生対策の推進	市民生活課長	榎田 竜一郎	市民生活課・農林水産課	
	15	防災対策の充実	総務課長	西田 隆幸	総務課・建設課・農林水産課	
	16	計画的な土地利用の推進	建設課長	美園 博行	建設課・農委事務局・行政経営課・税務課・財産監理課	
	16	計画的な土地利用の推進	建設課長	美園 博行	建設課・農委事務局・行政経営課・税務課・財産監理課	
教育・文化・スポーツ	17	生涯学習社会の実現	社会教育課長	中村 章二	社会教育課・地域支援課	社会教育課 中村章二 税務課 前園正夫 市民生活課 榎田竜一郎 教委総務課 河本幸男 学校教育課 谷口幸一郎 地域支援課 戸川信正 建設課 美園博行
	18	社会教育の推進	社会教育課長	中村 章二	社会教育課・税務課・市民生活課・地域支援課	
	19	義務教育の充実	教委総務課長	河本 幸男	教委総務課・学校教育課・建設課	
	20	芸術文化・文化財保護の充実	社会教育課長	中村 章二	社会教育課	
	21	社会体育の充実	社会教育課長	中村 章二	社会教育課	
行政運営	22	健全な財政運営の確立	行政経営課長	大瀬 浩一郎	行政経営課・市民生活課・監査事務局・建設課・総務課・税務課・会計課・財産監理課	税務課 前園正夫 行政経営課 大瀬浩一郎 会計課 小山田米也 監査事務局 日高研一 市民生活課 榎田竜一郎 建設課 美園博行 総務課 西田隆幸 財産監理課 竹迫謙二 地域支援課 戸川信正
	23	職員の能力向上	総務課長	西田 隆幸	総務課・行政経営課	
	24	計画的で効率的な行政運営の推進	行政経営課長	大瀬 浩一郎	総務課・行政経営課・市民生活課・地域支援課	

【計画策定庁内検討会委員】

(備考欄◎は部会長、○は副部会長)

部会(各分野)	課等名	係等名	氏名	備考
第1部会 (産業振興)	経済観光課	商工政策係	松元 明和	○
	経済観光課	観光交流室	高石 心平	
	農林水産課	管理係	毛井 文子	
	農林水産課	営農振興係	上妻 誠一	
	農林水産課	農政係	園田 博己	◎
	農林水産課	林務水産係	河内 時久	
	農林水産課	農業土木係	村永 和幸	
	農業委員会	農地振興係	中野 賢二	
第2部会 (健康・医療・福祉)	健康保険課	国民健康保険係	下川 由喜	
	健康保険課	介護保険係	日笠山 昭代	
	健康保険課	健康増進係	川畑 浩一郎	◎
	健康保険課	包括支援係	笹川 美子	
	福祉事務所	社会福祉係	下川 昭代	○
	福祉事務所	子育て支援係	阿世知 美代子	
	福祉事務所	援護係	小川 政幸	
	市民生活課	国民年金係	山下 雅子	
第3部会 (安心・安全・基盤整備)	総務課	防災安全係	河本 文男	◎
	行政経営課	情報管理係	平石 栄夫	
	市民生活課	市民係	下川 法男	
	市民生活課	環境係	寺口 晃	
	市民生活課	広報市民相談室	小山田 八重子	
	建設課	管理係	浦元 康雄	
	建設課	土木係・道路維持補修係	榎本 裕久	
	建設課	都市計画係	上妻 敏男	
	建設課	建築係	古田 一男	○
	水道課	管理係	西門 博文	
	水道課	工務係	松尾 孝幸	
	財産監理課	地籍調査係	徳永 祐一郎	
第4部会 (教育・文化・スポーツ)	教委総務課	給食センター	鎌田 恒博	
	教委総務課	庶務係・施設係	前園 美子	◎
	学校教育課	管理係	樋口 兼治	
	学校教育課	指導係	永松 一郎	
	社会教育課	社会教育係	古市 善哉	○
	社会教育課	文化係	沖田 純一郎	
	社会教育課	社会体育係	山下 清香	

部会(各分野)	課等名	係等名	氏名	備考
第5部会 (行政運営)	会計課	会計係	濱渡 友子	
	総務課	人事係	吉田 孝一	
	総務課	行政秘書係	長野 望	○
	行政経営課	企画政策係	森 真樹	
	行政経営課	財政係	中里 千秋	
	地域支援課	地域振興係	松下 成悟	
	地域支援課	市民活動支援係	河内 尚子	
	税務課	管理係	鎌倉 久美子	
	税務課	滞納整理係	青野 実和	
	税務課	市税係	柳田 さゆり	
	税務課	固定資産税係	長吉 輝久	
	財産監理係	管理係	鎌田 員訓	
	財産監理係	登記係	奥村 裕昭	◎
	議会事務局	庶務係・議事係・調査係	濱尾 実	
	監査委員事務局	事務局係長	牧 利子	

【事務局】

職名	氏名	担当分野
行政経営課長	大瀬 浩一郎	統括
課長補佐兼企画政策係長	森 真樹	健康・医療・福祉、行政運営
企画政策係 主査	長田 英範	教育・文化・スポーツ
企画政策係 主査	横山 義之	産業振興
企画政策係 主査	鎌田 崇	安心・安全・基盤整備

資料⑥ 振興計画審議会条例・長期振興計画策定市民委員会設置要綱

【西之表市振興計画審議会条例】

昭和44年6月30日条例第12号

（設置）

第1条 市長の諮問に応じ、西之表市振興計画に関し、必要な事項を調査及び審議するため、西之表市振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 公共的団体の役員又は職員
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会の会議において、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、行政経営課において処理する。

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は市長が定める。

【西之表市長期振興計画策定市民委員会設置要綱】

平成21年5月11日告示第84号

(設置)

第1条 西之表市長期振興計画の策定にあたり、本市の将来像及びまちづくりの課題解決のための具体的方策等を検討するため、西之表市長期振興計画策定市民委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市の将来像に関すること。
- (2) まちづくりの課題解決のための具体的な方策
- (3) その他計画策定にあたって検討が必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

- 2 委員は、民間有識者及び市職員の中から市長が委嘱又は任命する。
- 3 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第5条 委員会に、第2条に規定する所掌事務を具体的に検討させるため、専門部会を置く。

- 2 専門部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。
- 4 前条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 委員会及び専門部会の庶務は、行政経営課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。



市民憲章

わたしたち西之表市民は、郷土の自然と歴史と伝統を愛し、明るく発展するまちをつくるために手を取りあい、次のことを実行しましょう。

わたしたちは、楽しい家庭と平和なまちをつくりましょう。

わたしたちは、いつも希望をもち、元気で働くまちをつくりましょう。

わたしたちは、きまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。

わたしたちは、豊かな情緒と知性あるまちをつくりましょう。

わたしたちは、若い力を伸ばし生き生きとしたまちをつくりましょう。



第5次西之表市長期振興計画 後期基本計画

平成26年3月

鹿児島県 西之表市

発行・編集 西之表市行政経営課企画政策係

〒891-3193

鹿児島県西之表市西之表 7612 番地

電話：0997-22-1111(代表)

FAX：0997-22-0295

H P：http://www.city.nishinoomote.lg.jp/

E-mail: kikaku@city.nishinoomote.lg.jp